

北茨城市

こども計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



みんな
で育む
えが
お輝く
こども
たち



令和7年3月
北茨城市

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ等	2
3	計画の対象	5
4	計画の期間	6
5	計画の策定体制と策定の経緯	6
第2章	こども・若者・子育て家庭を取り巻く現状	7
1	統計からみた本市等の現状	7
2	ニーズ調査結果から見たこども・子育ての状況	19
3	教育・保育の状況	34
4	地域子ども・子育て支援事業の状況	36
5	将来の児童人口等の推計について	39
第3章	計画の基本理念等	40
1	計画の基本理念	40
2	計画の基本目標	41
3	施策体系	42
4	北茨城市独自の子育て支援	45
5	こども家庭センターの設置について	46
第4章	施策の展開	48
	【基本目標Ⅰ】 すべてのこども・子育て家庭を支えるまち	48
1	教育・保育、地域こども・子育て支援の充実	48
2	多様な子育て支援の充実	65
	【基本目標Ⅱ】 安心してこどもを産むことができ、健やかな成長を育むまち	68
1	親と子の健康づくり	68
2	地域の子育て力づくり	72
	【基本目標Ⅲ】 一人ひとりのこども・若者に寄り添うまち	75
1	きめ細やかなこども・若者・子育て支援、権利擁護の充実	75
2	相談・情報発信体制の充実	80
	【基本目標Ⅳ】 みんなでこども・子育てを支えあうまち	82
1	仕事と子育てが両立できる環境づくり	82
2	こどもと子育てにやさしい環境づくり	83
3	安心して成長できる環境づくり	84
	【基本目標Ⅴ】 若者が力を発揮できるまち	86
1	就学・就労の支援	86
2	成長・活躍できる環境づくり	88
第5章	計画の推進	90
1	推進体制	90
2	点検・評価	91
資料編		92

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

(1) 本市のこれまでの取組

本市は、令和2年3月に「第2期北茨城市子ども・子育て支援プラン」（令和2年度～6年度）を策定し、“みんなで育む えがお輝く子どもたち”を基本理念として、子育てに対する負担や不安が軽減されていく温かな地域づくりと、就学後においても保護者が安心して就労を継続し、地域で子どもたちが健やかに成長できるような環境整備に努めてきました。

(2) 子ども・子育てを取り巻く国の動向

この間、国においては令和3年12月に「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に子ども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、子ども政策の新たな司令塔として、子ども家庭庁が創設されました。

そして、令和5年12月には、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、令和6年5月、子ども政策推進会議において「こども大綱」に基づく幅広い子ども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」が決定されています。

そのほか、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべての子どもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

(3) 計画の目的

このような状況の中、本市の第2期計画が令和6年度で終了することから、その進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国における関連法制度の改正等を踏まえつつ、「こども計画」を策定します。

本市は、新たな計画に基づき、未来を担う子どもたちの最善の利益が実現するよう、本市の子どもたちと子育てをする保護者を地域全体で応援することを目標とするとともに、子どもや若者が未来への希望を持てるよう、すべての子ども・若者の成長を地域社会全体で支援していきます。

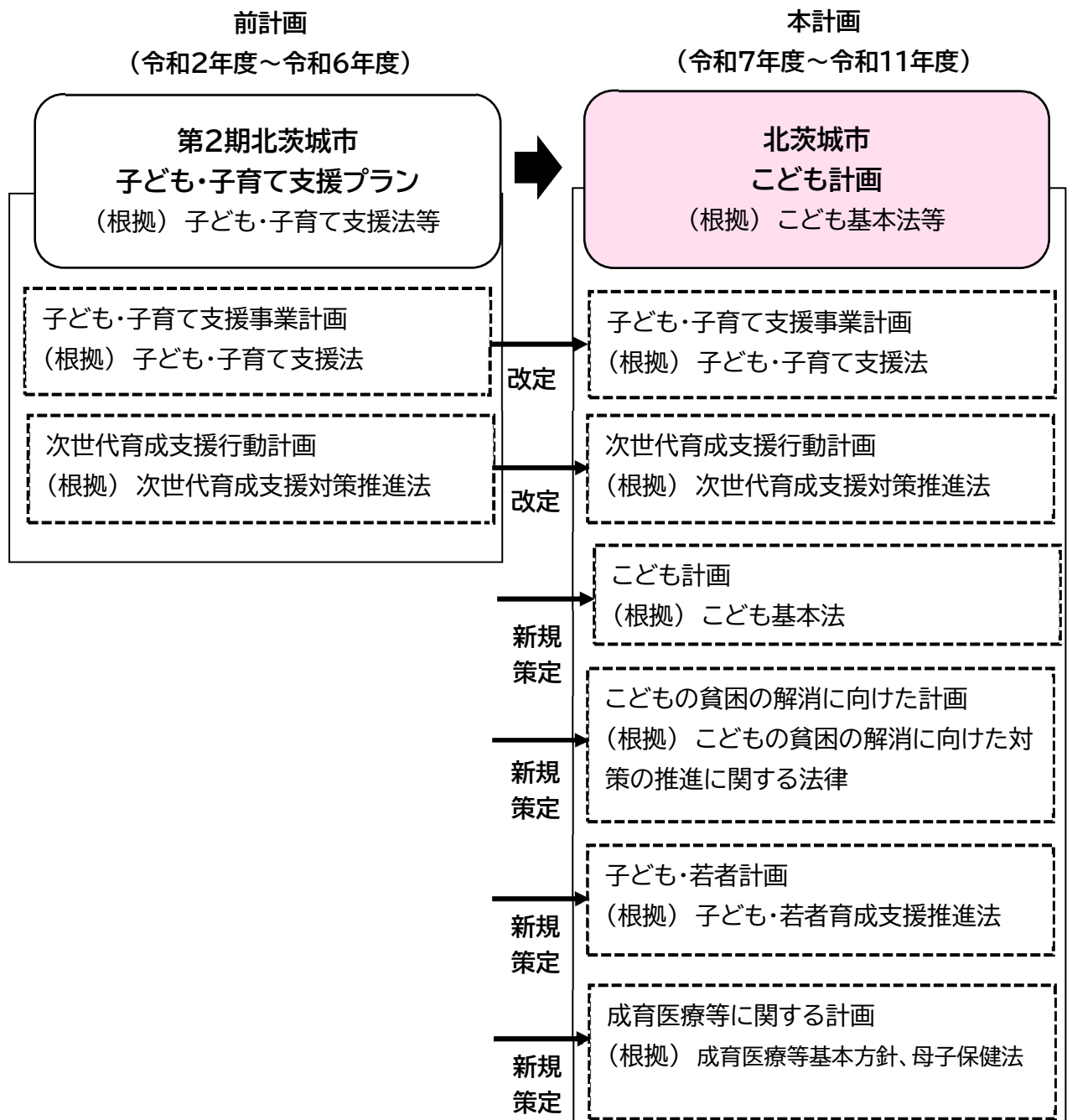
2 計画の位置づけ等

(1) 包含する計画と法的根拠等

市町村には、こども基本法第 10 条において、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう、努力義務が課せられています。

そこで本市は、「第 2 期北茨城市子ども・子育て支援プラン」の最終年度を迎えたこと、そして国の動向を踏まえて、こども基本法に基づく市町村こども計画として計画の改定等を令和 6 年度中に行い、こども施策を総合的に推進することとしました。

また、市町村こども計画については、「他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる」と規定されており、本市は以下の図のとおり、子ども・子育て支援事業計画をはじめ 6 つの関連する計画の施策を盛り込むかたちで策定しました。



● こども基本法について

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

〈6つの基本理念〉

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

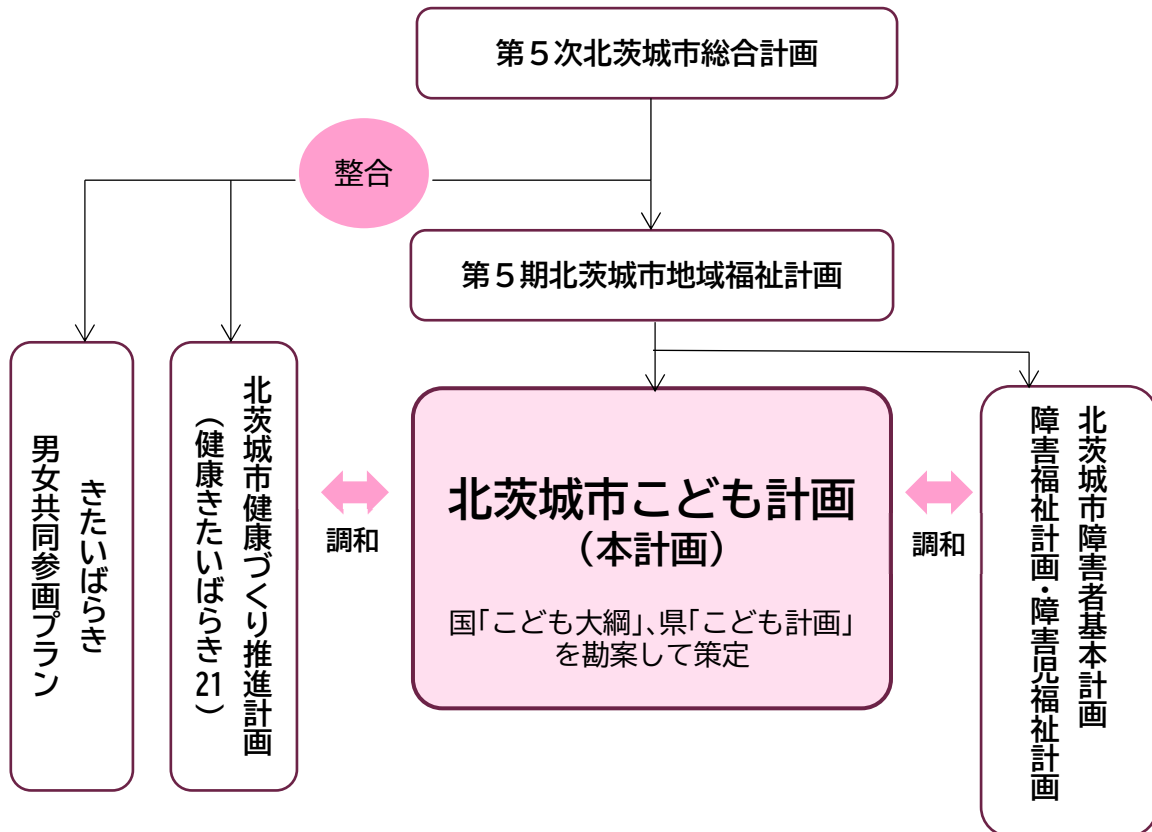
● 一体的に策定する計画の概要

計画	根拠	概要
市町村子ども・子育て支援事業計画 (現計画)	子ども・子育て支援法第61条	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的とする計画
次世代育成支援市町村行動計画 (現計画)	次世代育成支援対策推進法第8条	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会を形成することを目指して、次世代育成支援対策の目標、実施する支援対策の内容及びその実施時期等を定める計画
市町村こども計画 【新規】	こども基本法第10条	すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指して、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を一元的に定める計画
こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画 【新規】	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項	こどもの貧困の解消に向けた対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等）を定める計画
市町村子ども・若者計画 【新規】	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	すべてのこども・若者の健やかな成長と自立を目指して、総合的・体系的に推進することも・若者育成支援施策を定める計画
成育医療等に関する市町村計画、母子保健計画 【新規】	成育医療等基本方針、母子保健法	地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた、効果的な母子保健対策の推進施策を定めるとともに、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針を踏まえて、成育医療等に関する評価指標を定める計画

(2) 国や県、市の上位・関連計画等との整合

本計画は、国のこども大綱及び県のこども計画を勘案して策定するとともに、本市のまちづくりの最上位計画である「北茨城市総合計画」に基づく部門別計画として、こども・子育て支援に関する事項を定める関連計画等との整合性を保ちつつ策定しました。

【計画の位置づけ】



(3) SDGs (持続可能な開発目標) への取組について

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された国際目標です。本市は、こども・子育て支援に関する施策について、SDGsと関連性の強い項目が多いことを踏まえ、本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGsの達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の対象

国の子ども基本法では、子どもの定義を「心身の発達の過程にある者」としており、18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人が「子ども」と定義されています。

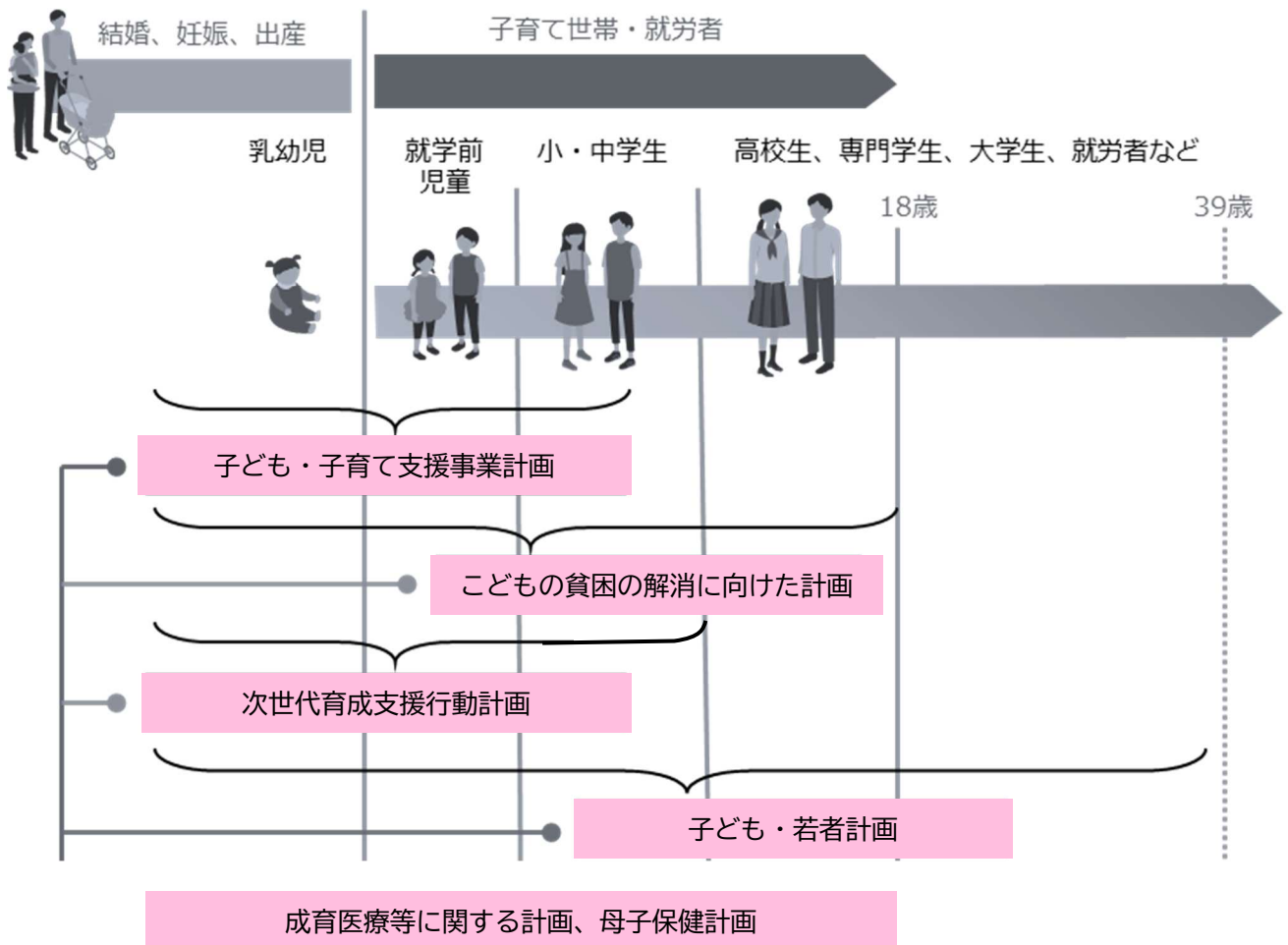
本市の計画においても、子ども計画としては一定の年齢上限は定めないものとし、内包又は一体として策定する各計画については、それぞれの対象への施策を実施するものとします。

■参考/子ども基本法の「子ども」の定義

子ども基本法第2条

この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

● 各計画の主な対象



各計画の主な対象範囲は上記のとおりです。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度～11年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、こども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度											
和暦	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度											
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center;">第2期 子ども・子育て支援事業計画</td><td style="width: 50%; text-align: center;">こども計画</td></tr><tr><td style="text-align: center;">ニーズ調査</td><td style="text-align: center;">計画策定</td><td colspan="6"></td><td style="text-align: center;">計画策定</td></tr></table>											第2期 子ども・子育て支援事業計画	こども計画	ニーズ調査	計画策定							計画策定
第2期 子ども・子育て支援事業計画	こども計画																				
ニーズ調査	計画策定							計画策定													

5 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 北茨城市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、市民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「北茨城市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 計画策定のためのニーズ調査

計画策定に伴う基礎資料とするため、アンケート形式によるニーズ調査によって得られた市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しました。

なお、ニーズ調査は、就学前児童の保護者(1,055人)や就学児童の保護者(1,318人)を対象に、こども・子育て支援に関する意向等を把握したほか、高校2年生(該当年齢351人)を対象に、こども・若者本人からの意見等を把握しました。

(3) パブリックコメントの実施

市民から計画に対する意見などを募集し、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

第2章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く現状

1 統計からみた本市等の現状

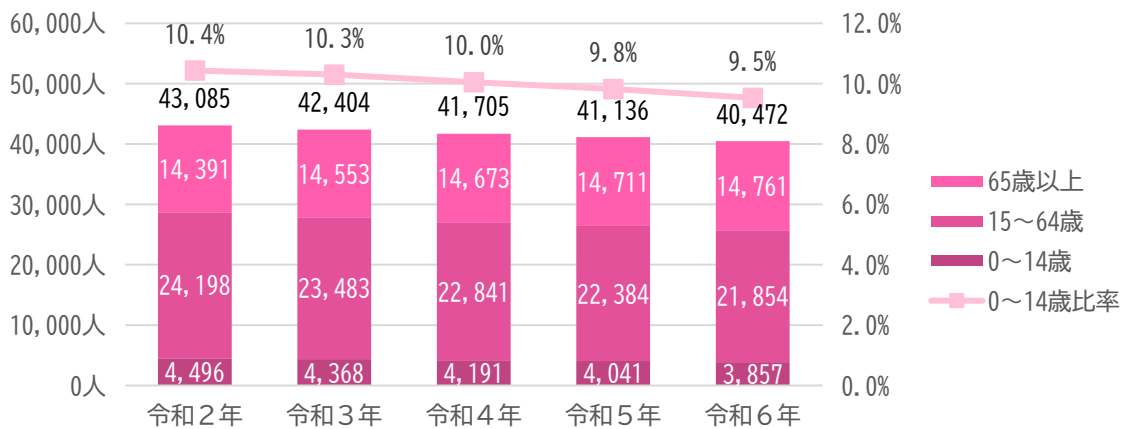
(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和6年4月1日現在 40,472 人で、減少傾向で推移しており、年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）が減少傾向で推移している一方、65歳以上（老年人口）は増加傾向となっています。

また、0～14歳の比率は、令和6年4月1日現在 9.5%と低下傾向で推移しています。

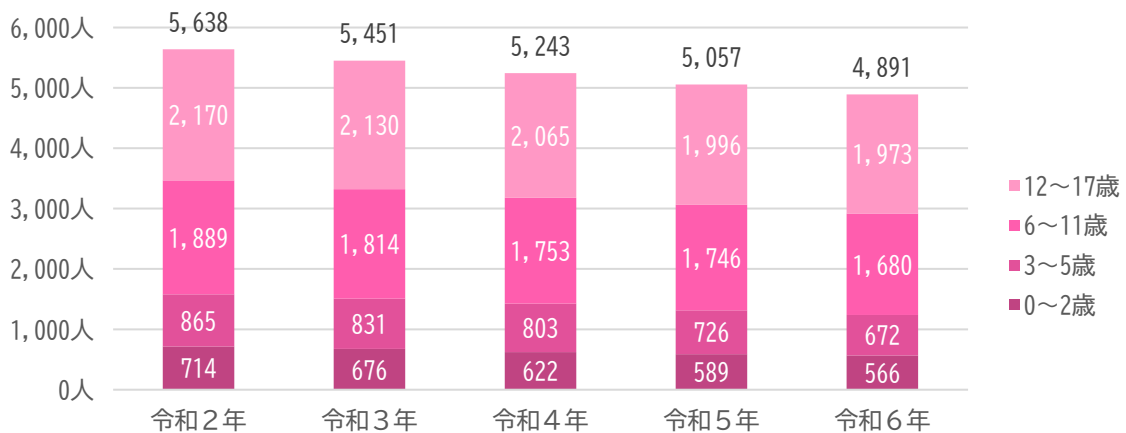
18歳未満の児童人口は、令和6年4月1日現在 4,891 人となっており、いずれの年齢区分も減少傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口及び0～14歳比率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

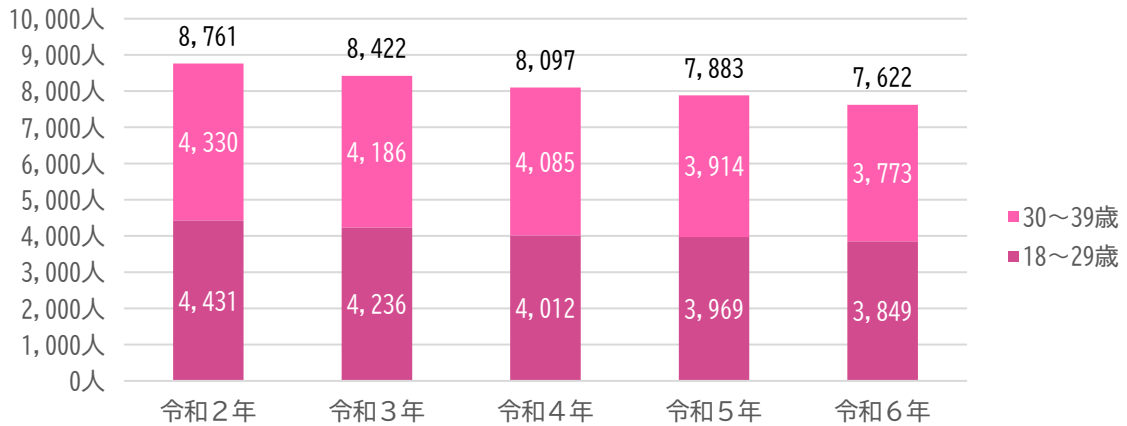
■年齢区分別児童人口（18歳未満）の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

18歳～39歳人口は、令和6年4月1日現在 7,622 人となっており、いずれの年齢区分も減少傾向で推移しています。

■18歳～39歳人口の推移



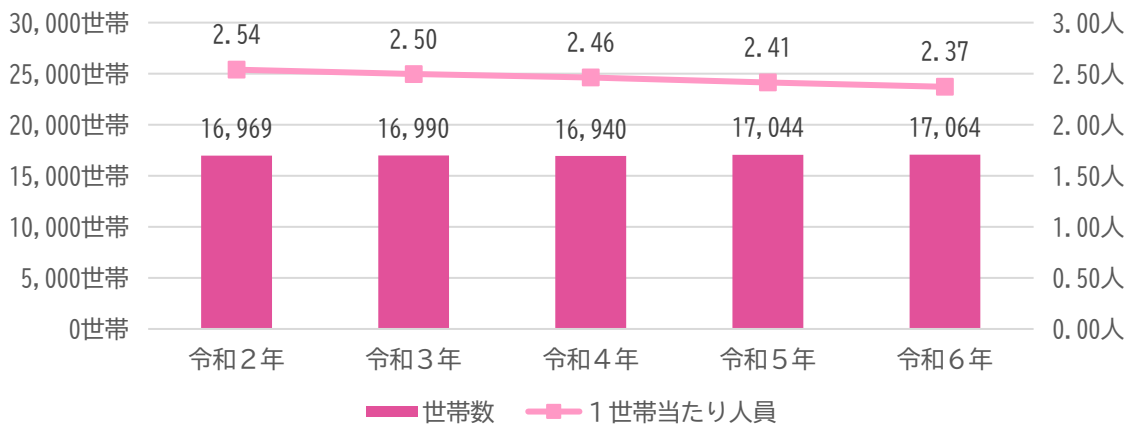
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数等の推移

①世帯数及び1世帯当たり人員の推移

本市の世帯数は、令和6年4月1日現在 17,064 世帯となっており、概ね増加傾向で推移している一方、1世帯当たり人員は、令和6年4月1日現在 2.37 人となっており、減少傾向で推移しています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



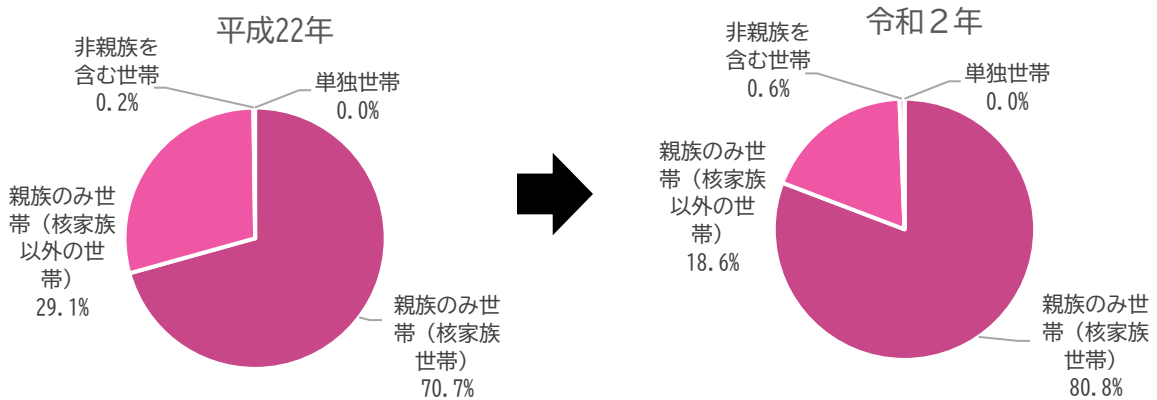
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②こどものいる世帯の構成

本市のこどものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯が全体の80.8%を占めており、この割合は上昇傾向であり、核家族化が進行しています。

また、ひとり親世帯（男親とこどもから成る世帯及び女親とこどもから成る世帯）は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯の11.3%となっており、この割合は上昇傾向です。

■こどものいる世帯の構成



	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成22年		平成27年		令和2年	
総数	4,216	100.0%	3,619	100.0%	3,094	100.0%
親族のみ世帯	4,207	99.8%	3,605	99.6%	3,075	99.4%
核家族世帯	2,980	70.7%	2,613	72.2%	2,500	80.8%
夫婦のみの世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
夫婦とこどもから成る世帯	2,588	61.4%	2,273	62.8%	2,149	69.5%
男親とこどもから成る世帯	46	1.1%	41	1.1%	43	1.4%
女親とこどもから成る世帯	346	8.2%	299	8.3%	308	10.0%
核家族以外の世帯	1,227	29.1%	992	27.4%	575	18.6%
非親族を含む世帯	7	0.2%	9	0.2%	19	0.6%
単独世帯	2	0.0%	5	0.1%	0	0.0%

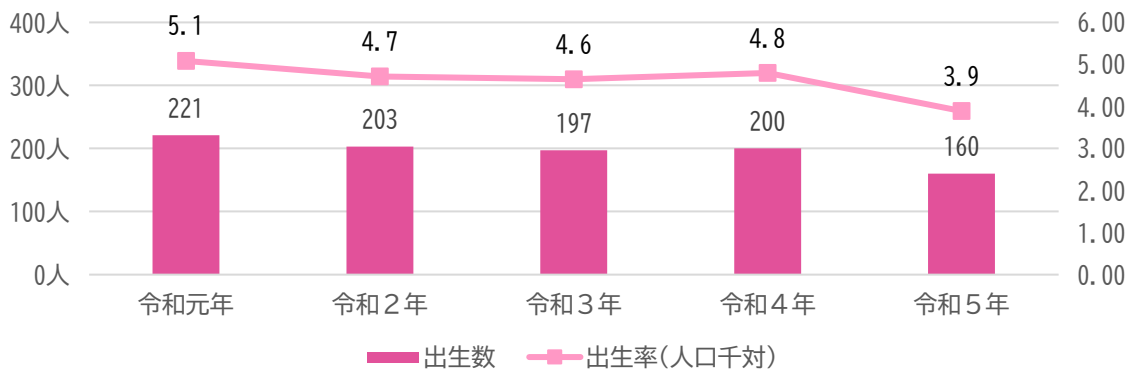
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 人口動態

本市の出生数は、令和元年の221人から令和5年には160人と60人以上減少しており、年によって増減はあるものの概ね減少傾向です。

また、出生率（人口千対）も概ね低下傾向であり、特に令和5年は3.9と前年からの低下が顕著です。

■出生数及び出生率（人口千対）の推移



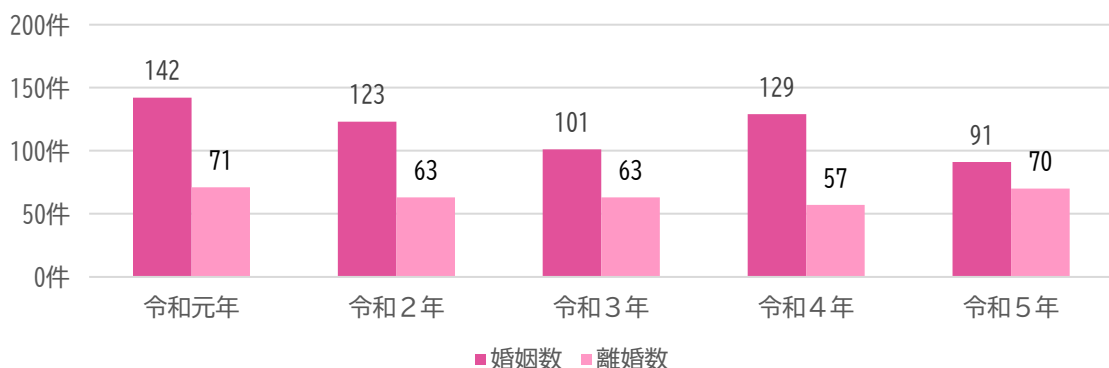
資料：人口動態統計、出生率は各年4月1日現在の住民基本台帳人口から算出

婚姻数は、令和元年の142件から令和5年には91件と50件以上減少しており、年によって増減はあるものの概ね減少傾向です。

離婚数は、年によって増減はあるものの、この5年は50件台後半から70件台前半で推移しています。

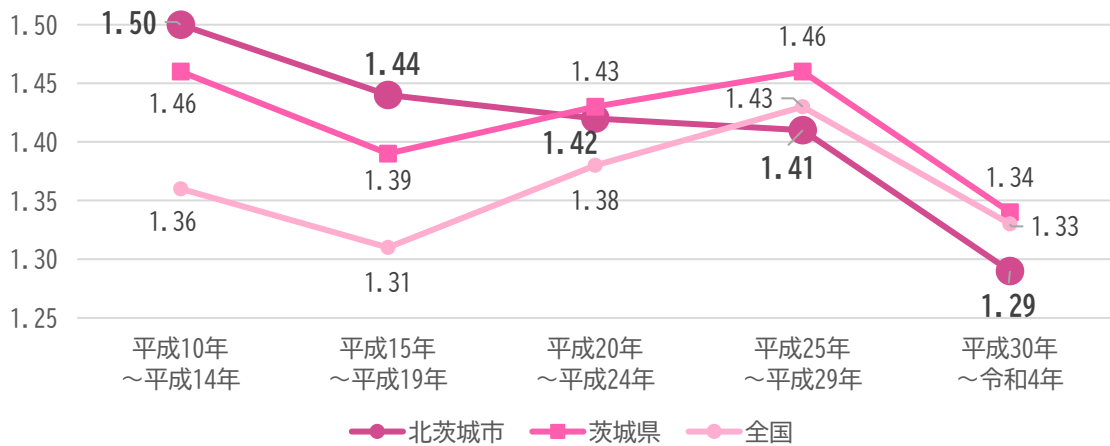
合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の平均が1.29となっており、茨城県や全国の平均を下回る水準まで低下してきています。

■婚姻数及び離婚数の推移



資料：人口動態統計、出生率は各年4月1日現在の住民基本台帳人口から算出

■合計特殊出生率※の推移と比較



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

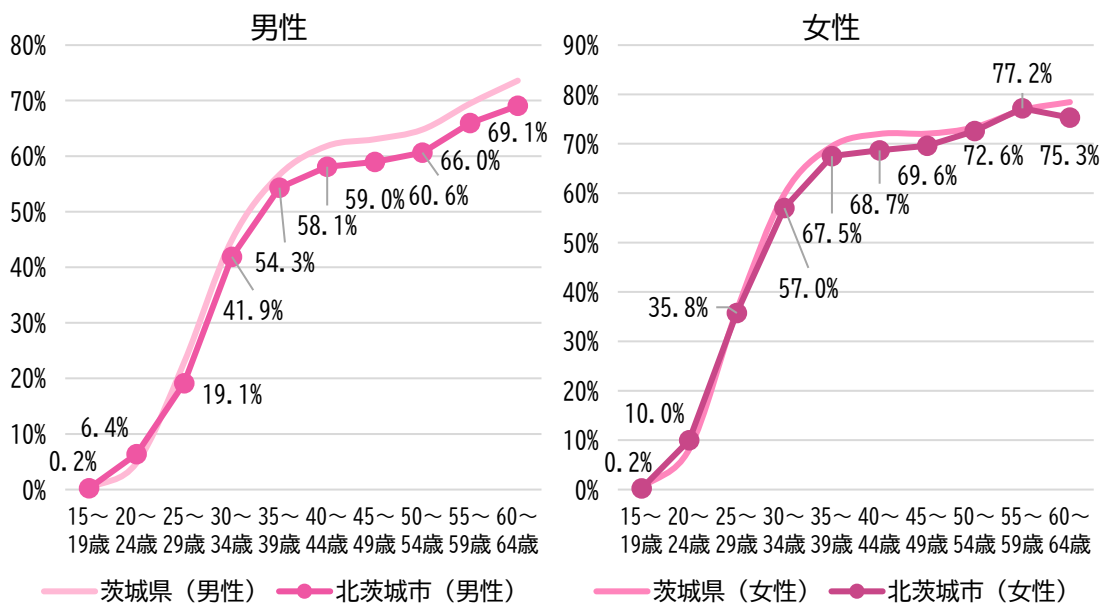
※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、一人の女性が一生に産むこどもの数に相当

(4) 有配偶率等

本市の有配偶率については、20歳代後半以降は、男女ともにほとんどの年齢区分で茨城県の平均を下回る水準となっています。

未婚率については、男女ともにほとんどの年齢区分で上昇傾向となっており、令和2年10月1日現在の未婚率は、35～39歳では男性39.5%、女性22.1%という状況です。

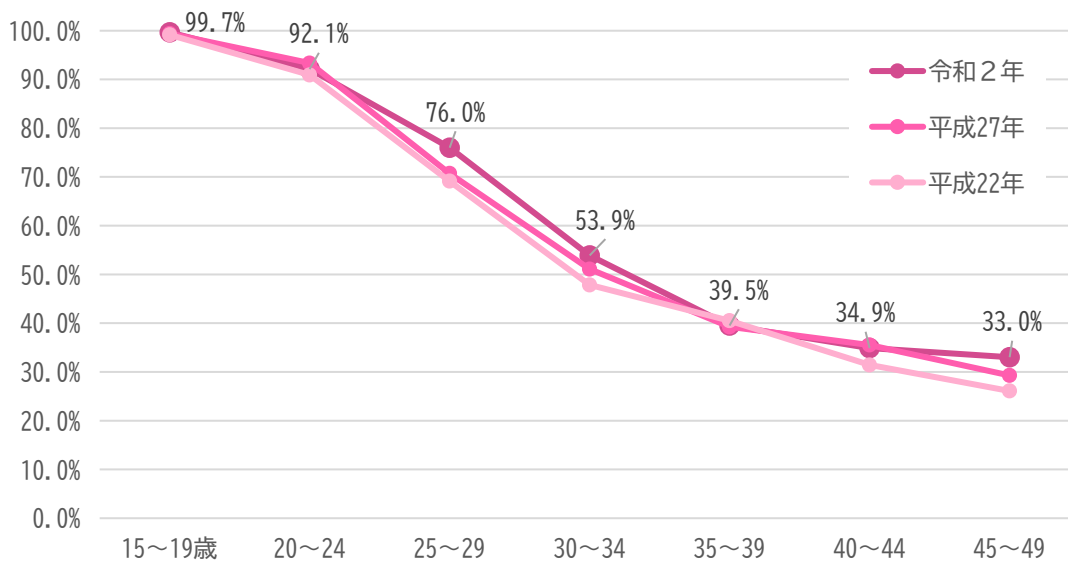
■年齢区分別有配偶率の比較（令和2年）



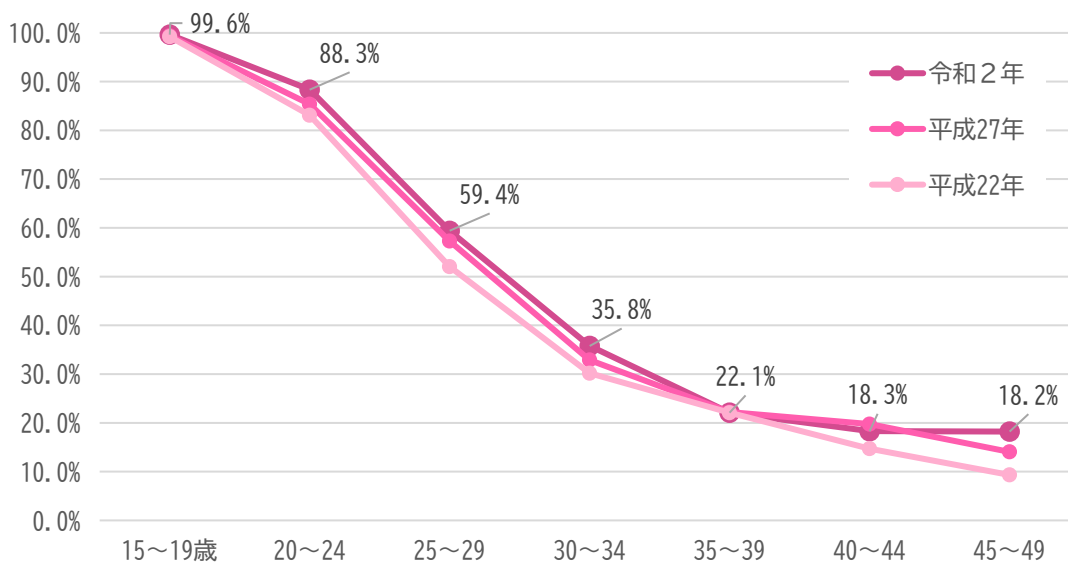
資料：国勢調査（10月1日現在）

■年齢区分別未婚率の推移

〈男性〉



〈女性〉



区分	男性			女性		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	99.1%	99.4%	99.7%	99.2%	99.4%	99.6%
20～24	90.9%	93.3%	92.1%	83.1%	85.4%	88.3%
25～29	69.1%	70.7%	76.0%	52.0%	57.3%	59.4%
30～34	47.9%	51.1%	53.9%	30.2%	32.9%	35.8%
35～39	40.5%	39.2%	39.5%	22.1%	22.2%	22.1%
40～44	31.4%	35.5%	34.9%	14.7%	19.8%	18.3%
45～49	26.1%	29.3%	33.0%	9.3%	14.1%	18.2%
合計	54.9%	56.2%	56.6%	40.8%	43.6%	43.8%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

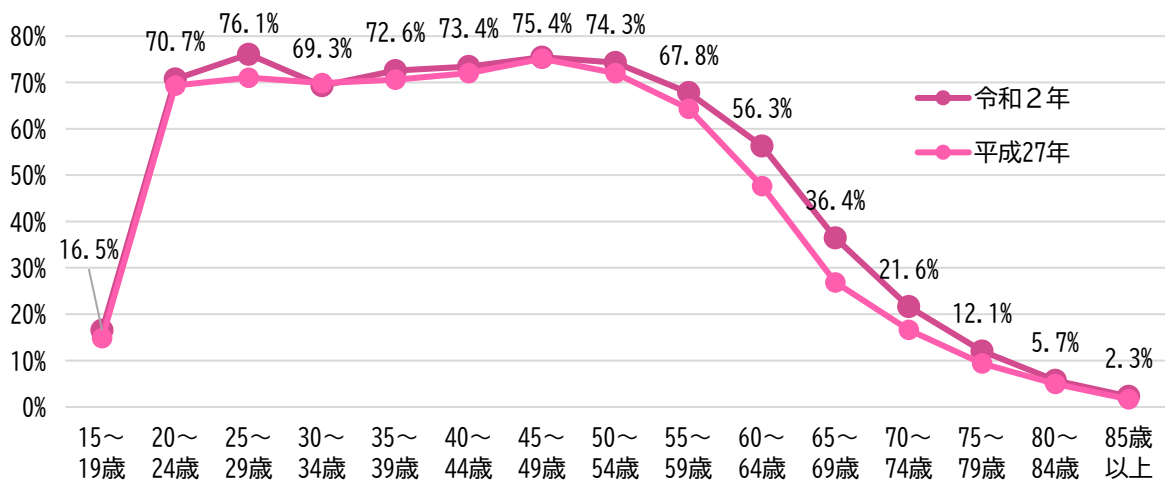
(5) 女性の就業率

本市の女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）は、結婚・出産期にあたる30歳代前半に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

令和2年は、20歳代後半の就業率が上昇したことによって、M字の谷の部分が高くなっています。

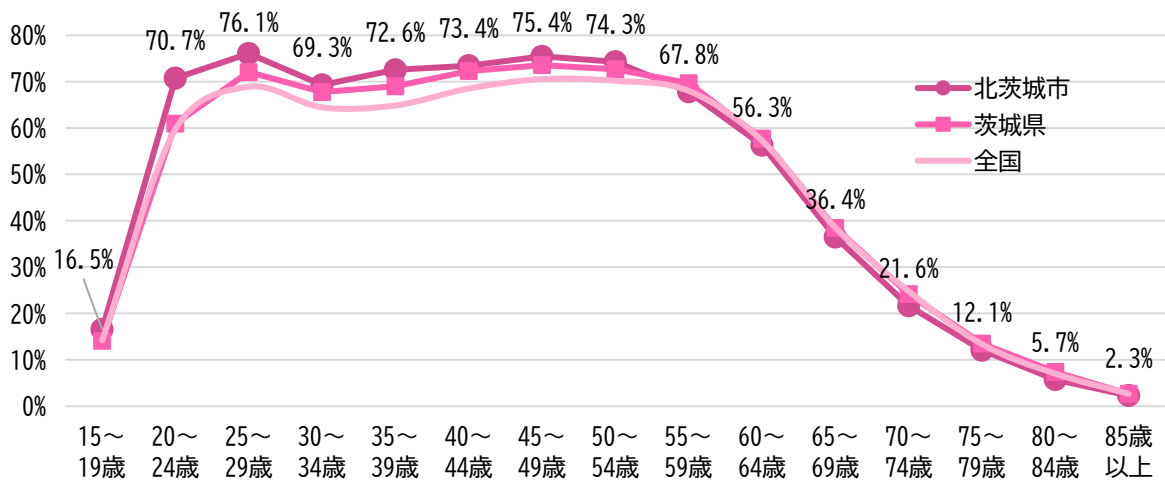
また、就業率は50歳代前半まではいずれの年齢区分も茨城県や全国の平均よりも高い水準となっており、出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策・事業を推進していく必要があります。

■女性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の就業率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（10月1日現在）

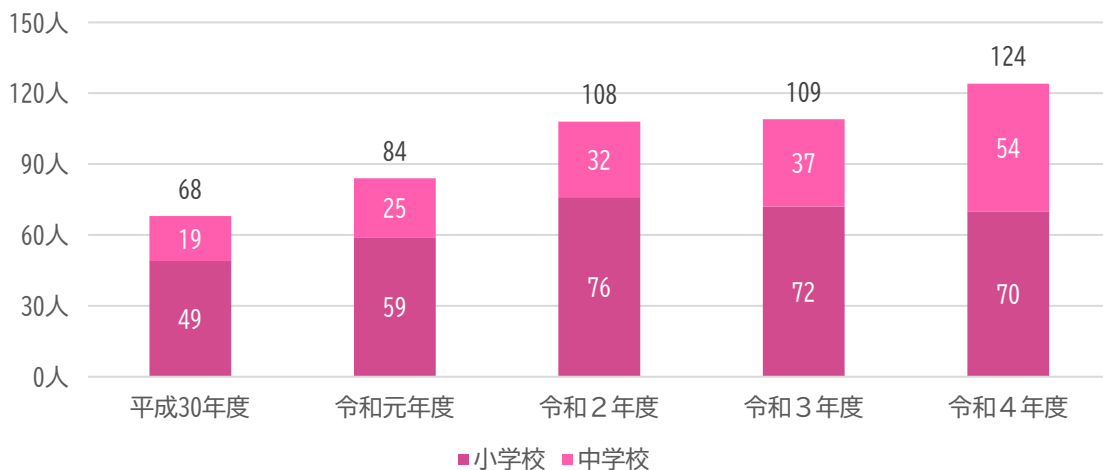
(6) 障害児等の状況

本市の小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒数は、令和4年度が小学校 70 人、中学校 54 人、計 124 人となっており、小中学校を合わせた数では増加傾向で推移しています。

未就学で療育指導を受けている児童数は、令和4年度が 24 人となっており、ここ5年は20人台で推移している状況です。

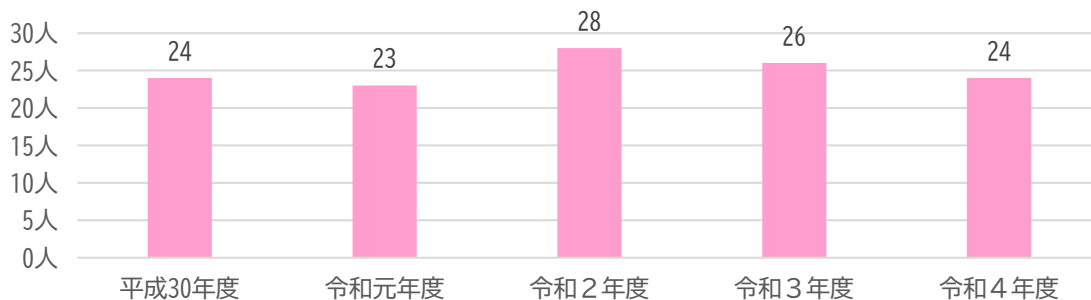
障害児通所施設の利用状況は、児童発達支援、障害児相談支援、放課後等デイサービスのいずれも、利用者数が増加傾向で推移しています。

■特別支援学級在籍児童生徒数の推移



資料：北茨城市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

■未就学で療育指導を受けている児童の推移



資料：北茨城市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

■障害児通所施設の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援 (人)	4	17	16	15
障害児相談支援 (人)	48	70	78	81
放課後等デイサービス (人)	43	47	54	65
(延べ利用人数)	424	455	565	676

資料：担当課資料

(7) 児童虐待の状況

家庭児童相談室への相談件数は、令和5年度実績の合計 93 件のうち、虐待に関する相談が 59 件（63.4%）と最も多くなっています。

また、児童虐待相談（認知）件数は、令和5年度実績で 59 件となっており、年度によって増減が見られる状況です。

令和5年度における虐待の種類は、心理的虐待が全体の 49.2%を占めて最も多く、次いで身体的虐待が 32.2%、ネグレクトが 15.3%、性的虐待が 3.4%と続いています。

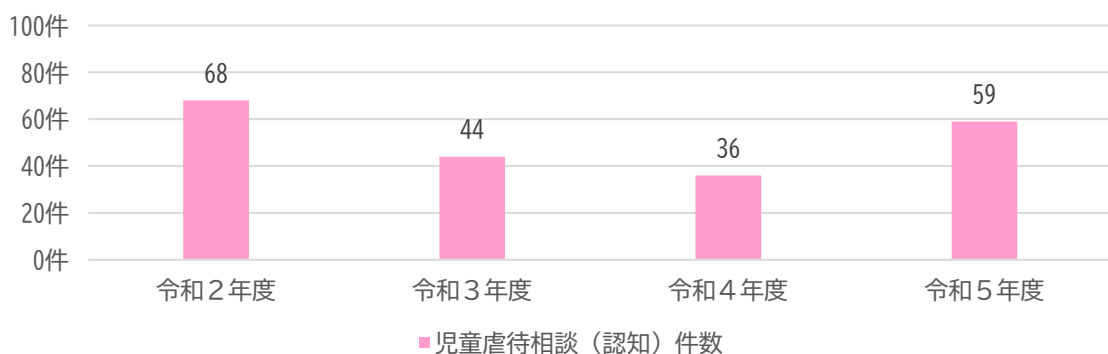
令和5年度における虐待の対象年齢は、小学生が全体の 39.0%を占めて最も多く、次いで就学前児童が 28.8%、中学生が 18.6%、高校生が 13.6%と続いています。

■家庭児童相談室への相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待	68	44	36	59
養護	42	44	37	25
不登校	5	13	21	6
その他	8	21	6	3
合計	123	122	100	93

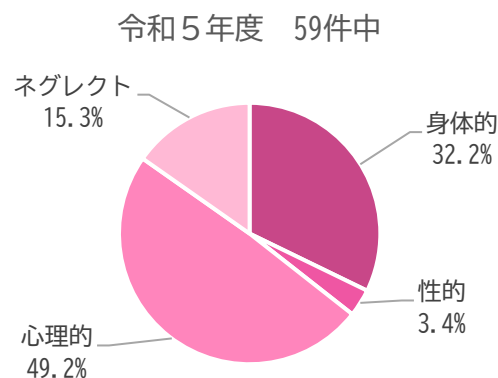
資料：担当課資料

■児童虐待相談（認知）件数の推移

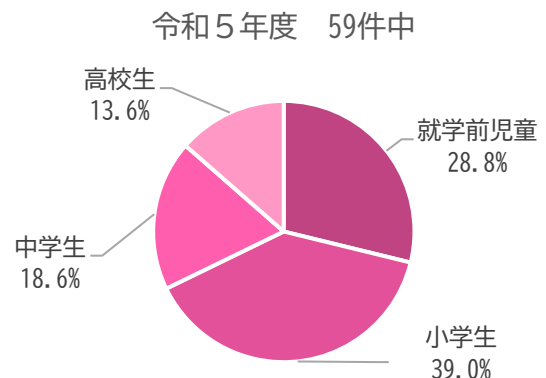


資料：担当課資料

■児童虐待の種類（令和5年度）



■児童虐待の対象年齢（令和5年度）



資料：担当課資料

(8) こどもの貧困の状況

①本市における要保護及び準要保護世帯の推移

令和5年度実績で、要保護児童生徒数が5人、準要保護児童生徒数が240人で、援助率は9.2%となっており、近年の援助率は9%～10%で推移しています。

■要保護及び準要保護世帯の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童生徒数(人)	13	10	9	5
準要保護児童生徒数(人)	261	264	263	240
援助率(%)※	9.5	9.7	10.0	9.2

資料：担当課資料

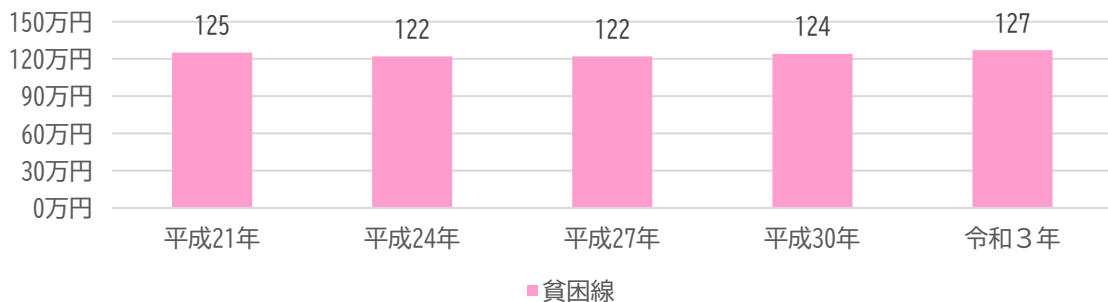
※援助率：要保護及び準要保護児童生徒数÷公立小中学校児童生徒数

②国における貧困の状況

令和4年国民生活基礎調査の結果によると、国における令和3年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%となっています。

また、「こどもの貧困率」（17歳以下）は11.5%（平成30年比で2.5ポイント減）となっています。

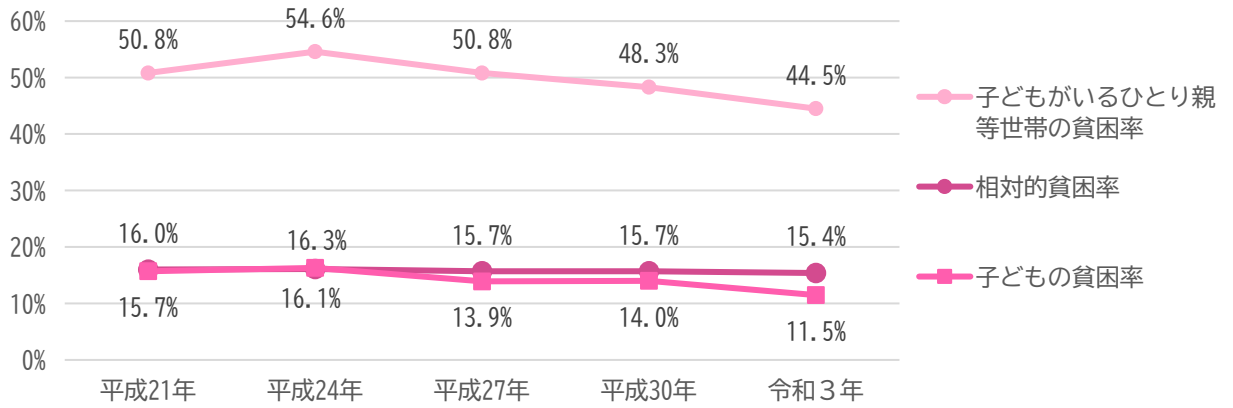
■国における貧困線※の推移



資料：国民生活基礎調査

※等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額

■国における相対的貧困率等※の推移



資料：国民生活基礎調査

※相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

※子どもの貧困率は、こども（17歳以下）全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合

※ひとり親等世帯とは、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯のうち、18歳以上の大人が一人の世帯



(9) 茨城県等における不登校の状況

国の調査によると、茨城県における不登校児童生徒数は、令和5年度実績で小学校3,288人、中学校5,289人となっており、いずれも増加傾向で推移しています。

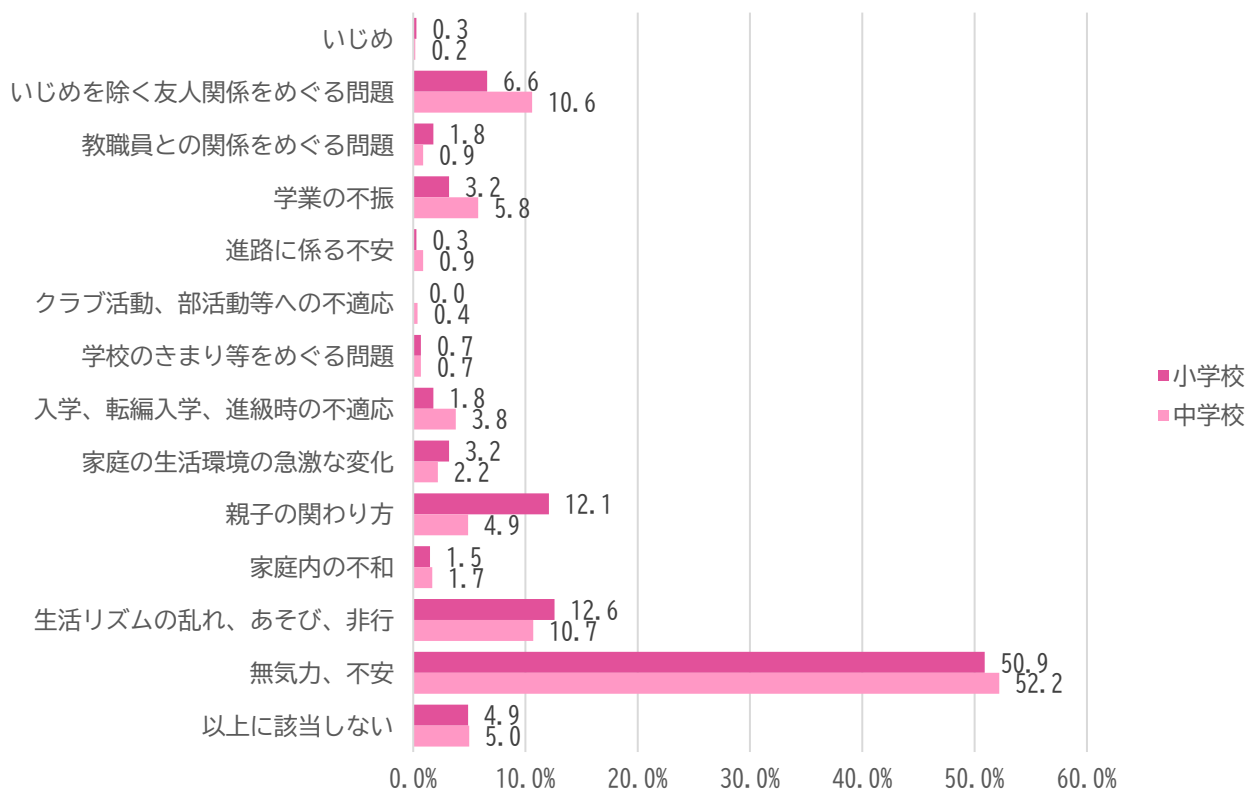
不登校の要因について全国的な状況を見ると、「無気力、不安」が50%弱と最も多く、次いで「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が10%弱と続いており、小学校の不登校児童では「親子の関わり方」、中学校の不登校生徒では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」も比較的上位にあがっています。

■茨城県における不登校児童生徒数の推移



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

■不登校の要因の全国的な状況（令和4年度）



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

2 ニーズ調査結果から見たこども・子育ての状況

(1) 調査の対象と実施方法等

本調査は、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象	調査期間	実施方法
就学前児童の保護者調査	市内の就学前児童(0歳～6歳児)の保護者	R6.1.30 ～2.22	【配布】 保育所、幼稚園、 小学校を通じ配 布。他は郵送 【回収】 郵送、Web
就学児童の保護者調査	市内の就学児童(小学校1年生～6年生)の保護者		
高校2年生(該当年齢)調査	市内の高校2年生(該当年齢)		

(2) 調査の回収結果

調査票の配布と回収の状況は、次のとおりです。

調査の種類	配布数	回収数	有効回収率
就学前児童の保護者調査	1,055 世帯	582 世帯	55%
就学児童の保護者調査	1,318 世帯	637 世帯	48%
高校2年生(該当年齢)調査	351 人	107 人	30%

※児童は、世帯ごとに調査

(3) 調査の項目

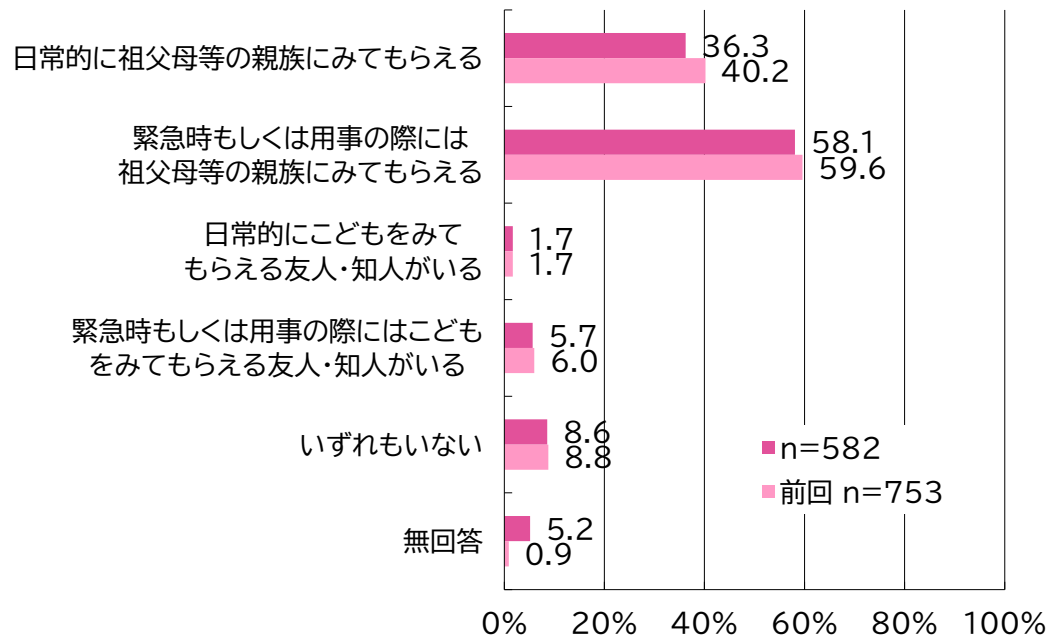
就学前児童の保護者調査及び就学児童の保護者調査	高校2年生(該当年齢)調査
1. お子さんご家族の状況	1. あなたの状況
2. こどもの育ちをめぐる環境	2. あなたの悩みや困りごと
3. お子さんの母親・父親の就労状況	3. あなたの居心地の良い居場所
4. お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	4. あなたの将来
5. お子さんの地域の子育て支援事業等の利用状況	5. 家族のあり方
6. お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望	6. 今の生活や北茨城市のこども・若者への支援
7. お子さんの病気の際の対応	
8. お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用	
9. 放課後の過ごし方	
10. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度	
11. 子育てやこどもに関する悩みや不安感など	
12. 子育ての楽しさなど	
13. あなたの時間の優先度	
14. 理想のお子さんの人数など	
15. こどもに関する施策	

(4) 調査結果概要

①就学前児童の保護者調査

①-1 お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

- 前回調査（平成 30 年 12 月）と比べて、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の回答率が低下しています。



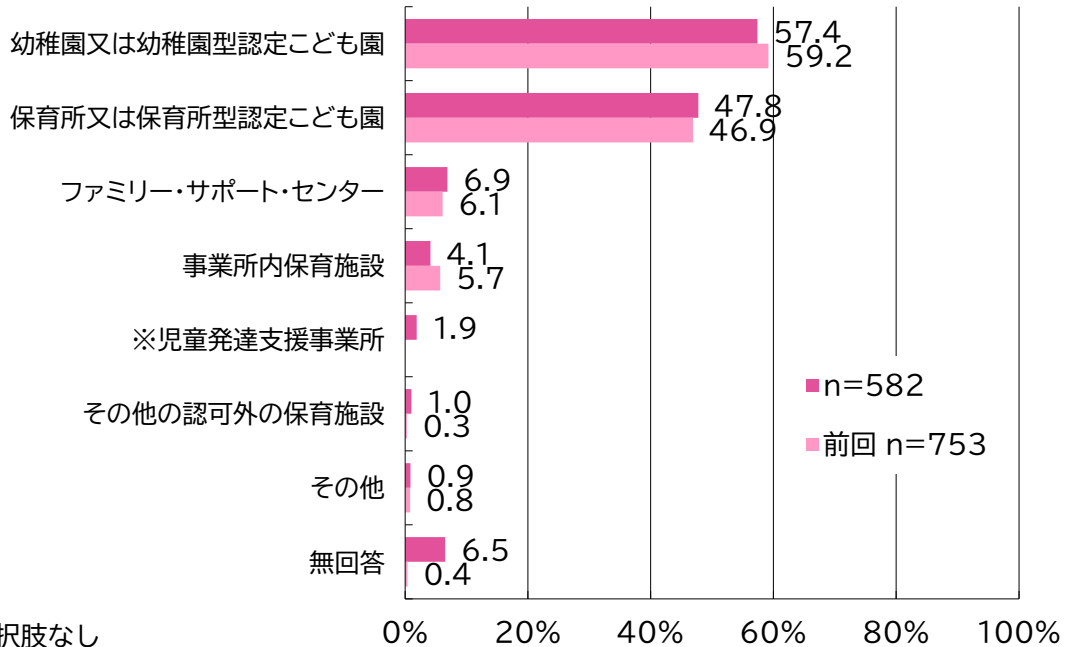
①-2 あればよいと思う周囲（身近な人、行政担当者など）のサポート

- 「金銭的な支援や補助金の希望」、「一時保育や短時間預かりの希望」、「病児保育の充実を求める声」、これら3つに関わる意見が比較的多く寄せられています。

主な意見要旨	件数
金銭的な支援や補助金の希望	28 件
一時保育や短時間預かりの希望	25 件
病児保育の充実を求める声	23 件
祖父母以外の預け先の確保	17 件
子どもが遊べる施設の充実	15 件
気軽に相談できる環境の整備	14 件
共働き家庭へのサポート要望	11 件
イベントや行事の増加希望	8 件
夫の協力や育休取得の希望	4 件
子育て支援センターの利用促進	2 件

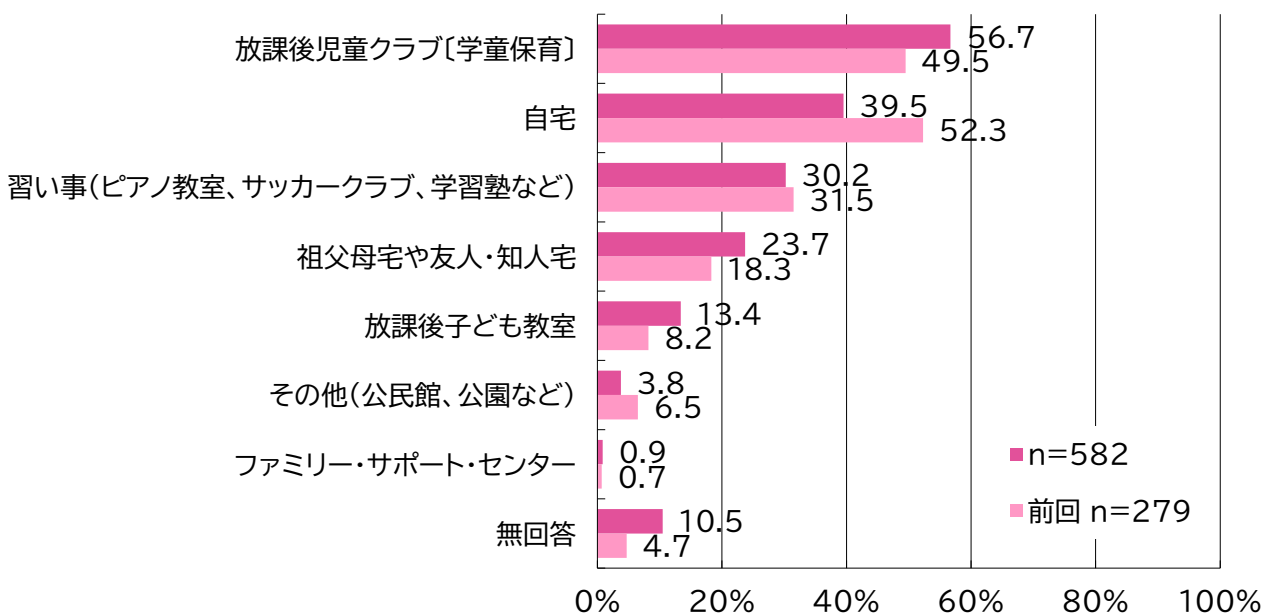
①-3 定期的にご利用したいと考える教育・保育の事業

- 「幼稚園又は幼稚園型認定こども園」が57.4%と最も高く、次いで「保育所又は保育所型認定こども園」が47.8%、「ファミリー・サポート・センター」が6.9%と続いています。前回調査と概ね同様の結果となっています。



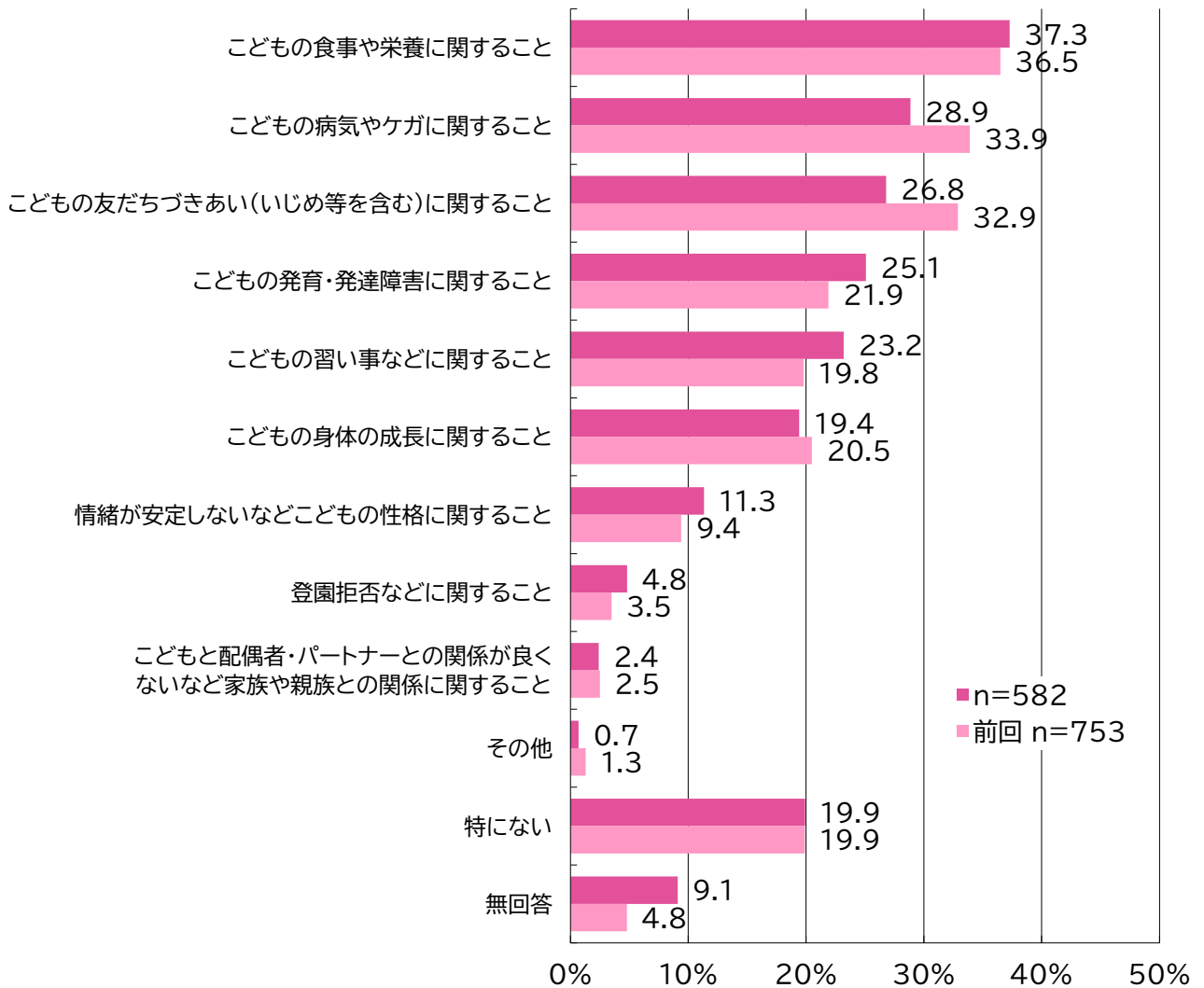
①-4 小学校低学年（1～3年生）時、放課後を過ごさせたい場所

- 「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が56.7%と最も高くなっています。
- 前回調査と比べて、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の回答率が上昇（49.5%→56.7%）しています。



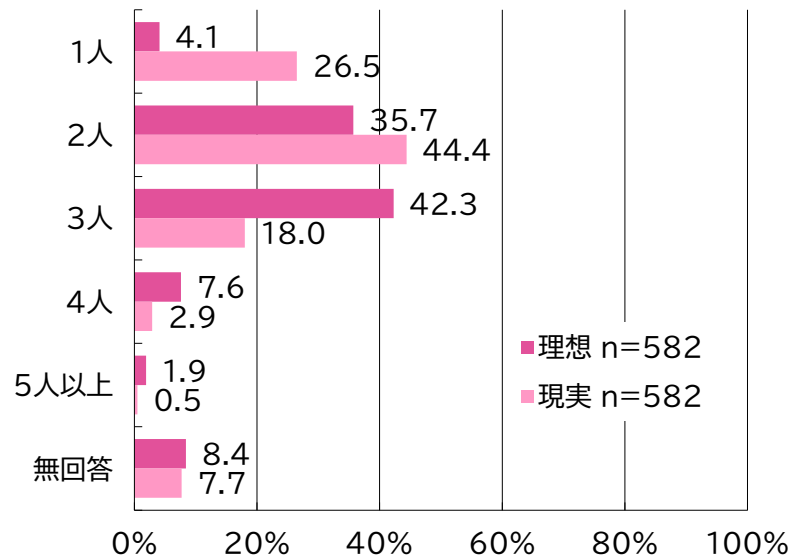
①-5 お子さんに関する悩みや、気になること

- 「こどもの食事や栄養に関すること」が37.3%と最も高く、次いで「こどもの病気やケガに関すること」が28.9%、「こどもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」が26.8%と続いています。



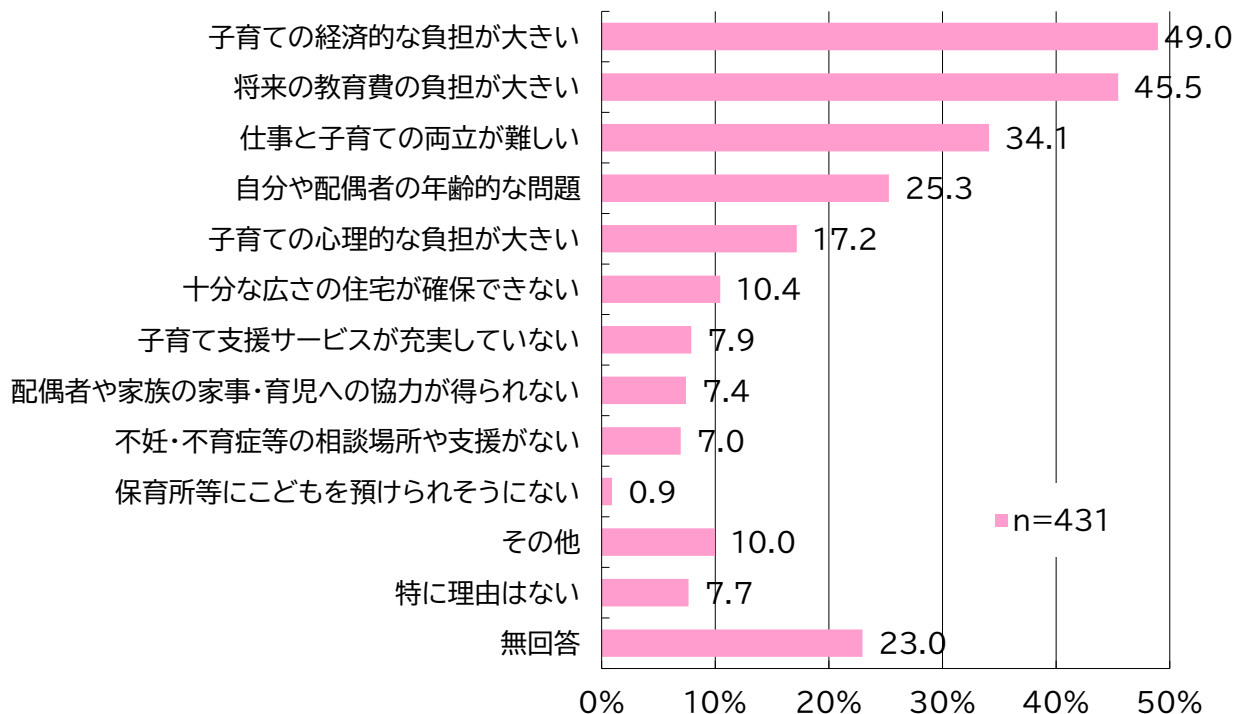
①-6 理想とするお子さんの人数と現実的に養育できるお子さんの人数

- 理想は、「3人」が42.3%と最も高く、次いで「2人」が35.7%、「4人」が7.6%と続いています。現実には、「2人」が44.4%と最も高く、次いで「1人」が26.5%、「3人」が18.0%と続いています。



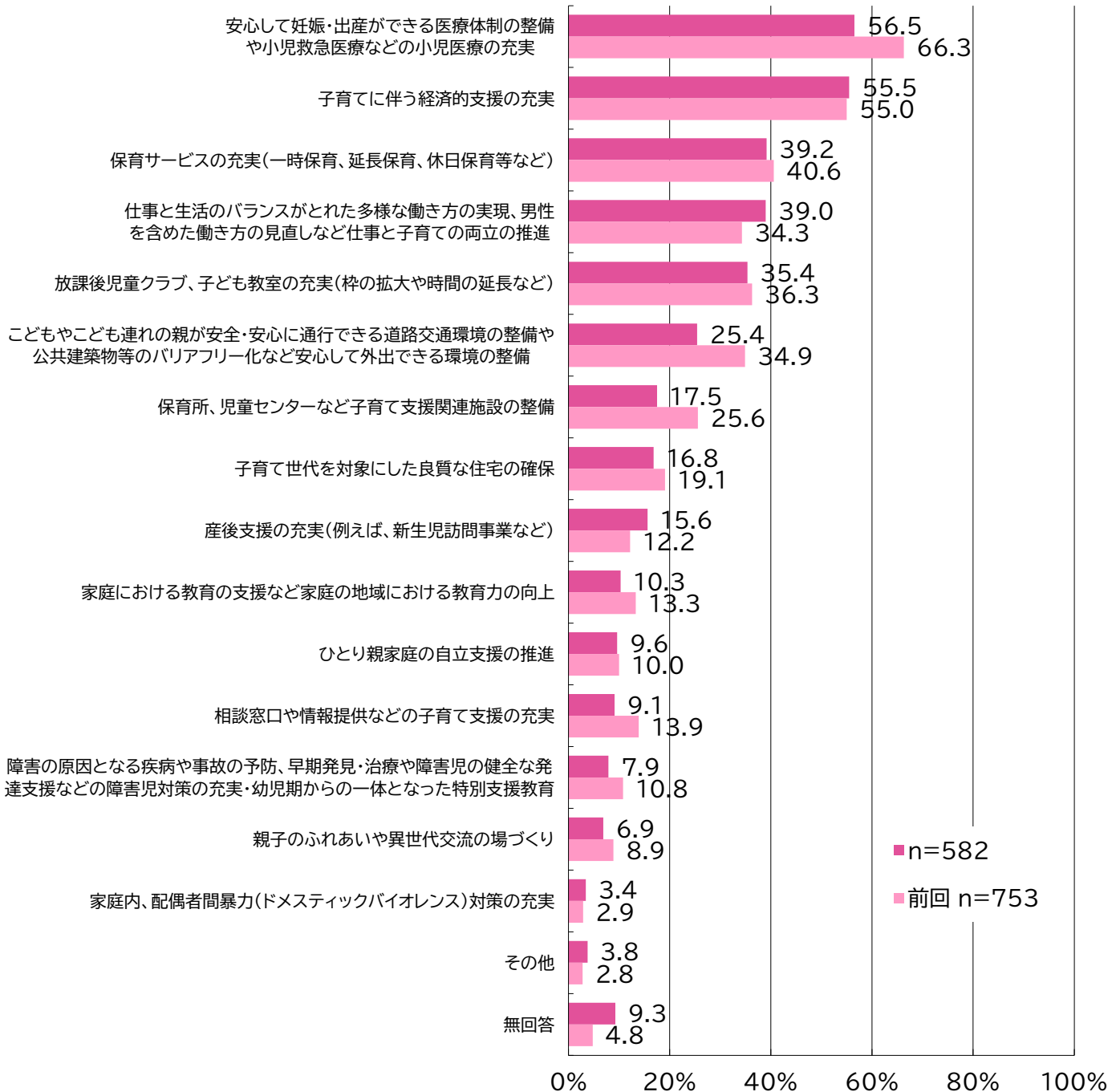
①-7 理想とするお子さんの人数を養育できない理由

- 「子育ての経済的な負担が大きい」が49.0%、「将来の教育費の負担が大きい」が45.5%とこれらが上位2つで、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」が34.1%と続いています。



①-8 市が重点的に取り組む必要が高いと思われる施策

- 「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備や小児救急医療などの小児医療の充実」が56.5%、「子育てに伴う経済的支援の充実」が55.5%とこれらが上位2つで、次いで「保育サービスの充実（一時保育、延長保育、休日保育等など）」が39.2%と続いています。
- 前回調査と比べて、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備や小児救急医療などの小児医療の充実」の回答率が低下している一方、「仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方の実現、男性を含めた働き方の見直しなど仕事と子育ての両立の推進」が上昇しています。

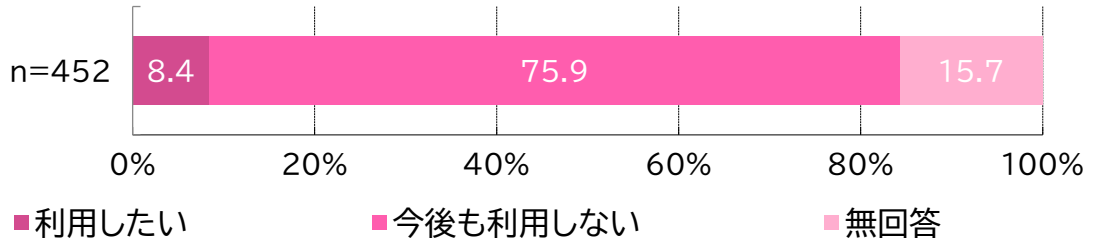


②就学児童の保護者調査

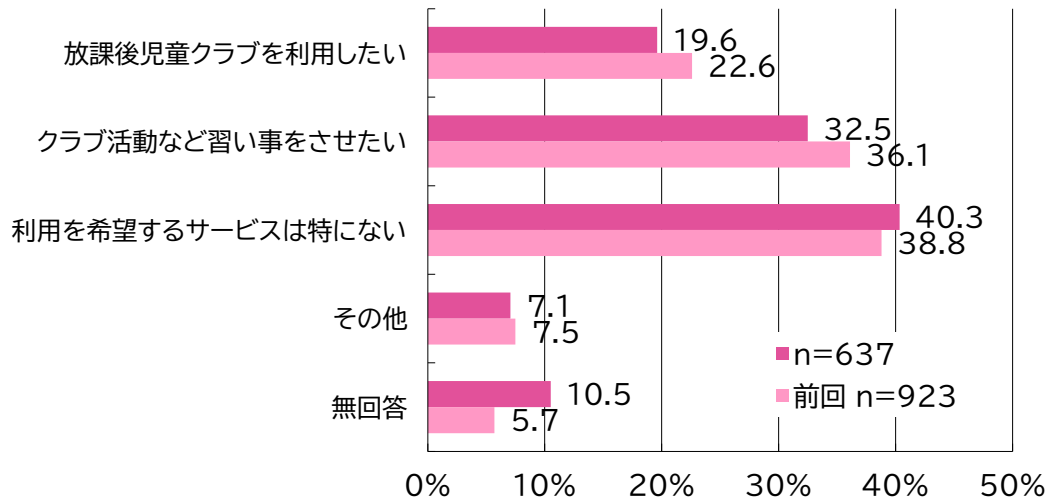
②-1 放課後の過ごし方の希望

- 現在、放課後児童クラブを利用していない家庭における今後の利用希望について、「利用したい」が8.4%となっています。
- 小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望について、「クラブ活動など習い事をさせたい」が32.5%、「放課後児童クラブを利用したい」が19.6%と続いています。

〈放課後児童クラブを利用していない家庭における今後の利用希望〉

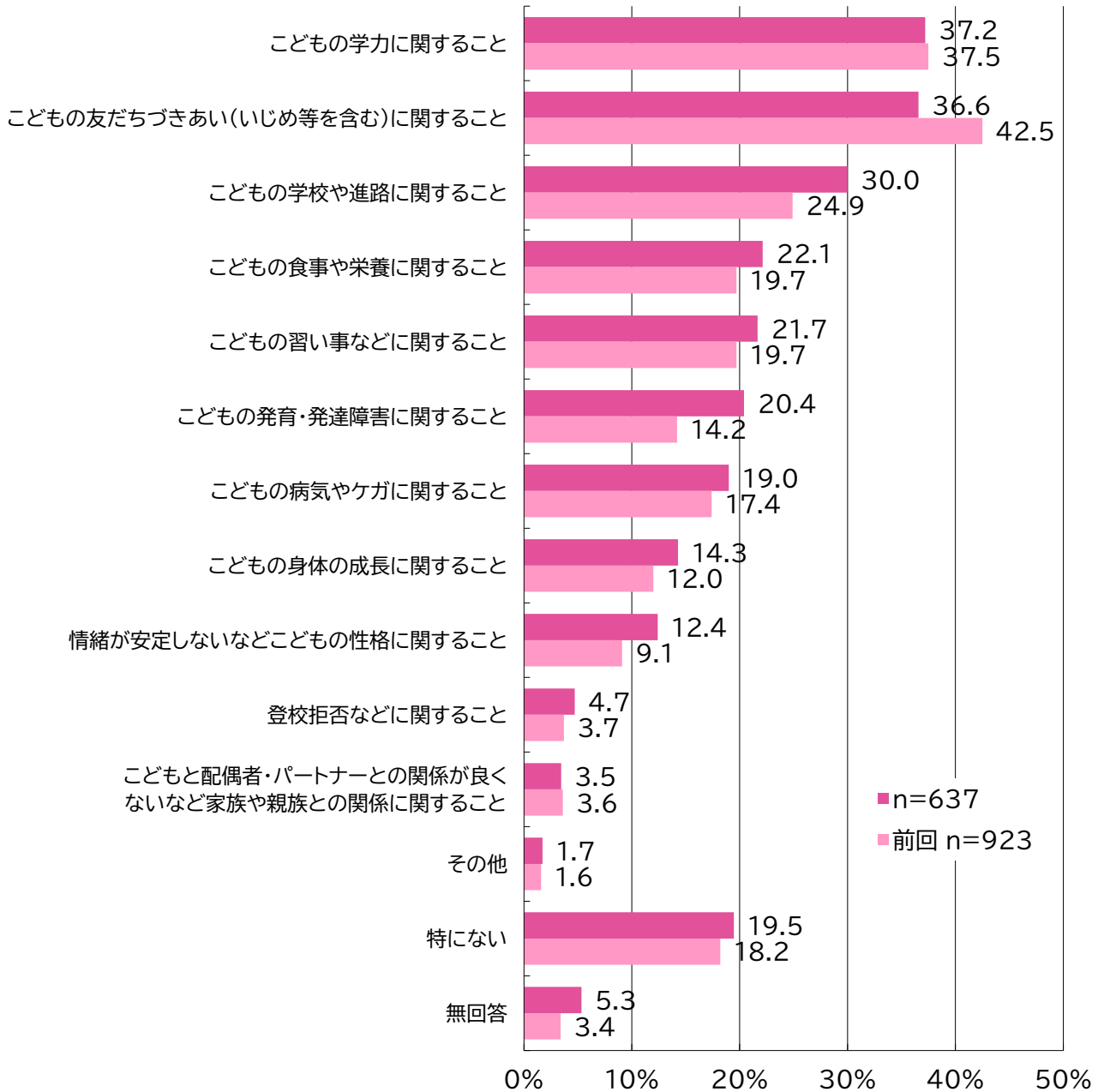


〈小学4年生以降の放課後の過ごし方の希望〉



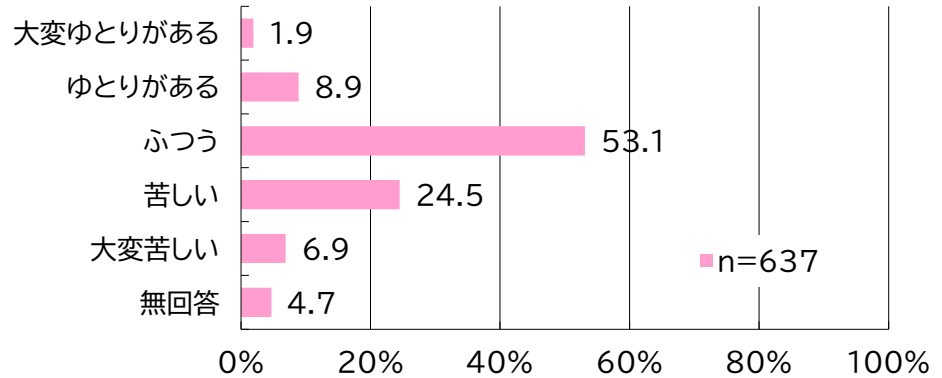
②-2 お子さんに関する悩みや、気になること

- 「こどもの学力に関すること」が37.2%、「こどもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が36.6%とこれらが上位2つで、次いで「こどもの学校や進路に関すること」が30.0%と続いています。
- 前回調査と比べて、「こどもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」の回答率が低下（42.5%→36.6%）している一方、「こどもの学校や進路に関すること」や「こどもの発育・発達障害に関すること」が上昇しています。



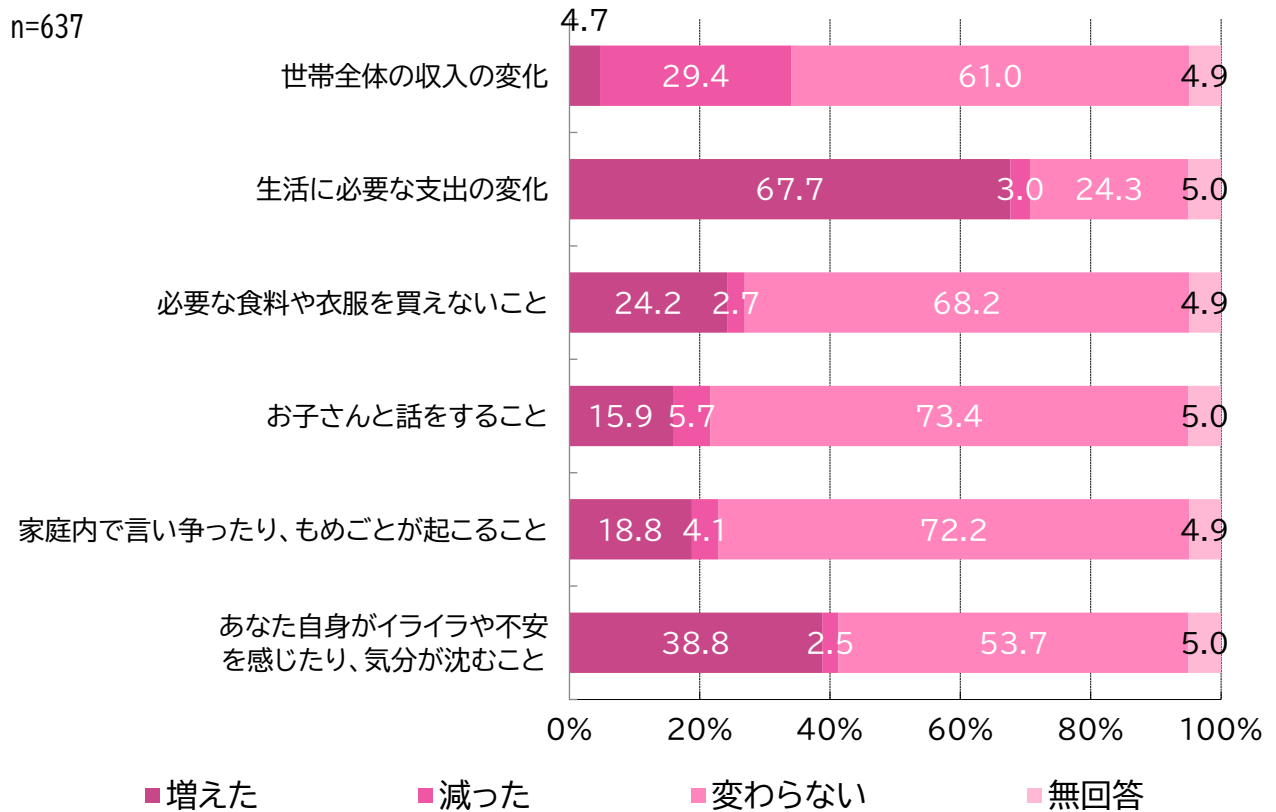
②-4 家庭の現在の暮らし向き

- 「ふつう」が53.1%と最も高く、次いで「苦しい」が24.5%、「ゆとりがある」が8.9%と続いています。



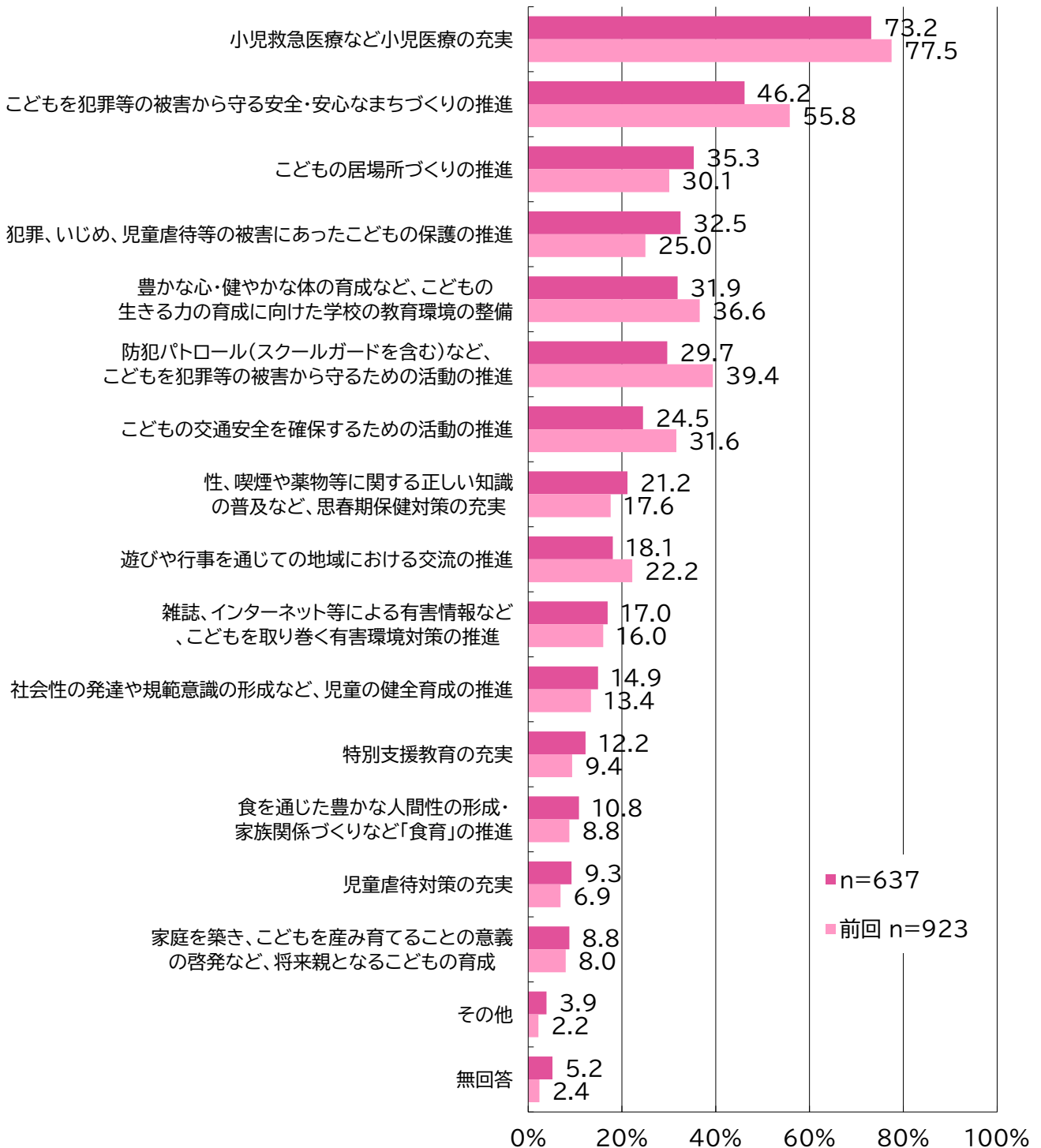
②-3 コロナ禍を通じて起こった変化

- “世帯全体の収入の変化”について、「減った」が29.4%となっています。



②-5 市が重点的に取り組む必要が高いと思われる施策

- 「小児救急医療など小児医療の充実」が73.2%と最も高く、次いで「子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進」が46.2%、「子どもの居場所づくりの推進」が35.3%と続いています。
- 上位2つは前回調査と同様で、「子どもを犯罪等の被害から守る安全・安心なまちづくりの推進」の回答率が低下（55.8%→46.2%）している一方、「子どもの居場所づくりの推進」や「犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもの保護の推進」が上昇しています。

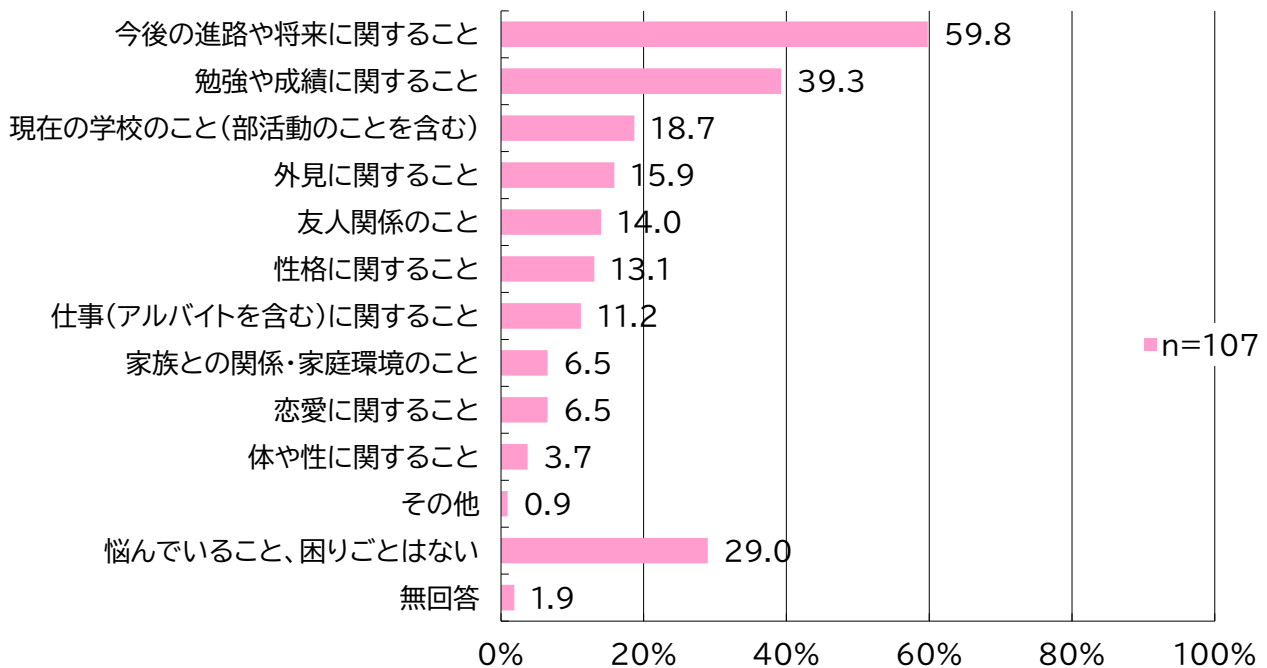


③高校2年生（該当年齢）調査

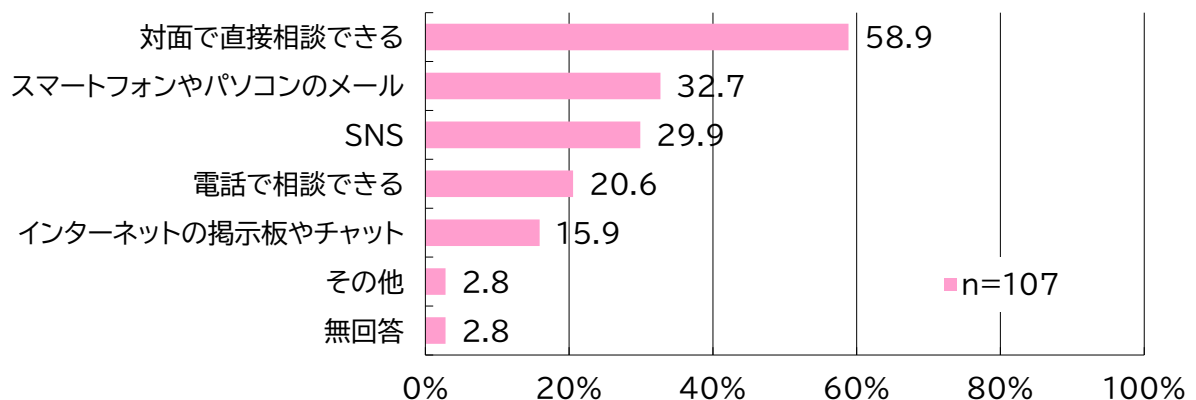
③-1 現在抱えている悩みや困りごと、相談しやすい方法

- 現在抱えている悩みや困りごとについて、「今後の進路や将来に関すること」が59.8%と最も高く、次いで「勉強や成績に関すること」が39.3%、「悩んでいること、困りごとはない」が29.0%と続いています。
- 悩みや困りごとを抱えたとき、相談しやすい方法について、「対面で直接相談できる」が58.9%と最も高く、次いで「スマートフォンやパソコンのメール」が32.7%、「SNS」が29.9%と続いています。

〈現在抱えている悩みや困りごと〉



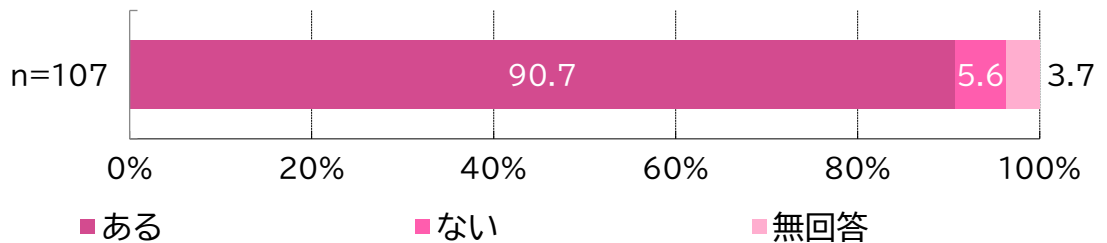
〈悩みや困りごとを抱えたとき、相談しやすい方法〉



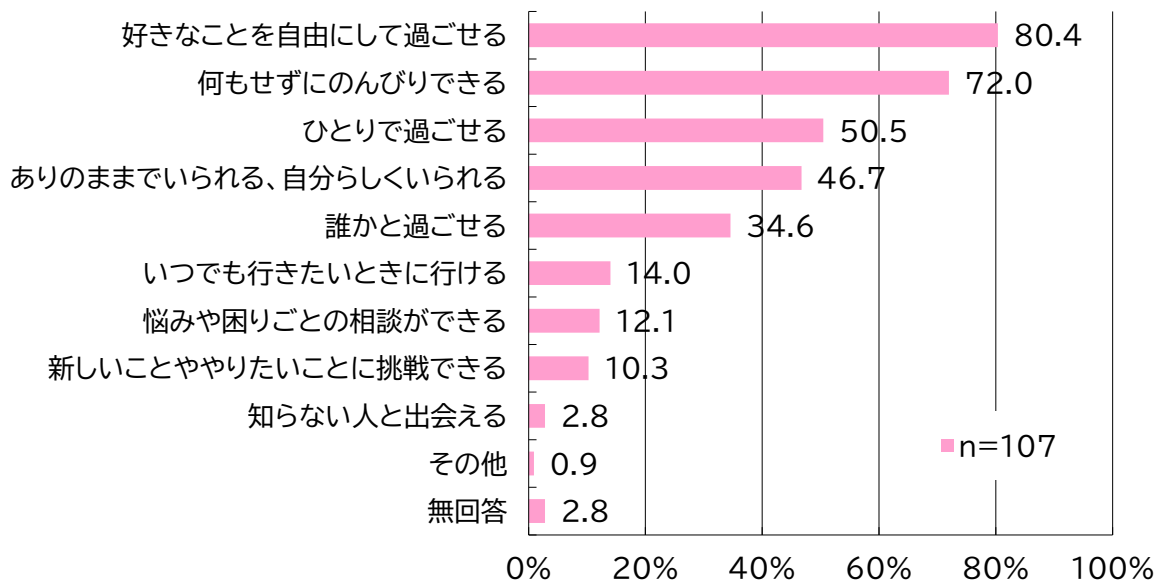
③-2 居心地が良いと感じる場所、その条件

- 居心地が良いと感じる場所について、「ない」が5.6%となっています。
- 居心地が良いと感じる場所の条件について、「好きなことを自由にして過ごせる」が80.4%と最も高く、次いで「何もせずにのんびりできる」が72.0%、「ひとりで過ごせる」が50.5%と続いています。

〈居心地が良いと感じる場所〉



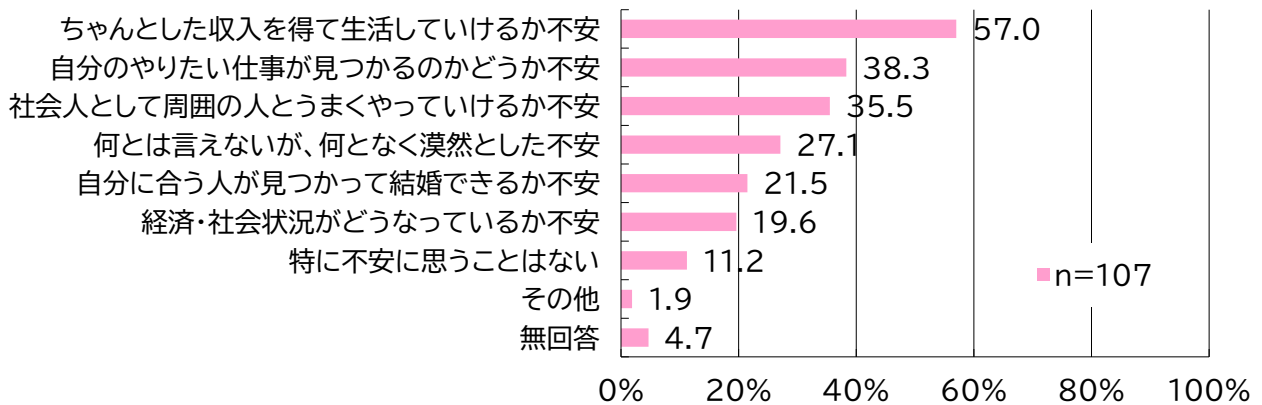
〈居心地が良いと感じる場所の条件〉



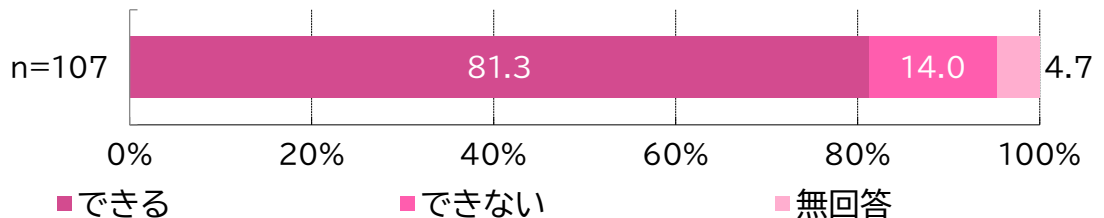
③-3 学業を終えて、社会に出たときのことを考えて不安に思うこと、職業や仕事に対するイメージ

- 学業を終えて、社会に出たときのことを考えて不安に思うことについて、「ちゃんとした収入を得て生活していけるか不安」が57.0%と最も高く、次いで「自分のやりたい仕事が見つかるかどうか不安」が38.3%、「社会人として周囲の人とうまくやっていけるか不安」が35.5%と続いています。
- 将来の職業のイメージをぼんやりとでも思い描くことについて、「できる」が81.3%、「できない」が14.0%となっています。
- 仕事に対するイメージについて「お金を稼ぐことができる」が34.7%と最も高く、次いで「人生のやりがい・夢の実現」、「仕事を通していろいろな体験ができる」が12.1%と続いています。

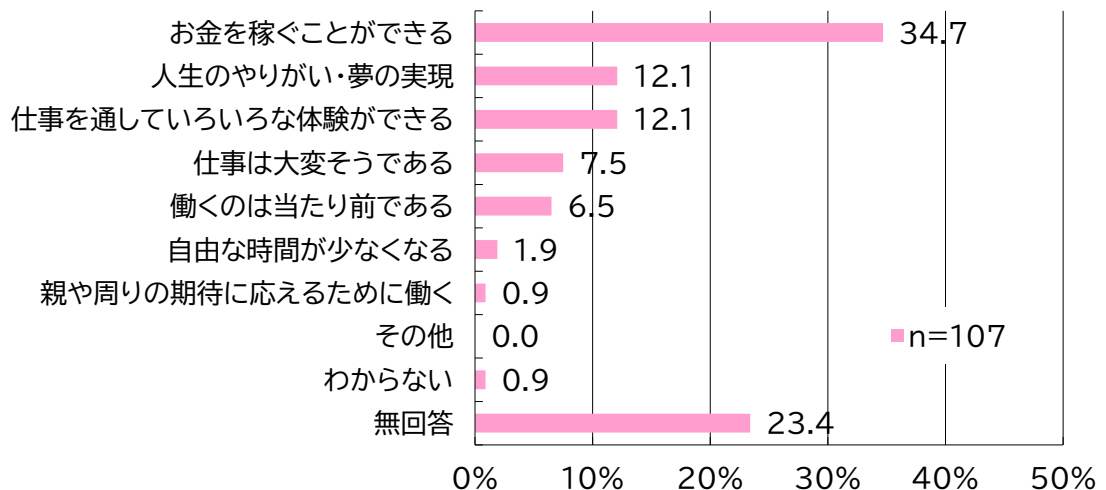
〈学業を終えて、社会に出たときのことを考えて不安に思うこと〉



〈将来の職業のイメージを思い描くこと〉



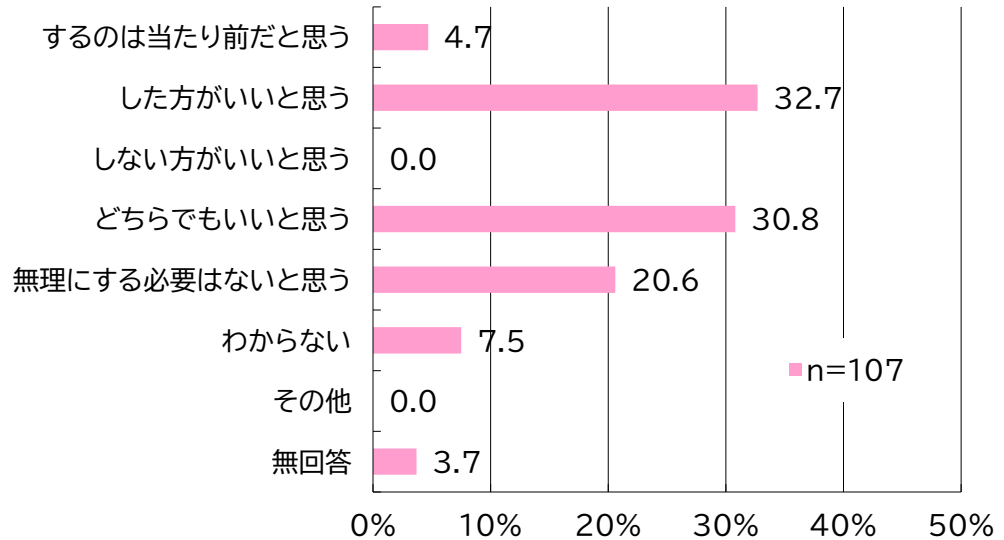
〈仕事に対するイメージ〉



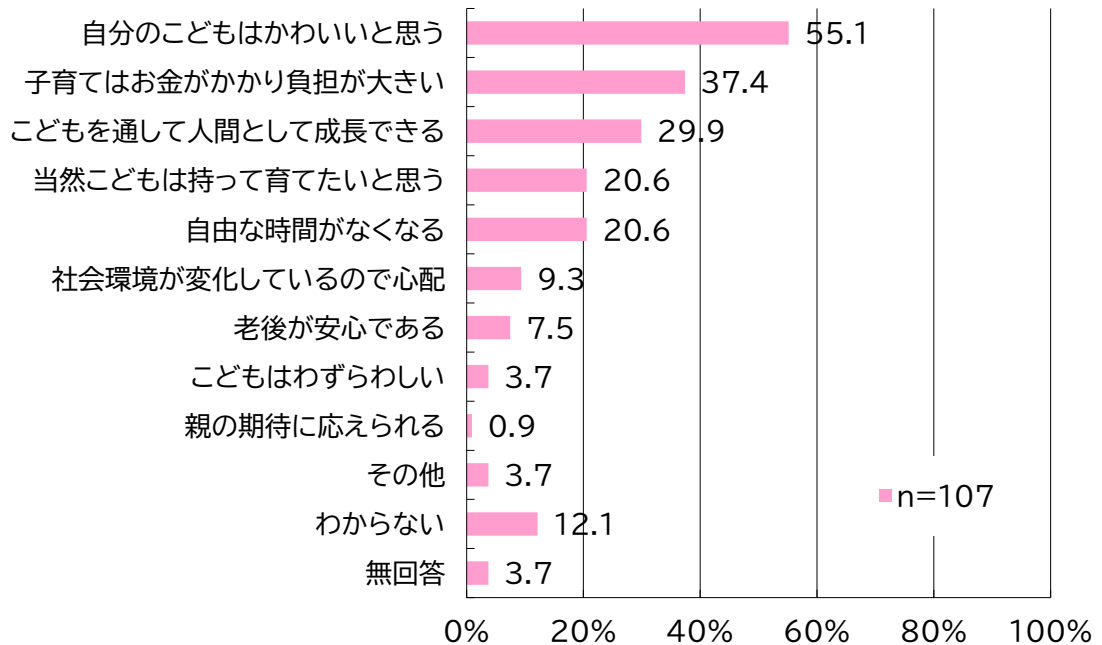
③-4 結婚に対する意識、子どもを持つことのイメージに近いもの

- 結婚に対する意識について、「した方がいいと思う」が32.7%、「どちらでもいいと思う」が30.8%とこれらが上位2つで、次いで「無理にする必要はないと思う」が20.6%と続いています。
- 子どもを持つことのイメージに近いものについて、「自分の子どもはかわいいと思う」が55.1%と最も高く、次いで「子育てはお金がかかり負担が大きい」が37.4%、「子どもを通して人間として成長できる」が29.9%と続いています。

〈結婚に対する意識〉



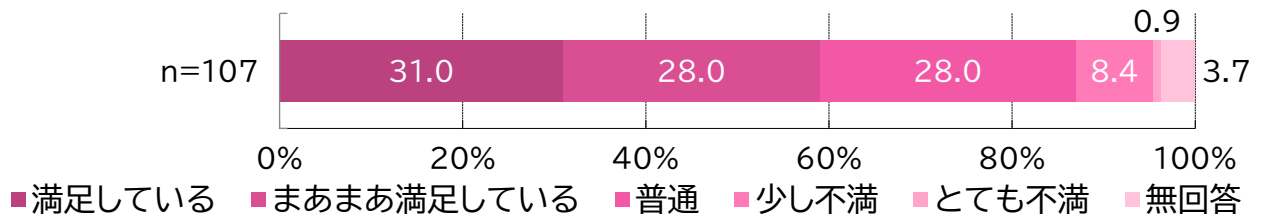
〈子どもを持つことのイメージに近いもの〉



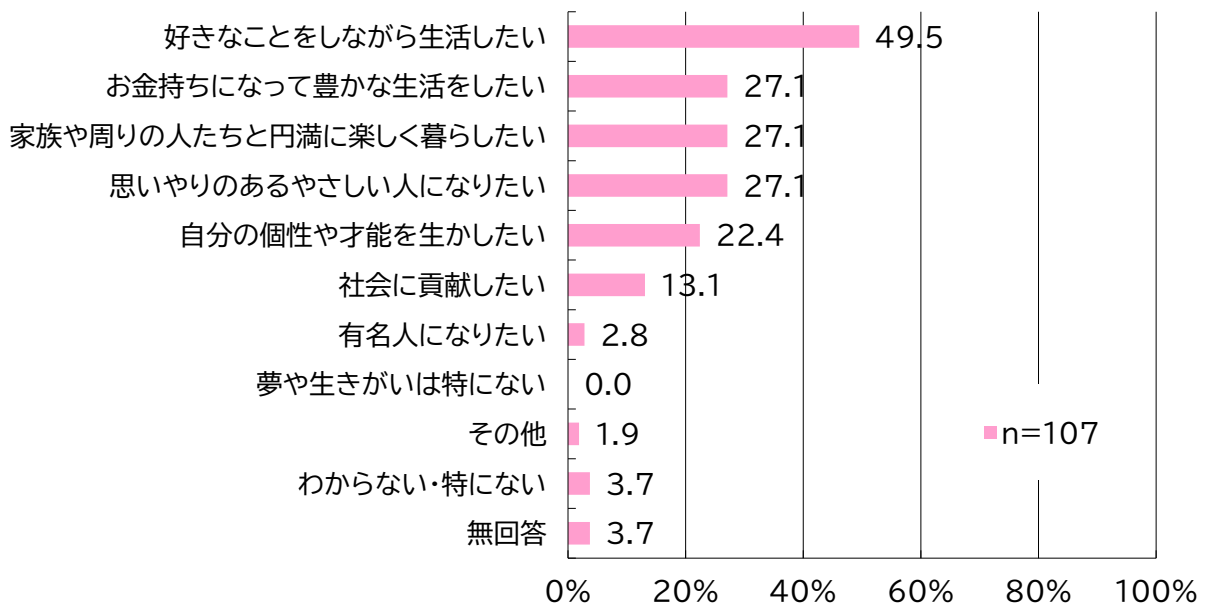
③-5 今の生活の満足度、どのような大人になりたいか

- 今の生活について、「満足している」が31.0%、「まあまあ満足している」、「普通」が28.0%と続いています。
- 将来、どのような大人になりたいかについて、「好きなことをしながら生活したい」が49.5%と最も高く、次いで「お金持ちになって豊かな生活をしたい」、「家族や周りの人たちと円満に楽しく暮らしたい」、「思いやりのあるやさしい人になりたい」が27.1%と続いています。

〈今の生活について〉



〈将来、どのような大人になりたいか〉

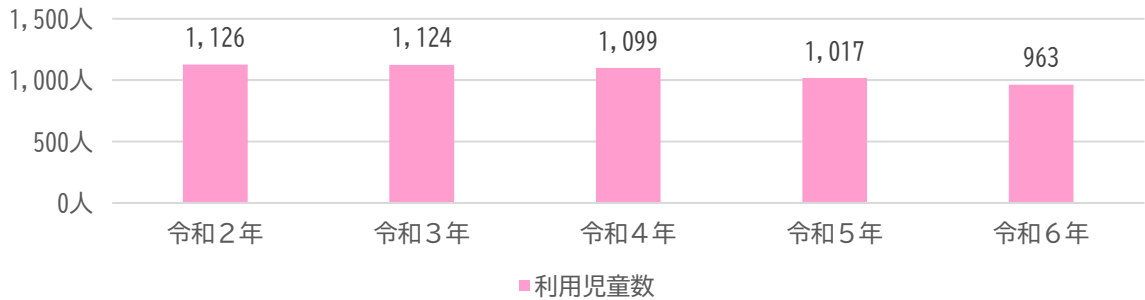


3 教育・保育の状況

(1) 就学前の教育・保育施設等の状況

市内には、令和6年度現在、公立保育所1か所、私立保育所1か所、私立保育所型認定こども園3か所、私立幼稚園型認定こども園4か所、計9か所の就学前の教育・保育施設があります。令和6年4月1日時点の利用児童数（市外の施設の利用分を含む）は、合計で963人となっています。

■保育所・認定こども園等利用児童数の推移



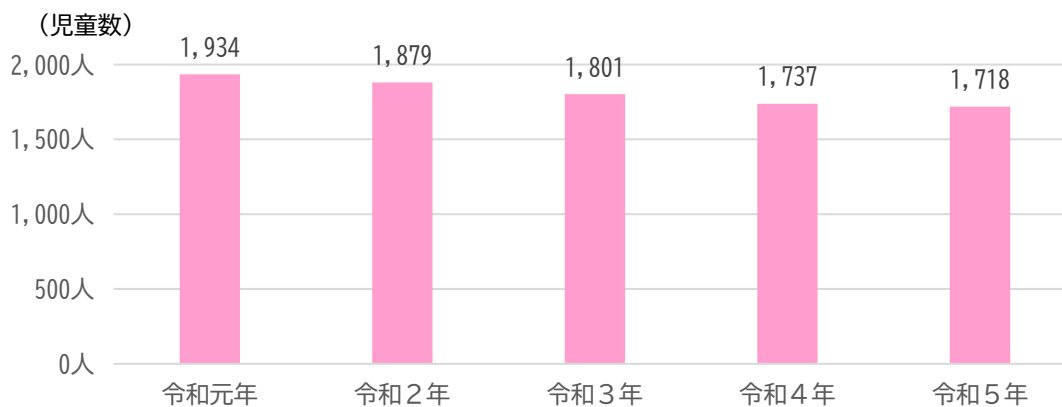
種別	市内施設数	年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認可保育所	2	0歳	22	27	30	17	13
		1歳	48	37	37	21	25
		2歳	45	54	47	24	21
		3歳以上	178	182	173	97	84
保育所型認定こども園	3	0歳	27	28	21	32	33
		1歳	41	42	34	40	41
		2歳	44	42	47	51	45
		3歳以上	155	153	149	200	185
幼稚園型認定こども園	4	0歳	11	14	16	17	23
		1歳	29	26	35	49	32
		2歳	31	50	41	41	66
		3歳以上	478	455	450	410	382
企業主導型保育事業	3	0歳	2	2	3	0	1
		1歳	2	1	6	2	1
		2歳	1	2	0	6	1
		3歳以上	0	0	1	0	0
幼保連携型認定こども園（市外）		0歳	0	0	1	1	1
		1歳	0	0	0	2	3
		2歳	1	0	0	1	3
		3歳以上	9	9	7	6	3
小規模保育事業（市外）		0歳	0	0	0	0	0
		1歳	0	0	0	0	0
		2歳	1	0	0	0	0
幼稚園（市外）		2歳	0	0	0	0	0
		3歳以上	1	0	1	0	0
合計		0歳	62	71	71	67	71
		1歳	120	106	112	114	102
		2歳	123	148	135	123	136
		3歳以上	821	799	781	713	654
		計	1,126	1,124	1,099	1,017	963

資料：事業所別在籍児童集計表（各年4月1日現在、0歳児のみ10月1日現在）

(2) 小学校・中学校の状況

令和5年5月1日現在、小学校の児童数は1,718人、中学校の生徒数は945人となっており、令和元年比で小学校は216人減、中学校は82人減と、いずれも減少傾向で推移しています。

■小学校の児童数の推移



資料：統計きたいばらき（学校基本調査 各年5月1日現在）

■中学校の生徒数の推移



資料：統計きたいばらき（学校基本調査）



4 地域子ども・子育て支援事業の状況

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

本市において実施している地域子ども・子育て支援事業は、次の一覧のとおりです。

■本市で実施中の地域子ども・子育て支援事業

事業		事業概要	
①	利用者支援事業	子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3種類があります。	
②	延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外において、保育所や認定こども園で保育を実施します。	
③	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に放課後児童クラブを設置し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。	
④	子育て短期支援事業	保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭などにより一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護し児童の健全な育成を図り、その保護者等を支援する事業です。	
⑤	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	
⑥	一時預かり事業	幼稚園型	認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施します。
		幼稚園型以外	保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所・認定こども園に入所していない乳幼児について、保育所や認定こども園において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
⑦	病児保育事業	保育所等に通っている児童が、病気の際に集団保育等が困難である場合、病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育することにより、子育てと就労の両立を支援することを目的に行われている事業です。	
⑧	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等を子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	

事業		事業概要
⑨	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施し、費用の一部を計16回助成します。
⑩	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。
⑪	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。



■地域子ども・子育て支援事業の実施状況の推移

事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①	利用者支援事業	実施箇所数(か所)	1	1	1	1
		母子保健型	1	1	1	1
②	延長保育事業	年間実利用者数(人)	369	361	359	486
③	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	登録児童数(人)※4月1日時点	452	491	477	476
		1年生	137	164	159	156
		2年生	116	114	130	129
		3年生	82	88	85	99
		4年生	64	59	61	56
		5年生	38	41	25	32
		6年生	15	25	17	4
④	子育て短期支援事業	年間延利用者数(人日)	4	0	3	10
⑤	地域子育て支援拠点事業	年間延利用者数(人回)	1,141	906	1,889	2,751
⑥	一時預かり事業	年間延利用者数(人日)	38,820	31,519	38,409	41,285
		①認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とする一時預かり(幼稚園型)	34,695	27,606	33,563	34,994
		主に保育の必要性がない世帯(1号認定)による不定期の利用	33,810	27,004	32,724	33,901
		主に保育の必要性がある世帯(2号認定)による定期の利用	885	602	839	1,093
		②保育所等における一時預かり(一般型)	4,125	3,913	4,846	6,291
		一時預かり事業(保育所等)	4,125	3,913	4,846	6,291
		ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童)	0	0	0	0
⑦	病児保育事業	年間延利用者数(人日)	0	0	0	49
		病児	0	0	0	0
		病後児	0	0	0	49
		※30ヶ休止	※30ヶ休止	※30ヶ休止	※8月再開	
⑧	ファミリー・サポート・センター事業	年間延利用者数(人日)※就学児童の利用分のみ	60	100	50	37
⑨	妊婦健康診査事業	妊娠届出数(人)	240	226	174	181
		年間延利用回数(人回)	2,592	2,513	2,218	1,910
⑩	乳児家庭全戸訪問事業	年間訪問乳児数(人)	290	284	274	253
⑪	養育支援訪問事業	年間訪問児童数(人)	29	29	17	12
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	年間実利用者数(人)	1	2	4	2
		教材費等	1	2	4	2

資料：各担当課資料

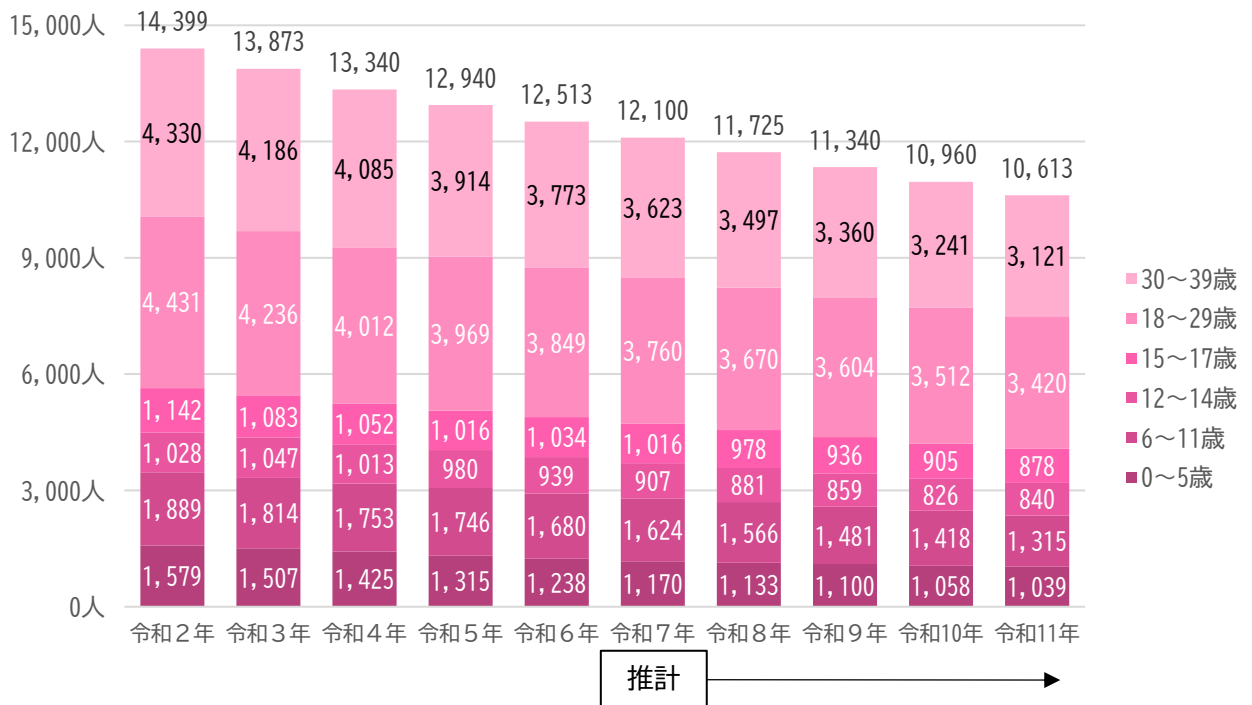
5 将来の児童人口等の推計について

【推計方法】

- ◇平成31年から令和6年の住民基本台帳（各年4月1日時点）における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。
- ◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女性子ども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。
 ※推計に使用した女性子ども比：各年における女性子ども比を算出した上で、その平均（令和4年から令和6年を使用）を求め、この平均値を推計に用いる女性子ども比とした。
 15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性子ども比として算出。

児童人口（0歳～17歳）は、令和6年4月1日現在の4,891人から、計画の最終年度（令和11年）には4,100人を下回り、令和6年比で800人以上減少する見通しです。

■年齢区分別人口の推計



資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳（各4月1日）

第3章 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

みんなで育む
えがお輝く こどもたち

本市は、第5次北茨城市総合計画（令和2年3月）において、「誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり」を基本目標の一つに掲げ、若い世代が安心してこどもを産み育てられる環境を整えるとともに、地域全体で子育てを支える体制づくりを推進することとしています。

そして本計画は、第1期計画（平成27年3月）の基本理念「みんなで育む えがお輝く 子どもたち」を第2期計画（令和2年3月）においても踏襲しており、一貫性のある理念に基づき、計画的に施策・事業を展開してきました。

今後も、未来を担うこども・若者の最善の利益が実現するよう、こども・若者と子育てをする保護者を地域全体で応援するという理念に変わりはないため、総合計画の方向性にも合致する「みんなで育む えがお輝く こどもたち」を本計画の基本理念として掲げます。

次代を担うこども・若者の健やかな成長と自立に向けて、行政だけでなく、住民・地域・事業者など地域の連携・協働により、安心してこどもを産み、子育てできるまちづくりを進めます。



2 計画の基本目標 ※網掛けは第2期計画から追加

本計画は、基本理念を踏まえつつ、次の5つの基本目標を定め、目標の実現に向けた施策・事業を展開します。

【基本目標Ⅰ】 すべてのこども・子育て家庭を支えるまち

安心して子育てできるまちとなるためには、保護者の就労の状況にかかわらず、子育て家庭が地域の中で孤立しないよう支える環境とともに、就労と子育ての両立を支援する環境を整えていく必要があります。

障害のあるこどもや外国籍のこどもなど、配慮が必要なこどもを含め、すべてのこどもの成長と家庭における子育てを支えるため、質の高い幼児教育・保育の提供とともに、地域子ども・子育て支援事業をはじめ、ニーズに応じた子育て支援サービス等の充実を図ります。

【基本目標Ⅱ】 安心してこどもを産むことができ、健やかな成長を育むまち

安心してこどもを産み育て、こどもの健やかな成長につながるよう、妊娠期から身近な場所で相談でき、ニーズに応じた支援につなぐ相談支援体制の強化を図るとともに、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。

また、こどもの心身の健やかな成長を支えるため、食育の取組や思春期保健対策、小児医療の充実を進めます。

【基本目標Ⅲ】 一人ひとりのこども・若者に寄り添うまち

こども・若者が権利の主体であるという認識をすべての市民が共有し、その権利を保障するとともに、児童虐待や貧困、ヤングケアラーの問題など、こども・若者の権利を侵害する問題への対策を推進します。

また、障害のあるこどもや外国籍のこどもなど、配慮が必要なこどもとその家庭を支援するとともに、増加する不登校のこどもへの支援を進めます。

さらに、こども・若者や子育て家庭における悩みや困りごとに寄り添う、相談支援や情報提供の充実を図ります。

【基本目標Ⅳ】 みんなでこども・子育てを支えあうまち

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、子育てしやすい職場づくりとともに、仕事と子育ての両立に向けた機運の醸成を図ります。

また、こどもたちがさまざまな遊びや体験ができるような機会の確保や活動の充実、居場所づくりを進めるとともに、防犯対策や交通安全対策などにも配慮し、こどもたちが安心して暮らせるための取組を推進します。

【基本目標Ⅴ】 若者が力を発揮できるまち

若い世代の雇用と所得環境の安定とともに、仕事や結婚、出産、子育てなど、それぞれのキャリアやライフイベントに関する希望に応じて、若者を支える取組を推進します。

また、進路や人間関係等に悩みや不安を抱え、ニートやひきこもりの状態にある若者やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

3 施策体系

※網掛けは第2期計画からの追加・変更

基本目標	施策の方向	基本施策
I すべての子ども・子育て家庭を支えるまち	1 教育・保育、地域子ども・子育て支援の充実	(1) 質の高い教育・保育サービスの確保 (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進
	2 多様な子育て支援の充実	(1) 子育て家庭のニーズに応える保育サービスの提供 (2) 子育てを応援する多様な支援の推進
II 安心して子どもを産むことができ、健やかな成長を育むまち	1 親と子の健康づくり	(1) 妊娠・出産からの切れ目のない支援の推進 (2) 産科・小児医療体制の充実 (3) 子育て親子の交流の促進 (4) 食育の推進
	2 地域の子育て力づくり	(1) 家庭・地域の子育て力の強化 (2) 豊かな心と健やかな身体を育む学習・体験活動の充実
III 一人ひとりの子ども・若者に寄り添うまち	1 きめ細かな子ども・若者・子育て支援、権利擁護の充実	(1) <u>子どもの権利の意識醸成と理解の促進〈新規〉</u> (2) 児童虐待防止対策の強化 (3) <u>子どもの貧困対策に関する支援〈新規〉</u> (4) ひとり親家庭支援の推進 (5) 障害のある子ども等と家庭への支援の推進 (6) 不登校児等への心のケアの充実
	2 相談・情報発信体制の充実	(1) 悩みに応える <u>子ども・若者・子育て相談体制の充実</u> (2) <u>子ども・若者・子育てに役立つ情報発信力の強化</u>
IV みんなで子ども・子育てを支えあうまち	1 仕事と子育てが両立できる環境づくり	(1) 子育てしやすい職場づくりの推進 (2) 仕事と子育ての両立に向けた機運の醸成
	2 子どもと子育てにやさしい環境づくり	(1) 子どもが元気に遊べる公園づくりの推進 (2) 子育てバリアフリーの推進
	3 安心して成長できる環境づくり	(1) 防犯対策の強化 (2) 防災対策の強化 (3) 交通安全対策の強化
V 若者が力を発揮できるまち〈新規〉	1 <u>就学・就労の支援〈新規〉</u>	(1) <u>就学支援の充実〈新規〉</u> (2) <u>就労支援の充実〈新規〉</u>
	2 <u>成長・活躍できる環境づくり〈新規〉</u>	(1) <u>次代を担う人材育成の推進〈新規〉</u> (2) <u>結婚を希望する人への支援〈新規〉</u> (3) <u>悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実〈新規〉</u>

実施事業

〈追加〉…第2期計画に未掲載で、今回追加する既存事業

〈新規〉…令和7年度以降に新たな実施を計画する事業

〈実施検討〉…令和7年度以降にニーズに応じて実施を検討する事業

I-1-(1)	①保育所・認定こども園	
I-1-(2)	①利用者支援事業〈追加〉 ②延長保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑤地域子育て支援拠点事業 ⑥一時預かり事業 ⑦病児保育事業 ⑧ファミリー・サポート・センター事業 ⑨妊婦健康診査事業 ⑩乳児家庭全戸訪問事業	①養育支援訪問事業 ②実費徴収に係る補足給付を行う事業 ③妊婦等包括相談支援事業〈追加〉 ④産後ケア事業〈追加〉 ⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〈新規〉 ⑥子育て世帯訪問支援事業〈実施検討〉 ⑦児童育成支援拠点事業〈実施検討〉 ⑧親子関係形成支援事業〈実施検討〉
I-2-(1)	①広域入所保育の実施 ②乳児保育事業 ③障害児保育事業 ④休日保育事業	⑤教育・保育施設における地域活動事業 ⑥保育士等研修 ⑦幼保連絡協議会の推進 ⑧保育現場のICT化の推進〈追加〉
I-2-(2)	①子育て世帯応援商品券・出産祝金の支給 ②医療費助成（マル福・北福） ③新入学記念品 ④子どもの家 ⑤放課後子ども教室推進事業	⑥子育て支援住宅 ⑦就学援助（要保護・準要保護）制度 ⑧児童手当 ⑨給食費無償化〈追加〉
II-1-(1)	①母子健康手帳の交付 ②出産・子育て応援事業（妊婦のための支援給付）〈追加〉 ③妊産婦・乳児健康診査費助成事業 ④ハイリスク妊産婦の訪問 ⑤健康診査・予防接種 ⑥新生児訪問指導	⑦育児相談 ⑧乳幼児健診 ⑨子どもの事故防止啓発活動 ⑩新生児聴覚検査助成 ⑪【再掲】乳児家庭全戸訪問事業 ⑫【再掲】養育支援訪問事業
II-1-(2)	①小児医療の充実 ②不妊治療費助成事業	③不育症治療費助成事業
II-1-(3)	①妊婦教室・父親教室 ②子育てサークル活動への支援	③おひさまサロン
II-1-(4)	①離乳食教室 ②親子料理教室	③食育支援ネットワーク構築
II-2-(1)	①教育・保育施設と小学校との連携 ②コミュニティ・スクール（学校運営協議会） ③家庭教育の推進	④青少年健全育成 ⑤母親クラブ
II-2-(2)	①地域における子育て組織への支援 ②子育て体験トーク・子育てセミナー ③思春期教育「いのちの授業」 ④元気っ子体験学習 ⑤中学生のボランティア活動推進	⑥職場体験による意識啓発 ⑦子ども議会 ⑧ブックスタート ⑨芸術によるまちづくり〈追加〉 ⑩富士山登山体験学習〈追加〉

Ⅲ-1-(1)	①「児童の権利に関する条約」等の普及・啓発	②子ども・若者からの意見聴取及び意見を表明しやすい環境整備〈新規〉
Ⅲ-1-(2)	①要保護児童対策地域協議会 ②児童虐待防止の啓発	③DV防止対策
Ⅲ-1-(3)	①フードバンク事業〈追加〉	②子どもの学習・生活支援事業〈実施検討〉
Ⅲ-1-(4)	①児童扶養手当 ②高等職業訓練促進給付金	③ひとり親福祉資金貸付 ④ひとり親家庭新入学児童記念品
Ⅲ-1-(5)	①早期療育指導支援システム ②教育支援委員会事業 ③特別支援教育支援員の配置 ④特別支援教育（巡回専門家派遣）事業 ⑤障害者日中一時支援事業 ⑥児童発達支援 ⑦放課後等デイサービス	⑧ホームヘルプ ⑨ショートステイ ⑩特別支援教育就学奨励制度 ⑪障害児福祉手当 ⑫特別児童扶養手当 ⑬心身障害者扶養共済 ⑭児童発達支援センター〈実施検討〉
Ⅲ-1-(6)	①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	②教育支援センター
Ⅲ-2-(1)	①家庭児童相談 ②こども家庭センター〈新規〉	③幼児教育相談 ④民生委員・児童委員による相談
Ⅲ-2-(2)	①情報誌による情報発信 ②ICTによる情報発信	③健康カレンダー

Ⅳ-1-(1)	①育児休業制度の普及・啓発 ②ファミリーフレンドリー企業の普及・促進	③一般事業主行動計画の趣旨の普及
Ⅳ-1-(2)	①ワーク・ライフ・バランス憲章の普及	②「男女共同参画社会」の普及・啓発
Ⅳ-2-(1)	①公園の充実	
Ⅳ-2-(2)	①公共施設など建設物のバリアフリー化	
Ⅳ-3-(1)	①関連機関のネットワーク化 ②犯罪に関する情報提供 ③安心なまちづくり推進事業	④子どもを守る110番の家 ⑤防犯講習会 ⑥犯罪被害児童等への支援
Ⅳ-3-(2)	①防災訓練・防災教育 ②学校防災情報連携	③幼保防災情報連携
Ⅳ-3-(3)	①通学路安全点検 ②交通安全教育の実施	③チャイルドシートの設置促進 ④ヘルメット贈呈〈追加〉

V-1-(1)	①奨学資金支給〈追加〉 ②医師修学資金貸与〈追加〉	③看護師奨学資金貸与〈追加〉
V-1-(2)	①就職面接会等の実施〈追加〉 ②求人情報の発信〈追加〉	③日本語学校〈追加〉
V-2-(1)	①グローバル人材育成事業〈追加〉	②若人親善大使派遣事業〈追加〉
V-2-(2)	①婚活支援事業〈追加〉	
V-2-(3)	①【再掲】スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	②【再掲】こども家庭センター〈新規〉

4 北茨城市独自の子育て支援

～子育て一番北茨城～



《子育て世帯応援商品券・出産祝金の贈呈》

1人目、2人目の出産に子育て応援商品券（2万円分）を、3人目に10万円、4人目に30万円、5人目からは50万円の祝金を贈呈しています。



《保育料第2子以降無料化》

幼児教育・保育の無償化により3～5歳児はすべて無償ですが、それに加え、未就学児で数えて2人目以降の0～2歳児の保育料を無料にしています。



《小学校入学時のランドセル等贈呈》

新入学児童にランドセルの他、道具箱・スプーンセットを贈呈しています。



《給食費無償化》

小学校、中学校の給食費の無償化を行っています。
また、食物アレルギーのため給食が食べられず代替食を持参する世帯には、補助金を支給しています。



《子どもの家の運営》

乳児とその保護者を対象に「中郷子どもの家」「磯原子どもの家」「大津子どもの家」を運営し、育児相談や子育ての各種講座、教室や園庭開放など親子の交流の場を提供しています。



《子育て支援住宅の運営》

子育てがしやすい広い間取りの住宅（子育て支援住宅）や家賃を抑えた住宅（石岡地域優良賃貸住宅）を提供しています。



《18歳までの医療費無料化》

18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの医療費を無料にしています。



《不妊治療費助成》

治療費が高額である特定不妊治療費の一部を助成しています。



《不育症治療費助成》

治療の継続が必要となる不育症治療費の一部を助成しています。



《新生児聴覚検査助成》

新生児の聴覚障害を早期に発見し適切な支援を行うため、聴覚検査費の一部を助成しています。



《早期療育指導支援システム》

発達面で「気になる子」や障害のある子が、その子の状態に応じて、専門的な発達相談や訓練等を受けられる機会を提供し、就学までの成長を応援しています。

5 こども家庭センターの設置について

(1) 北茨城市の子ども・子育てに関する相談等体制の現状及び課題

本市では、子育て支援に関する相談対応や家庭内の問題相談への対応などを行う子ども家庭総合支援拠点と、妊娠期から子育て期までのさまざまな悩みや相談に対応する子育て世代包括支援センターの両機関が同じ家庭や児童を支援しており、今後もより一層連携や協働を円滑にしていく必要があります。

(2) こども家庭センターの概要

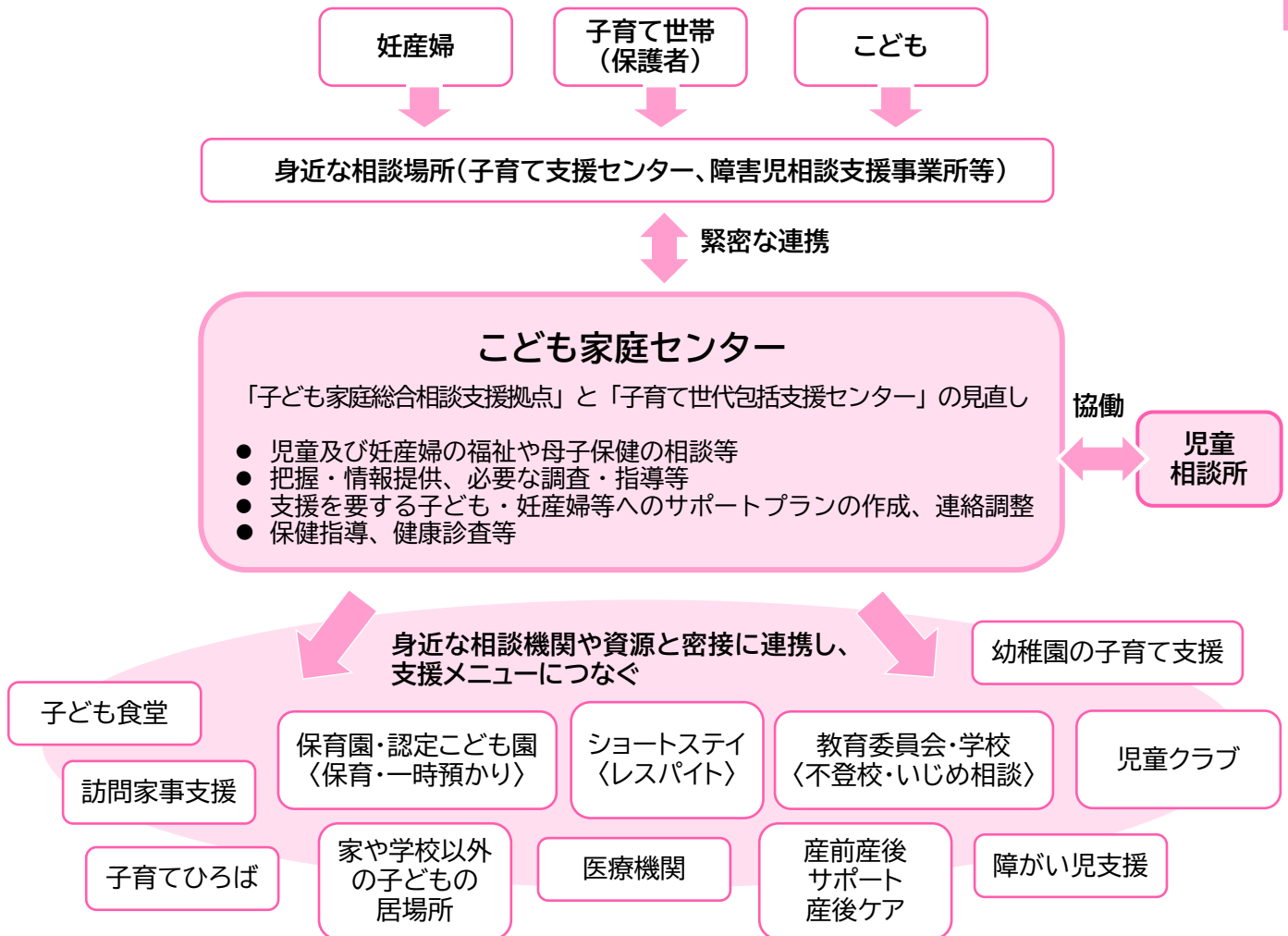
市区町村においては、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされています。

業務	概要
地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 状況・実情の把握 ● 母子保健・児童福祉に係る情報の提供 ● 相談等への対応、必要な連絡調整 ● 健診等の母子保健事業※ <p>※こども家庭センターで実施するかは任意</p>
支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談、通告の受付等 ● 支援対象者（妊産婦・保護者・こども）との関係構築 ● 合同ケース会議の開催 ● サポートプラン（又は支援計画等）の策定、評価、更新等 ● サポートプラン（又は支援計画等）に基づく支援
地域における体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体のニーズ・既存の地域支援の把握 ● 新たな担い手の発掘・育成、地域資源の開拓 ● 関係機関間の連携の強化
併せて行うことが望ましい業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務 ● 地域子育て相談機関の整備に係る業務 ● 家庭支援事業の利用勧奨・措置に係る業務 ● 在宅指導措置の受託に係る業務

出典：「こども家庭センターガイドライン」概要版

(3) こども家庭センターの設置による相談支援機能の一体化

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前へ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行います。
- こども家庭センターを設置し、地域の関係主体とつながりながら、サポートプランの作成等を通じて子育て家庭を支援します。



出典：令和5年8月3日(木)令和5年度保健師中央会議資料4〈こども家庭庁支援局虐待防止対策課〉

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況（こども家庭庁）

第4章 施策の展開

【基本目標Ⅰ】 すべてのこども・子育て家庭を支えるまち

1 教育・保育、地域こども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援法第61条第1項により、市区町村は、国が定めた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、教育・保育（保育所・認定こども園等）及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策に関する事業計画を策定するものとされています。

量の見込み及び確保方策を設定する事業は、就学前の教育・保育（認定こども園・保育園・幼稚園・地域型保育事業等）と地域子ども・子育て支援事業です。

【教育・保育提供区域の設定】

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（認定こども園、幼稚園、保育所等）及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本市における教育・保育提供区域の考え方は、第2期計画を踏襲し、以下のとおりです。

認定こども園については、保護者が教育方針などで選択している例も多いことから、区域分けをすると現在の利用実態と異なってくる可能性があります。

また、保育所も自宅からの距離だけでなく、保護者の通勤経路等によっても選択が異なることから、自宅と利用施設の区域が一致しないケースも想定されます。

このような現状を考慮し、本市の教育・保育提供区域は、引き続き市全域を一区域として設定します。



【教育・保育（保育所・認定こども園等）】

支給認定区分		対象の家庭	利用する事業	事業の概要
1号	こどもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園 ● 幼稚園 	認定こども園(幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設)及び幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の教育を実施
2号	こどもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園 ● 保育所 ● 企業主導型保育施設の地域枠※ 	幼稚園等で、教育標準時間(1日4時間程度)の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
	こどもが満3歳以上	共働きの家庭		認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応
3号	こどもが満3歳未満	共働きの家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園 ● 保育所 ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業 ● 企業主導型保育施設の地域枠 	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応 地域型保育事業(定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)等で、上記と同様の対応

※ 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外のこどもを受け入れる枠(地域枠)を設けることができます。

【地域子ども・子育て支援事業】

事業		事業概要	対象年齢等	
①	利用者支援事業	子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3種類があります。	妊産婦、子育て中の親子等	
②	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所や認定こども園で保育を実施します。	0～5歳	
③	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後等に放課後児童クラブを設置し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。	1～6年生	
④	子育て短期支援事業	保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭などにより一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護し児童の健全な育成を図り、その保護者等を支援する事業です。	0～5歳	
⑤	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	主に0～2歳	
⑥	一時預かり事業	幼稚園型	認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施します。	3～5歳(幼稚園在園児)
		幼稚園型以外	保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所・認定こども園に入所していない乳幼児について、保育所や認定こども園において、一時的に預かり必要な保育を行う事業です。	0～5歳
⑦	病児保育事業	保育所等に通っている児童が、病気の際に集団保育等が困難である場合、病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育することにより、子育てと就労の両立を支援することを目的に行われている事業です。	0～5歳、1～6年生	
⑧	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等を子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	0～5歳、1～6年生	

事業		事業概要	対象年齢等
⑨	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施し、費用の一部を計16回助成します。	妊婦
⑩	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。	0歳
⑪	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	低所得で生計が困難である支給認定保護者のこども
⑬	【新規】 妊婦等包括相談支援事業 ※既実施	妊産婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を図る事業です。	妊産婦(夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨)
⑭	【新規】 産後ケア事業 ※既実施	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。	産後ケアを必要とする者
⑮	【新規】 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ※R8～実施	保育所、認定こども園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童
⑯	【新規】 子育て世帯訪問支援事業 ※実施検討	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等

事業		事業概要	対象年齢等
⑰	<p>【新規】 児童育成支援拠点事業 ※実施検討</p>	<p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。</p>	<p>不適切な養育状態にあったり、家庭や学校にも居場所のない主に学齢期以降の児童及び保護者</p>
⑱	<p>【新規】 親子関係形成支援事業 ※実施検討</p>	<p>保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。</p>	<p>保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等</p>



【基本施策Ⅰ－１－(1)】質の高い教育・保育サービスの確保

①保育所・認定こども園（子育て支援課）

多様化する保育ニーズと保育を必要とするすべてのこどもの入所希望に対応するとともに、児童にとってより良い生活環境を維持し、今後も安心して預けられる保育所・認定こども園の充実を図ります。

公立保育所において、老朽化や機能強化に係る施設整備を行うほか、民間保育所等の施設整備や改修を支援するなど、児童が安全で快適に過ごすことができるよう環境整備に努めます。

教育認定や保育認定の増減を踏まえつつ、保護者のニーズに応じた定員変更を行います。また、保育士等の質の向上と保育士の確保に努めます。

【1号認定】（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

	実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定児童数	374	337	317	312	283

			推計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			267	251	242	228	225
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	365	365	365	365	365
③過不足（②－①）			98	114	123	137	140

資料：担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～6年度における利用率（1号認定児童数／3～5歳人口）の伸びから、計画期間の利用率を推計し、推計3～5歳人口に乗じて算出しています。

1号認定児童数（認定こども園の利用児童数）は減少傾向にあり、利用率も令和2年度の43.2%から令和6年度では42.1%に減少しています。

今後も、母親の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加などで、利用率の減少傾向が継続し、令和11年度では41.8%に減少するものと想定して、量の見込みを算出しました。

■ 確保方策

市内の認定こども園（令和6年度現在7園）において、量の見込みの確保を図ります。

【2号認定】（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

	実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定児童数	447	462	464	401	371

	推計							
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
①量の見込み	366	348	339	323	322			
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育所、認定こども園	437	437	437	437	437	437
③過不足（②－①）	71	89	98	114	115			

資料：担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～6年度における利用率（2号認定児童数／3～5歳人口）の伸びから、計画期間の利用率を推計し、推計3～5歳の各歳人口に乗じて算出しています。

2号認定児童数（保育所、認定こども園の利用児童数）は減少傾向にある一方、母親の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加などで、利用率は令和2年度の51.7%から令和6年度では55.2%に増加しています。

今後も、利用率の増加傾向が継続し、令和11年度では59.8%に増加するものと想定して、量の見込みを算出しました。

■ 確保方策

市内の保育所及び認定こども園（令和6年度現在9園）において、量の見込みの確保を図ります。

【3号認定】（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）

0歳

（単位：人）

	実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定児童数（0歳）	62	71	71	67	71

	推計						
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
①量の見込み	71	71	71	72	72		
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育所、認定こども園	71	71	71	72	72
	合計		71	71	71	72	72
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0		

1歳

(単位：人)

	実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定児童数（1歳）	120	106	112	114	102

	推計							
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
①量の見込み	107	107	106	106	105			
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育所、認定こども園	113	113	113	113	113	113
③過不足（②－①）	6	6	7	7	8			

2歳

(単位：人)

	実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定児童数（2歳）	123	148	135	123	136

	推計						
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
①量の見込み	119	124	124	125	124		
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育所、認定こども園	135	135	135	135	135
③過不足（②－①）	16	11	11	10	11		

資料：担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和4年度～6年度における利用率（3号認定0～2歳の各歳児童数／0～2歳の各歳人口）の伸び等から、計画期間の利用率を推計し、推計0～2歳の各歳人口に乗じて算出しています。

3号認定児童数（保育所、認定こども園の利用児童数）は、年度によって増減が見られる状況である一方、母親の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加などで、利用率は令和2年度の0歳29.5%、1歳46.5%、2歳50.0%から、令和6年度では0歳41.0%、1歳56.0%、2歳64.5%にそれぞれ増加しています。

今後も、利用率の増加傾向が継続し、令和11年度では0歳50.4%、1歳62.8%、2歳72.1%に増加するものと想定して、量の見込みを算出しました。

■ 確保方策

市内の保育所及び認定こども園（令和6年度現在9園）において、量の見込みの確保を図ります。

【基本施策Ⅰ－１－(2)】地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業〈追加〉(子育て支援課、健康づくり支援課)

子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3種類があります。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設(こども家庭センター)とともに、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関(地域子育て相談機関)の整備が努力義務となっています。

単位：実施か所数(か所)

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1	1
② 確保 方策	基本型	0	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型(旧母子保健型)	1	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1	1

資料：令和6年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

既存の「こども家庭センター型(旧母子保健型)」1か所の維持を量の見込みとして設定します。

■ 確保方策

令和7年度にこども家庭センターを開設し、本事業の「こども家庭センター型」を実施します。なお、地域子育て相談機関については、引き続き、子育て支援センター及び中郷・磯原子どもの家が身近な相談窓口として、育児等に関する相談対応を図ります。

②延長保育事業（子育て支援課）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外において、保育所や認定こども園で保育を実施します。

単位：実利用者数（人）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	486	465	461	460	453	455
②確保方策		465	461	460	453	455

資料：令和5年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和5年度における実利用者数の割合（実利用者数／2号・3号認定児童数）が今後も継続すると想定し、推計2号・3号認定児童数に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も市内の保育所及び認定こども園（令和6年度現在4園）において、受入れを図ります。

③放課後児童健全育成事業（子育て支援課）

保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に放課後児童クラブを設置し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

単位：実利用者数（人）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	156	146	129	124	130	115
	2年生	129	136	118	105	101	105
	3年生	99	114	104	90	80	77
	4年生	56	54	75	69	59	53
	5年生	32	23	28	39	36	31
	6年生	4	3	4	4	6	6
	合計	476	476	458	431	412	387
②確保方策			476	458	431	412	387

資料：令和5年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～5年度における実利用者数の割合（実利用者数／6歳人口）の伸びが今後も継続すると想定し、推計6歳人口に乗じて1年生の量の見込みを算出しています。2年生以降は、令和4年度→令和5年度の前学年→当学年の減少率を使用し推計しました。

■ 確保方策

今後も市内の放課後児童クラブ（令和6年度現在10クラス）において、受入れを図ります。なお、特別な配慮を必要とする児童の受入れにあたっては、学校や家庭に加え、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）

保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭などにより一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護し児童の健全な育成を図り、その保護者等を支援する事業です。

単位：延利用者数（人日）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	4	4	3	3	3
②確保方策		4	4	3	3	3

資料：令和5年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～5年度における延利用者数の割合（延利用者数／0～17歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0～17歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も既存の体制（4か所の委託施設）で、本事業を必要とするケースに対応します。

⑤地域子育て支援拠点事業（子育て支援課）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

単位：延利用者数（人回）、か所

	実績	推計					
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	2,751	2,508	2,489	2,424	2,363	2,298	
②確保方策	延利用者数（人回）		2,508	2,489	2,424	2,363	2,298
	実施か所数（か所）	4	4	4	4	4	4

資料：令和6年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和5年度※における利用率（延利用者数／0～2歳人口）が今後も継続すると想定し、利用率を推計0～2歳人口に乗じて算出しています。

※各事業の状況（コロナ禍の令和2～4年度は利用実績が少ない等）に応じて、利用率の元となる期間は異なる〈以降も同様〉

■ 確保方策

子育て支援の拠点として、今後も既存の4か所で親子の受け入れを図ります。

⑥一時預かり事業（子育て支援課）

【幼稚園等における在園児の一時預かり（幼稚園型）】

認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施します。

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		34,994	30,511	28,873	28,005	26,559	26,366
② 確保 方策	一時預かり		30,511	28,873	28,005	26,559	26,366

資料：令和5年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和5年度における延利用者数の割合（延利用者数／3～5歳人口）が今後も継続すると想定し、推計3～5歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も市内の認定こども園（令和6年度現在7園）において、在園児の一時預かり（預かり保育等）を実施し、ニーズに対応した保育士等の確保に努めます。

【保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）】

保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所・認定こども園に入所していない乳幼児について、保育所や認定こども園において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		6,291	5,485	5,191	5,035	4,775	4,740
② 確保 方策	一時預かり		5,485	5,191	5,035	4,775	4,740

資料：令和5年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和5年度における延利用者数の割合（延利用者数／0～2歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0～2歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も市内の認定こども園（令和6年度現在7園）において、未就園児の一時預かりを実施し、ニーズに対応した保育士等の確保に努めます。

⑦病児保育事業（子育て支援課）

保育所等に通っている児童が、病気のため集団保育等が困難である場合、病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育することにより、子育てと就労の両立を支援することを目的に行われている事業です。

【病児・病後児型（病気の回復期に至らない場合・回復期）】

単位：延利用者数（人日）

		実績(見込)	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	病児型	50	48	95	95	93	94
	病後児型	100	96	95	95	93	94
	合計	150	144	190	190	186	188
②確保方策			144	190	190	186	188

【体調不良児型（在園児が保育中に体調不良となった場合）】

単位：延利用者数（人日）

		実績(見込)	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	体調不良児型	700	700	700	700	700	700
②確保方策			700	700	700	700	700

資料：令和6年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和6年度における延利用者数（見込※）の割合（延利用者数／2号・3号認定児童数）が今後も継続すると想定し、推計2号・3号認定児童数に乗じて算出しています。

※「病児型」は令和6年度から実施のため、見込み数で算出

※「体調不良児」は令和7年度から1園増の見込み数で算出

■ 確保方策

今後も市内の認定こども園等（令和6年度現在3園）において、事業実施を図ります。

⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）

乳幼児や小学生等を子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

単位：延利用者数（人日）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37	56	54	51	49	45
②確保方策		56	54	51	49	45

資料：令和5年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～5年度における延利用者数の割合（延利用者数／6～11歳人口）が今後も継続すると想定し、推計6～11歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も援助を希望するニーズに対応した「協力会員」の確保に努めます。

⑨妊婦健康診査事業（健康づくり支援課）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施し、費用の一部を計16回助成します。

単位：妊娠届出数（人）、延利用回数（人回）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	181	178	175	170	165	160
	延利用回数	1,910	2,002	1,968	1,912	1,856	1,799
②確保方策			2,002	1,968	1,912	1,856	1,799

資料：令和5年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～5年度における妊娠届出数の割合（妊娠届出数／0歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0歳人口に乗じて算出しています。また、延利用回数は、令和2年度～5年度における一人当たりの利用回数（延利用回数／妊娠届出数）が今後も継続すると想定し、一人当たりの利用回数を推計妊娠届出数に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も医療機関での利用回数に応じた助成を図ります。

⑩乳児家庭全戸訪問事業（健康づくり支援課）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。

単位：訪問乳児数（人）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	245	237	232	225	220	213
②確保方策		237	232	225	220	213

資料：令和5年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～5年度における訪問乳児数の割合（訪問乳児数／0歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も既存の体制による事業実施（保健師、助産師による訪問）を図ります。

⑪養育支援訪問事業（健康づくり支援課）

養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。

単位：訪問児童数（人）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	17	17	16	16	16
②確保方策		17	17	16	16	16

資料：令和5年度実績は市担当課資料

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～5年度における訪問児童数の割合（訪問児童数／0～5歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0～5歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

今後も乳児家庭全戸訪問事業を通じて、養育支援を必要とする家庭を把握し、事業実施（訪問による助言・指導等）を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業※（子育て支援課）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

今後も対象者に必要な給付を実施します。

⑬妊婦等包括相談支援事業〈追加〉（健康づくり支援課）

妊産婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を図る事業です。

単位：面談実施合計回数等（人、回、人回）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実利用者数	178	175	170	165	160
	一人当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	534	525	510	495	480
②確保方策		534	525	510	495	480

■ 量の見込みの算出方法

面談実施合計回数は、推計妊娠届出数に、国標準の面談回数3回を乗じて算出しています。

■ 確保方策

保健師や助産師による実施体制を確保します。

⑭産後ケア事業〈追加〉（健康づくり支援課）

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

単位：延利用産婦数等（人、人日）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実利用産婦数	5	5	5	5	5
	延利用産婦数	13	13	13	13	13
②確保方策		13	13	13	13	13

■ 量の見込みの算出方法

令和3年度～5年度における利用産婦数の割合（利用産婦数／妊娠届出数）が今後も継続すると想定し、推計妊娠届出数に乗じて実利用産婦数を算出し、さらに令和3年度～5年度における一人当たりの利用日数を乗じて算出しています。

■ 確保方策

保健師や助産師による実施体制を確保します。

⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〈新規〉（子育て支援課）

保育所、認定こども園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

単位：必要定員数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳		5	5	5	5
	1歳		4	4	3	3
	2歳		3	3	2	2
	合計		12	11	10	9
②確保方策	0歳		5	5	5	5
	1歳		4	4	3	3
	2歳		3	3	2	2
	合計		12	11	10	9

■ 量の見込みの算出方法

月1人当たり10時間を推計0歳6か月～満3歳未満の未就園児に乗じて算出した必要受入時間数を、定員一人月当たりの受入可能時間数176時間で除して算出しています。

■ 確保方策

令和8年度からの事業実施に向けて、定員どおりの受け入れを行えるよう、実施体制の確保を進めていきます。（令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」事業に位置付け実施）

⑯子育て世帯訪問支援事業〈実施検討〉（子育て支援課、健康づくり支援課）

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。対象世帯の把握に努めつつ、必要に応じて支援等を行います。

⑰児童育成支援拠点事業〈実施検討〉（子育て支援課）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。対象児童の把握に努めつつ、必要に応じて支援等を行います。

⑱親子関係形成支援事業〈実施検討〉（子育て支援課）

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。対象世帯の把握に努めつつ、必要に応じて支援等を行います。

2 多様な子育て支援の充実

【基本施策 I-2-(1)】子育て家庭のニーズに応える保育サービスの提供

①広域入所保育の実施（子育て支援課）

保護者の勤務等の都合により住居地以外の市町村の保育所等に児童を受け入れる広域入所保育を実施します。

課題・方針	保護者からのニーズを聴取し、他市町村の保育担当課と密に連絡を取って、円滑な入所を実施します。
-------	--

②乳児保育事業（子育て支援課）

産前産後休業や育児休業終了後の就労が円滑に行われるよう、私立保育所等への人件費補助などにより、0歳児からの保育事業を推進します。

課題・方針	産休・育休後の就労の環境を整えるためにも、県補助金等を活用し、事業を継続します。
-------	--

③障害児保育事業（子育て支援課）

集団保育が可能で日々通所できる障害のある乳幼児を保育所で預かります。

課題・方針	保育所・認定こども園で集団保育が行われるよう、関係機関と連携をとりながら、継続します。
-------	---

④休日保育事業（子育て支援課）

保護者の就労等により、休日等に保育を必要とするこどもを預かる事業です。

課題・方針	保育士不足による園の負担状況を考慮しつつ、休日等に就労する保護者のニーズに応えるため、休日保育の継続実施に努めます。
-------	--

⑤教育・保育施設における地域活動事業（子育て支援課）

教育・保育施設の園庭の開放、地域の乳幼児や保護者等対象のイベントや育児相談・助言などを実施します。

課題・方針	今後も乳幼児を対象としたイベントや相談できる場の提供を促進します。
-------	-----------------------------------

⑥保育士等研修（子育て支援課）

保育サービスの質の向上のため、保育所や認定こども園の計画的な保育士等研修を実施します。

課題・方針	県や保育協会等の研修参加の促進及び市においても保育士等が保育を行う上で役立つ研修を年2回を目標に実施し、保育士の質の向上を図ります。
-------	--

⑦幼保連絡協議会の推進（子育て支援課）

保育所と認定こども園とが連携して、こどもの健やかな成長を支援するための「幼保連絡協議会」の円滑な実施を推進します。

課題・方針	各保育所・認定こども園も課題や問題等を議論・共有し、子育て支援施策の充実を図るとともに、こどもの健やかな成長を支援します。
-------	---

⑧保育現場のICT化の推進〈追加〉（子育て支援課）

保育士の業務負担を軽減し、保育の質の向上を図るとともに、労働環境を整えて保育士不足の解消を図るため、保育現場のICT化を推進します。

課題・方針	各保育所・認定こども園と連携・情報共有し、ICT化を推奨するとともに、ICTシステムの導入を支援します。
-------	--

【基本施策 I-2-(2)】子育てを応援する多様な支援の推進

①子育て世帯応援商品券・出産祝金の支給（子育て支援課）

少子化対策として第1子及び第2子の出生世帯に商品券を、第3子以降の出産世帯に祝金を支給します。

課題・方針	商品券や祝金の支給を通じ、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。
-------	------------------------------------

②医療費助成（マル福・北福）（保険年金課）

県制度に基づき、妊産婦、小児（外来は0歳～12歳、入院は0歳～18歳まで）、ひとり親（母子・父子）、重度心身障害者を対象に、医療費の一部負担等を助成します。

小児マル福対象者（0歳～18歳まで）の自己負担金、所得制限による小児マル福非該当者と13歳～18歳の外来一部負担金額を本市独自の事業として助成します。マル福制度とあわせ、18歳までの医療費無料化を実施します。

課題・方針	マル福については、県制度に基づき、今後も継続して実施します。また、市独自の事業においては、18歳までの医療費を無料化するとともに、妊産婦の所得制限を撤廃し、子育て世代の経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境を提供します。
-------	---

③新入学記念品（教育総務課）

新しく市内の小学校へ入学する児童に対し、記念品（ランドセル・道具箱・スプーンセット）を贈呈します。

課題・方針	保護者の経済的負担軽減を図るため、継続して実施します。
-------	-----------------------------

④子どもの家（子育て支援課）

子どもの家は、子育て家庭と当該家庭を支援する団体等との相互交流を促進するとともに、地域住民にコミュニティ活動の場を提供する施設で、子育てサークルや家庭児童相談などで利用されています。

課題・方針	子育て世帯の相互交流の促進等を図るため、継続して実施します。
-------	--------------------------------

⑤放課後子ども教室推進事業（生涯学習課）

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業です。

課題・方針	放課後児童クラブを中心に放課後の居場所づくりを進めており、今後、希望する学校区を調査、把握し、放課後児童健全育成事業との連携も模索しながら、実施を検討します。
-------	---

⑥子育て支援住宅（子育て支援課）

若い世代の子育ての希望をかなえるため、子育て世帯向けの住宅を安価な家賃で提供します。

課題・方針	子育て世帯を支援するため、引き続き事業を継続します。
-------	----------------------------

⑦就学援助（要保護・準要保護）制度（教育総務課）

学校で必要な費用の支払が困難な児童生徒の保護者に対して、必要経費の一部を援助します。

課題・方針	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、継続して実施します。
-------	--

⑧児童手当（子育て支援課）

高校生年代までの児童を対象に手当を支給します。

課題・方針	国の制度に基づき、受給対象者に対する手当の支給を継続します。
-------	--------------------------------

⑨給食費無償化〈追加〉（教育総務課）

市内小中学校の児童生徒にかかる給食費を無償にします。

課題・方針	保護者負担軽減のため、継続して実施します。
-------	-----------------------

【基本目標Ⅱ】 安心して子どもを産むことができ、健やかな成長を育むまち

1 親と子の健康づくり

【基本施策Ⅱ-1-(1)】 妊娠・出産からの切れ目ない支援の推進

①母子健康手帳の交付（健康づくり支援課）

妊娠・出産・子育てについて、母子の健康管理に役立てるとともに、健全な母性の育成を図るための情報を提供します。

課題・方針	母子健康手帳の配布時に、保健師が面談しハイリスク妊婦の把握を行い、妊娠期の早期から継続支援を行います。
-------	---

②出産・子育て応援事業（妊婦のための支援給付）〈追加〉（健康づくり支援課）

妊婦であることの認定後に5万円、その後、妊娠している子どもの人数×5万円を支給し、妊婦に対する経済的支援を実施します。

課題・方針	妊婦のための支援給付金の支給と妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）を効果的に組み合わせることで実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。
-------	--

③妊産婦・乳児健康診査費助成事業（健康づくり支援課）

妊婦健康診査（16回分）、産婦健康診査（2回分）及び乳児健康診査（3回分）の補助が受けられます。

課題・方針	妊婦健康診査（16回分）、産婦健康診査（2回分）及び乳児健康診査（3回分）の補助を行い、妊娠中及び産後の継続した健康管理と経済的な負担を軽減します。
-------	--

④ハイリスク妊産婦の訪問（健康づくり支援課）

妊娠時から継続的な支援を図り、身体的、精神的、社会的にも健全な子育てができるよう訪問事業を実施します。また、2,500g未満で出生した児に対しては訪問による支援を実施し、2,000g未満で入院治療が必要な児に対しては、未熟児療育医療に伴う医療費を公費負担することで、経済的な支援を図ります。

課題・方針	母子健康手帳交付時の面談により、ハイリスク妊婦の把握を行い、妊娠早期から継続して関わり、妊娠・出産・育児と関係機関と連携し継続支援を行います。また、未熟児に対して退院後、早期に未熟児訪問を実施し支援を行います。
-------	---

⑤健康診査・予防接種（健康づくり支援課）

妊婦や乳幼児の健康診査の充実と予防接種の推進を図ります。

課題・方針	乳幼児健診においては、対象者すべてが受診し、乳幼児の養育環境の把握と発育・発達の確認を行います。また、乳幼児健診を通して予防接種歴の確認を行い、未接種の予防接種については接種勧奨を行い、健康の増進を図ります。
-------	--

⑥新生児訪問指導（健康づくり支援課）

産後早期の育児トラブルに対応し、子育ての円滑なスタートを開始できるよう、出産後28日以内に2回、助産師の新生児訪問指導を受けることができます。

課題・方針	出産後早期の育児不安に対し、子育ての円滑なスタートを開始できるよう出産後28日以内に2回、助産師の新生児訪問指導を行い、育児支援の向上を図ります。
-------	---

⑦育児相談（健康づくり支援課）

5か月児以上の乳幼児の子育て相談を実施します。

課題・方針	5か月以上の乳幼児の子育て相談を実施し、保護者の相談に応じ育児支援を行うとともに、個別歯科相談を行います。
-------	---

⑧乳幼児健診（健康づくり支援課）

4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健診、3歳児健康診査、乳幼児健診二次検診などにより、異常の早期発見に努めるとともに育児支援を行います。

課題・方針	各種乳幼児健診、歯科健診により、発育・発達の確認と保護者の育児相談に応じ、乳幼児の健やかな成長を支援します。また、未受診者については、必ず乳幼児の所在を確認し受診勧奨に努めます。
-------	---

⑨こどもの事故防止啓発活動（健康づくり支援課）

誤飲や転倒、風呂場や階段などの危険から子どもを守る知識を啓発し、不慮の事故を予防します。

課題・方針	4か月児健診において、乳幼児の事故防止についてパンフレットの配布と説明を行い事故防止に努めます。
-------	--

⑩新生児聴覚検査助成（健康づくり支援課）

聴覚障害を早期に発見し適切な支援を行うため、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

課題・方針	すべての新生児が新生児聴覚検査を受けられるよう、検査費用の一部を助成し、聴覚障害の早期発見に努めます。
-------	---

⑪【再掲】乳児家庭全戸訪問事業（健康づくり支援課）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。

課題・方針	今後も既存の体制による事業実施（保健師、助産師による訪問）を図ります。
-------	-------------------------------------

⑫【再掲】養育支援訪問事業（健康づくり支援課）

養育支援が必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。

課題・方針	今後も乳児家庭全戸訪問事業を通じて、養育支援を必要とする家庭を把握し、事業実施（訪問による助言・指導等）を図ります。
-------	--

【基本施策Ⅱ-1-(2)】産科・小児医療体制の充実

①小児医療の充実（市民病院、健康づくり支援課）

小児医療の充実を図るとともに、救急医療を確保するために、地元医師会をはじめ医療機関相互の連携の強化と協力体制の構築を図っています。

課題・方針	日立保健所管内においては、小児科医が少ないため、平日の昼間は、近隣医療機関からの医師派遣により、外来診療を実施します。入院が必要な場合及び小児救急については、日立総合病院に集約されているため、連携していきます。 また、市医師会・日立保健所管内の医療機関の協力体制により、休祝日・年末年始・夜間の救急医療の確保に努めます。
-------	---

②不妊治療費助成事業（健康づくり支援課）

保険適用外の不妊治療費の一部を助成します。

課題・方針	保険適用外の不妊治療費の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。
-------	----------------------------------

③不育症治療費助成事業（健康づくり支援課）

不育症は原因不明の場合が多く、治療を継続する上での経済的負担も大きいいため、保険適用外の治療費の一部を助成します。

課題・方針	保険適用外の治療の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減します。
-------	-------------------------------------

【基本施策Ⅱ-1-(3)】子育て親子の交流の促進

①両親学級（健康づくり支援課）

両親学級（パパママスクール）を実施します。

課題・方針	産科医療機関において妊婦教室を実施していることから、妊婦教室を縮小し、両親を対象とした両親学級を拡充します。
-------	--

②子育てサークル活動への支援（子育て支援課、健康づくり支援課）

乳幼児期の育児を支援するため、赤ちゃんサークルや子育てふれあいサロン、母親クラブなどの育児サークル活動を支援します。

課題・方針	子育てに関する健康教育や育児相談に関する活動を促進し、育児不安の解消を図ります。
-------	--

③おひさまサロン（健康づくり支援課）

乳児（5～11 か月児）と母親を対象に、親子遊びや手遊び、スキンシップ体操などを行い、母親同士の交流を行います。

課題・方針	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、保健師等専門家による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ります。
-------	--

【基本施策Ⅱ-1-(4)】食育の推進

①離乳食教室（健康づくり支援課）

乳児期の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣形成のため開催します。

課題・方針	乳幼児期の望ましい食習慣の形成のため、教室を開催します。
-------	------------------------------

②親子料理教室（健康づくり支援課）

おやこ食育教室など、食に関する学習機会の充実を図ります。

課題・方針	食育の推進と食に関する学習の機会として、食生活改善推進員の協力により料理教室を行います。
-------	--

③食育支援ネットワーク構築（健康づくり支援課）

行政、保育所、認定こども園、学校等の関係者による食育支援ネットワークを構築し、家庭・施設・学校・地域が連携して食育を推進します。

課題・方針	市内保育所、認定こども園等での食育に関する取組について現状を調査し、乳幼児期の食育に関する課題に対し、保育所や認定こども園の職員を構成員とする食育推進会議にて検討します。
-------	---

2 地域の子育て力づくり

【基本施策Ⅱ-2-(1)】家庭・地域の子育て力の強化

①教育・保育施設と小学校との連携（学校教育課、子育て支援課）

就学前の学校訪問や教育・保育施設の見学を実施するなど、両者の連携推進を図ります。

課題・方針	連携推進を図るための幼児教育アドバイザー等が動きやすい人的配置を検討していく必要があります。
-------	--

②コミュニティ・スクール（学校運営協議会）（生涯学習課）

地域及び家庭と学校との連携・協力を図るとともに、地域に根ざした信頼される学校づくりを推進します。

課題・方針	地域の方々と意見交換ができるので、地域との連携・協力を図るための貴重な場であることから現在の制度を継続します。
-------	---

③家庭教育の推進（生涯学習課）

家庭内で教育のあり方を学習するため、県教育委員会が作成した「家庭教育ブック」を各学校を通し保護者へ配布し、家庭教育学習において活用することにより、家庭教育の推進を図ります。

課題・方針	茨城県教育委員会において作成した家庭教育支援資料「家庭教育ブック」等を活用した保護者や児童向けの研修会（講話）を、市内小学校の協力により継続して実施します。
-------	--

④青少年健全育成（生涯学習課）

青少年の実態把握に努め、相談、助言、指導などの活動、相談員の活動に関する研究と相互の情報交換、連絡調整等を行います。また、家庭・学校・各種団体など、地域社会が一体となって青少年健全育成の重要性を確認し、その目的達成のための各種事業を実施する青少年健全育成市民の会へ補助を行います。

課題・方針	今後も定期的な青少年相談員巡回活動のほか、定例会や研修会を実施し、相談員の活動に関する研究と相互の情報交換、連絡調整等に努めます。また、各種団体、学校関係者、警察、青少年相談員連絡協議会との連携強化により、青少年の健全な育成を図ります。
-------	--

⑤母親クラブ（子育て支援課）

母親クラブ等への助成を通じ、地域におけるこどもと子育てに関わる地域活動の充実を図ります。

課題・方針	母親クラブへの助成を継続し、地域活動の充実や多様な活動の展開を促進します。
-------	---------------------------------------

【基本施策Ⅱ-2-(2)】豊かな心と健やかな身体を育む学習・体験活動の充実

①地域における子育て組織への支援（生涯学習課）

子ども会やスポーツ少年団など、地域における子育て組織の活動の推進と支援に努めます。

課題・方針	子ども会が安全に活動するための安全共済会への加入体制の継続やスポーツ少年団への加入促進、市内小・中学校施設の貸し出しの迅速な手続きを図り、地域における活動の推進と支援に努めます。
-------	---

②子育て体験トーク・子育てセミナー（生涯学習課）

子育ての不安や悩みを分かち合い、軽減するために、保育所や認定こども園の保護者を対象とした交流会を年数回程度実施します。また、専門の講師による学習セミナーを実施します。

課題・方針	参加者が減少傾向にあるため、開催の周知等参加者を増やす方策を検討し、実施します。
-------	--

③思春期教育「いのちの授業」（健康づくり支援課）

助産師等が市内小中高等学校の生徒とその保護者を対象に妊娠・出産や心身の変化に対する正しい知識を伝え、自分の性を受容し、自分で望ましい行動を選択する力を育みます。

課題・方針	市内小中高等学校で思春期教育「いのちの授業」を開催し、命の大切さ、すばらしさを子どもたちに伝え、自他ともに大切する心を育みます。
-------	--

④元気っ子体験学習（生涯学習課）

「ヒロシマで学ぶ平和への旅」の実施、事業報告会となる「元気っこプラザ」を開催し、体験学習の機会を提供します。

課題・方針	小学校5・6年生児童を対象とした「ヒロシマで学ぶ平和への旅」では「広島平和記念式典」に参列するなど平和学習を行い、事業報告会「元気っこプラザ」を継続して実施します。
-------	--

⑤中学生のボランティア活動推進（学校教育課）

中学生の清掃、環境美化等のボランティア活動の推進により、地域社会との交流機会を拡大し、若者の社会参加意識の醸成に努めます。

課題・方針	各小・中学校において、子どもたちの考えを取り入れながら、特色あるボランティア活動に取り組みます。
-------	--

⑥職場体験による意識啓発（学校教育課）

職場体験を通じ、就職・就業に対する中学生の意識啓発を図ります。

課題・方針	中学校2年生を対象に、キャリア教育の一貫として職場体験を今後も継続して実施します。
-------	---

⑦子ども議会（教育総務課）

学校教育の一環として、児童・生徒の市政に対する興味・関心を引き起こし、将来のまちづくりの一端を担う人材の育成を目的に実施するものです。

課題・方針	児童・生徒が行政の役割を学ぶ場として、また、こどもの意思を表明する場として実施します。
-------	---

⑧ブックスタート（図書館）

生後1歳未満の赤ちゃんに絵本のセットを贈呈し、赤ちゃんと保護者が一緒に絵本を開くきっかけをつくります。

課題・方針	親子で絵本に触れる機会を提供することで、乳幼児が読書に親しむきっかけとなっているため、今後も配布を継続します。
-------	---

⑨芸術によるまちづくり〈追加〉（生涯学習課）

東京藝術大学と連携したワークショップを実施し、市民が身近に芸術にふれる機会を提供します。

課題・方針	東京藝術大学と連携し、自由参加のスタイルでワークショップを実施します。
-------	-------------------------------------

⑩富士山登山体験学習〈追加〉（学校教育課）

静岡県小山町主催の富士登山交流事業に参加し、富士山登山等を経験することで、豊かな心と健やかな体の育成に努めます。

課題・方針	今後も中学1年生を対象に参加者を募集し、小山町との交流に継続して取り組みます。
-------	---

【基本目標Ⅲ】 一人ひとりのこども・若者に寄り添うまち

1 きめ細やかなこども・若者・子育て支援、権利擁護の充実

【基本施策Ⅲ-1-(1)】 こどもの権利の意識醸成と理解の促進〈新規〉

①「児童の権利に関する条約」等の普及・啓発（子育て支援課）

18歳未満のすべてのこどもを対象にした条約の趣旨について、こども・住民に普及・啓発を図ります。

課題・方針	児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨及び内容を説明したパンフレットの活用やこれらに係る市のホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ります。
-------	--

②こども・若者からの意見聴取及び意見を表明しやすい環境整備〈新規〉（子育て支援課、学校教育課）

こども基本法の第3条に基づく「こどもの意見を表明する機会の確保」とともに、第11条に基づく「こども施策に対するこども等の意見の反映」を図ります。

課題・方針	こどもの意見を表明する権利について周知啓発するとともに、意見を聴取・表明する機会の拡充に努めます。また、こども施策について、こどもが理解しやすくアクセスしやすい方法による情報提供に努めます。
-------	---

【基本施策Ⅲ-1-(2)】 児童虐待防止等対策の強化

①要保護児童対策地域協議会（子育て支援課）

虐待防止のネットワークを強化し、より速やかな支援と対応を図るため、北茨城市要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、切れ目のない総合的な支援体制の充実に努めます。

課題・方針	児童虐待の防止・早期発見及び虐待、ヤングケアラー等の事例に対する円滑な支援を行うため、引き続き、関係機関と連携した支援を行います。
-------	---

②児童虐待防止の啓発（子育て支援課）

児童虐待の未然防止と早期発見を目指し、県や児童相談所との連携を図りながら児童虐待防止の啓発活動を進めます。

課題・方針	児童虐待の未然防止や早期通報に関する理解を促進するため、広報紙、ホームページ、アプリ等を活用し、引き続き相談・連絡先等の周知を図ります。
-------	--

③DV防止対策（子育て支援課）

DV被害の防止に向けて効果的な広報・啓発等に取り組むとともに、関係機関と連携したDV被害者等の相談・支援等を行うことで、緊急的な一時保護を含めた被害者等の自立支援を図ります。

課題・方針	DV被害の防止及び被害者の自立支援を図るため、相談・支援を担う職員の専門的技術の向上及び体制の強化や関係機関との連携促進を図ります。
-------	--

【基本施策Ⅲ-1-(3)】 こどもの貧困対策に関する支援〈新規〉

①フードバンク事業〈追加〉（社会福祉協議会）

フードバンク団体と連携し、市民や事業所等からお預かりした食品を活用し、食のセーフティーネット事業を進めます。

課題・方針	誰もが気軽に食品を寄付できる「きずなBOX」の周知を図るとともに、フードバンク配布会等を通して食の支援を行います。
-------	---

②こどもの学習・生活支援事業〈実施検討〉（社会福祉課）

生活困窮世帯のこどもを対象に、学習意欲の動機付けや正しい生活習慣を意識させるため学習面や生活面の支援を実施します。

課題・方針	実施方法や開催場所の確保等の課題を解決し、事業の開始に向けた検討を行います。
-------	--

【基本施策Ⅲ-1-(4)】 ひとり親家庭支援の推進

①児童扶養手当（子育て支援課）

父又は母と生計をともにしていない児童を養育している家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の推進を図ることを目的に、児童を監護する父又は母や、その者に代わって児童を養育する方に、手当を支給します。

課題・方針	国の制度に基づき、受給対象者に対する手当の支給を継続します。
-------	--------------------------------

②高等職業訓練促進給付金（子育て支援課）

ひとり親家庭の親が、就職や生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関などで就学する場合に給付金を支給します。

課題・方針	ひとり親家庭の就業を効果的に支援するため、事業を継続します。
-------	--------------------------------

③ひとり親福祉資金貸付（子育て支援課）

県と連携したひとり親に対する就学資金や生活資金等の貸付を通じ、ひとり親家庭の自立を促進します。

課題・方針	ひとり親家庭に対する経済的な支援のため、事業を継続します。
-------	-------------------------------

④ひとり親家庭新入学児童記念品（子育て支援課）

新しく小学校に入学するひとり親家庭の児童に対し記念品を贈ります。

課題・方針	ひとり親家庭の児童の福祉増進を図るため、事業を継続します。
-------	-------------------------------

【基本施策Ⅲ-1-(5)】 障害のある子ども等と家庭への支援の推進

①早期療育指導支援システム（健康づくり支援課、学校教育課）

発達の面で他の子と少し違ういわゆる「気になる子」や障害のある子が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに成長していくために、専門的な発達相談や指導等を受けられる機会を提供します。

課題・方針	専門的な発達に関する相談や指導を受ける機会を提供するとともに、医療・保健・教育・福祉等の関係機関と連携し、保護者・対象児を支援します。
-------	---

②教育支援委員会事業（学校教育課）

障害のある子に対する適正な教育支援を行うため、教育支援委員会において就学相談・就学指導等に係る審議をします。

課題・方針	年3回の実施を継続します。
-------	---------------

③特別支援教育支援員の配置（学校教育課）

障害のある子の学校生活を支援するため、特別支援教育支援員を配置します。

課題・方針	特別な配慮が必要な児童・生徒の増加により、支援員の配置を要望する学校が多いため、今後、支援員の増員を検討します。
-------	--

④特別支援教育（巡回専門家派遣）事業（学校教育課）

障害のある子への指導や支援の充実を図るため、県の事業を活用し特別支援教育巡回相談を行います。

課題・方針	支援が必要な児童・生徒に適切に対応するため、特別支援教育に関する専門性の向上に努め、支援体制の強化を図ります。
-------	---

⑤障害者日中一時支援事業（社会福祉課）

障害のある子を、日中、施設で一時的に預かり、身の回りの世話や援助を行います。

課題・方針	今後もサービスの利用のPR等を実施し、制度の周知と利用者支援を図ります。
-------	--------------------------------------

⑥児童発達支援（社会福祉課）

障害のある子の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。

課題・方針	今後も制度の周知と利用者支援を図るため、サービスの利用のPR等を実施します。
-------	--

⑦放課後等デイサービス（社会福祉課）

学校就学中の障害のある子に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まった放課後等の居場所づくりを推進します。

課題・方針	今後も制度の周知と利用者支援を図るため、サービスの利用のPR等を実施します。
-------	--

⑧ホームヘルプ（社会福祉課）

在宅で生活する障害のある子に対し、ホームヘルパー等が訪問して、身体介護や家事援助などを行います。

課題・方針	今後も制度の周知と利用者支援を図るため、サービスの利用のPR等を実施します。
-------	--

⑨ショートステイ（社会福祉課）

障害のある子を自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

課題・方針	今後も制度の周知と利用者支援を図るため、サービスの利用のPR等を実施します。
-------	--

⑩特別支援教育就学奨励制度（教育総務課）

特別支援学級に在籍している児童生徒及び同等の障害があると認められた児童生徒の保護者に対して必要経費の一部を助成します。

課題・方針	就学に対する必要経費の負担を軽減するため、継続して実施します。
-------	---------------------------------

⑪障害児福祉手当（社会福祉課）

重度の障害があるため、普段の生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給します。

課題・方針	国の施策に基づき実施します。
-------	----------------

⑫特別児童扶養手当（社会福祉課）

20歳未満で身体又は精神に中程度以上の障害のあるこどもを在宅で育てている保護者に支給します。

課題・方針	国の施策に基づき実施します。
-------	----------------

⑬心身障害者扶養共済（社会福祉課）

障害のある子の保護者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることにより保護者が死亡し、又は身体に著しい障害を有することになった場合、障害のある子に年金を支給します。

課題・方針	今後もPR活動を通じて、制度の周知を図ります。
-------	-------------------------

⑭児童発達支援センター〈実施検討〉（子育て支援課、健康づくり支援課、社会福祉課）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）のいずれかの障害があり、児童相談所、医師などにより療育の必要性を認められたこどもを対象とする施設で、障害児やその家族への相談や、障害児を預かる施設への援助・助言などを行う、地域の中核的な療育支援施設です。

課題・方針	障害のある子やその家族への切れ目のない支援とともに、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を支援するため、児童発達支援センターの設置を検討します。
-------	---

【基本施策Ⅲ-1-(6)】不登校等への心のケアの充実**①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置（学校教育課）**

小・中学校に県の事業を活用してスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒のカウンセリングを行います。また、小学校には、市の事業を活用したスクールカウンセラーを配置しています。スクールソーシャルワーカーの配置についても、県の事業及び市の事業を活用していきます。

課題・方針	いじめ、不登校等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育相談体制の充実を図ります。また、福祉的支援を継続します。
-------	--

②教育支援センター（学校教育課）

不登校に関する悩みについて、経験豊かな支援員が相談に応じます。また、学校に通えない小・中学生が通所し、さまざまな活動を通じて学校生活に復帰できるよう支援しています。

課題・方針	不登校児童生徒の居場所づくりのため事業を継続し、児童生徒の学校復帰を目指します。
-------	--

2 相談・情報発信体制の充実

【基本施策Ⅲ-2-(1)】 悩みに応えるこども・若者・子育て相談体制の充実

①家庭児童相談（子育て支援課）

家庭児童相談員等が、家庭における児童の養育、教育、身体面、精神面、障害等に係る相談にあたります。

課題・方針	子育て家庭が抱える不安や悩みに対し、気軽に相談できる窓口の充実と専門的な支援につなげる相談体制を構築します。
-------	--

②こども家庭センター〈新規〉（子育て支援課、健康づくり支援課）

妊娠期から子育て期まで切れ目なく、健康の保持・増進に関する支援のほか、こどもや世帯の状況に応じたソーシャルワークを行う機関です。

課題・方針	子育て支援や家庭内の問題に関する相談への対応などを行う「子ども家庭総合支援拠点」と、妊娠期から子育て期までのさまざまな悩みや相談に対応する「子育て世代包括支援センター」を統合し、新たに「こども家庭センター」を設置します。地域の関係機関とつながりながら、サポートプランの作成等を通じて、子育て家庭を支援します。
-------	--

③幼児教育相談（学校教育課）

ことばの発達や障害に関する悩みについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。

課題・方針	今後も継続して実施します。
-------	---------------

④民生委員・児童委員による相談（社会福祉課）

民生委員・児童委員がこどもに関する各種の相談を受けます。

課題・方針	今後も市民に対し民生委員・児童委員の役割をPRする他、民生委員・児童委員を対象に各種研修を実施し、相談業務の質の向上を図ります。
-------	--

【基本施策Ⅲ-2-(2)】 こども・若者・子育てに役に立つ情報発信力の強化

①情報誌による情報発信（子育て支援課）

子育てに関する情報を横断的に掲載した「子育て一番北茨城」等の充実を図り、引き続き、子育て支援に関する情報の周知に努めます。

課題・方針	子育てに関する情報を掲載した「子育て一番北茨城」等の充実を図り、引き続き子育て支援に関する情報の周知に努めます。
-------	--

②ICTによる情報発信（子育て支援課）

スマートフォン等の普及を踏まえ、ICTを活用した子育て支援情報の発信を行います。

課題・方針	子育てに関する情報を掲載したホームページ（子育て一番北茨城）やアプリ（きたいばナビ）などを活用し、手軽に子育てに関する情報が取得できるようにします。
-------	--

③健康カレンダー（健康づくり支援課）

保健・医療・福祉関連の情報などを掲載した健康カレンダーを全戸配布します。

課題・方針	保健・医療・福祉関連の情報などを掲載した健康カレンダーを全戸配布し、健康に関する情報を提供します。
-------	---



【基本目標Ⅳ】 みんなでこども・子育てを支えあうまち

1 仕事と子育てが両立できる環境づくり

【基本施策Ⅳ-1-(1)】 子育てしやすい職場づくりの推進

①育児休業制度の普及・啓発（商工観光課）

育児休業制度取得について、事業所への普及・啓発を図ります。

課題・方針	国・県や関係機関の発行したパンフレット、ポスターを利用し啓発に努めます。
-------	--------------------------------------

②ファミリーフレンドリー企業の普及・促進（商工観光課）

仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業（ファミリーフレンドリー企業）の紹介、普及・促進を図ります。

課題・方針	ハローワーク、商工会等と連携し、労働法、次世代育成支援対策推進法等の制度にかかる啓発と周知に努めます。
-------	---

③一般事業主行動計画の趣旨の普及（商工観光課）

「計画」策定対象企業の策定促進を図るとともに、「計画」策定対象企業でなくても、「子育てと仕事の両立」ができるような職場環境の趣旨の普及を図ります。

課題・方針	ハローワーク、商工会等と連携し、労働法、次世代育成支援対策推進法等の制度にかかる啓発と周知に努めます。
-------	---

【基本施策Ⅳ-1-(2)】 ワーク・ライフ・バランスに向けた機運の醸成

①ワーク・ライフ・バランス憲章の普及（まちづくり協働課）

ワーク・ライフ・バランス憲章について、ホームページ等により普及を図ります。

課題・方針	仕事と生活の調和の現状や必要性の把握に努め、地域の実情に応じた内容とする必要があります。
-------	--

②「男女共同参画社会」の普及・啓発（まちづくり協働課）

第4次きたいばらき男女共同参画プランに基づき、「男女共同参画社会」の普及・啓発を計画的に図ります。

課題・方針	市民一人ひとりが多様化するライフスタイルでその人らしくいきいきと活躍できる社会を目指して、男女共同参画を促すための取組を推進します。
-------	--

2 こどもと子育てにやさしい環境づくり

【基本施策IV-2-(1)】 こどもが元気に遊べる公園づくりの推進

①公園の充実（都市計画課）

公園施設の定期的な点検とともに、地域団体等との連携による公園の清掃活動等を行います。また、防犯に配慮した公園整備に努めます。

課題・方針	こどもに安全で快適な空間を提供するため、新たな公園の整備を計画的に進めるとともに、公園施設の定期的な点検結果等を踏まえ、老朽化した遊具の計画的更新を行い、遊具の安全性の向上を図り、地域団体等との連携による公園の清掃活動等も継続します。また、安心して公園が利用できるように、外周からの見通しの確保、園内の死角となる部分の排除、園内への街灯の設置等に努めます。
-------	--

【基本施策IV-2-(2)】 子育てバリアフリーの推進

①公共施設など建設物のバリアフリー化（教育総務課、健康づくり支援課、生涯学習課）

学校施設やその他の公共施設のバリアフリー化を図るものです。

課題・方針	学校やその他の公共施設等については、入り口のスロープの設置、手すり等の設置、車椅子が利用できる開口部の確保などバリアフリー化に努めます。
-------	--



3 安心して成長できる環境づくり

【基本施策Ⅳ-3-(1)】防犯対策の強化

①関連機関のネットワーク化（子育て支援課、学校教育課、生涯学習課、まちづくり協働課）

教育・保育施設や学校、子どもを守る110番の家、青少年相談員、地域住民などによる子どもを守るネットワーク化を図るものです。

課題・方針	保育所、認定こども園、家庭、学校、地域及び関連機関・団体との連絡を密にし、子どもを守るネットワークの強化に努めます。
-------	--

②犯罪に関する情報提供（子育て支援課、学校教育課）

犯罪及び不審者等に関する情報提供を行うものです。

課題・方針	各学校、関係機関及び関係団体との連携により、不審者等に関する速やかな情報提供に努めます。
-------	--

③安心なまちづくり推進事業（社会福祉協議会）

青少年相談員や自主防犯組織による巡回活動など自主防犯活動、青少年健全育成団体への支援と情報提供を行います。また、社協7支部（町単位）11地区において、安心なまちづくり推進事業として個別防犯活動や防犯に関する啓発活動を実施します。

課題・方針	情報交換及び交流の場として、社協7支部代表者による会議を継続的に開催するとともに、各支部の活動について社協広報誌等で広く周知を図ります。
-------	--

④子どもを守る110番の家（生涯学習課）

子どもが犯罪を受けた時、又は犯罪に巻き込まれそうになった時に一時的に避難する場所です。

課題・方針	小学校等と連携し、市民への協力要請と周知に努めます。
-------	----------------------------

⑤防犯講習会（学校教育課）

日常の中で犯罪に関する警戒意識の醸成を図るため、学校などにおいて防犯講習会等を開催します。

課題・方針	各学校で、防犯教室及び不審者対応避難訓練等を計画的に実施します。また、効果的な教育活動になるよう支援します。
-------	--

⑥犯罪被害児童等への支援（学校教育課）

犯罪及び不審者等の被害にあった児童に対しては、関係機関の連携協力のもと支援を図ります。

課題・方針	不審者被害、虐待等を含めて、関係機関等と連携し支援に努めます。さらに心のケアにも対応していきます。
-------	---

【基本施策Ⅳ-3-(2)】防災対策の強化

①防災訓練・防災教育（学校教育課、消防本部予防課、総務課）

災害時の児童生徒の避難場所や避難方法等の指導・教育を行います。また、保育所及び認定こども園では防災教室や花火教室を行います。

課題・方針	地域と連携した実践的な防災教育、防災訓練を推進していきます。また、保育所、認定こども園や小学校で防災教室等を実施し、防災意識の高揚を図ります。
-------	---

②学校防災情報連携（学校教育課）

災害発生時及び台風等被害が予測される場合の休校等の連絡を迅速に行い、児童・生徒の安全確保を図ります。

課題・方針	防災メールの登録推進とともに、今後も情報連携を促進し、児童・生徒の安全確保を図ります。
-------	---

③幼保防災情報連携（子育て支援課）

災害のレベル等、災害に関する情報伝達を迅速に行い、防災の強化に努めます。

課題・方針	防災メールの登録推進とともに、幼保連絡協議会を通じて災害時等の情報連携を促進し、幼児の安全確保を図ります。
-------	---

【基本施策Ⅳ-3-(3)】交通安全対策の強化

①通学路安全点検（教育総務課）

通学路における危険箇所の把握・改善を図るため、国・県・警察との合同点検を実施します。

課題・方針	引き続き関係機関と連携し、通学路の安全確保に努めます。
-------	-----------------------------

②交通安全教育の実施（学校教育課、まちづくり協働課）

各学校において、交通安全教育を実施します。

課題・方針	毎年、児童・生徒の発達段階に応じて計画的に交通安全教室を実施します。
-------	------------------------------------

③チャイルドシートの設置促進（まちづくり協働課）

交通事故が起こった際の乳幼児の安全性向上のため、チャイルドシートの取り付けの指導や後部座席を含めたシートベルトの着用を徹底します。

課題・方針	今後も警察や関係機関と協議しながら対策を実施します。
-------	----------------------------

④ヘルメット贈呈〈追加〉（教育総務課）

通学時の安全確保のため、新中学1年生の自転車通学者にヘルメットを贈呈します。

課題・方針	生徒の安全確保のため、継続して実施します。
-------	-----------------------

【基本目標Ⅴ】 若者が力を発揮できるまち

1 就学・就労の支援

【基本施策Ⅴ-1-(1)】 就学支援の充実

①奨学資金支給〈追加〉（教育総務課）

次代を担う人材の育成に資するため、経済的理由により修学が困難である大学入学予定者に奨学資金を支給します。

課題・方針	選考委員会により認定された大学入学予定の高等学校等在学者に支給します。
-------	-------------------------------------

②医師修学資金貸与〈追加〉（市民病院）

将来、北茨城市民病院に勤務し、地域医療に貢献しようとする大学の医学部医学科の医学生に、修学資金を貸与（卒業後、市民病院勤務にて返還免除）することで、有能な人材の育成に努め、市民の医療福祉の向上を図ります。

課題・方針	選考により決定した医学生に修学資金を貸与（卒業後、市民病院勤務にて返還免除）します。
-------	--

③看護師奨学資金貸与〈追加〉（市民病院）

将来、北茨城市民病院に勤務しようとする看護学生に、奨学資金を貸与（卒業後、市民病院勤務にて返還免除）することで、医療人材の確保に努め、市民の医療福祉の向上を図ります。

課題・方針	選考により決定した看護学生に奨学資金を貸与（卒業後、市民病院勤務にて返還免除）します。
-------	---



【基本施策V-1-(2)】就労支援の充実

①就職面接会等の実施〈追加〉(商工観光課)

就労機会の創出及び市内企業等への人材獲得支援のため、就職面接会及び企業説明会等を実施します。

課題・方針	より多くの市民及び企業に参加してもらえよう、事業の周知を図ります。
-------	-----------------------------------

②求人情報の発信〈追加〉(商工観光課)

就労機会の提供及び市内企業等への人材獲得支援のため、定期的に求人情報を発信します。

課題・方針	ホームページや市役所窓口において、定期的な発信を図ります。
-------	-------------------------------

③外国人日本語支援事業〈追加〉(生涯学習課)

外国人の日常生活に必要な日本語の習得を目的とするものです。

課題・方針	地域の実態に合った日本語教育の体制を構築し、外国人市民の日本語学習の支援に努めます。
-------	--



2 成長・活躍できる環境づくり

【基本施策V-2-(1)】次代を担う人材育成の推進

①グローバル人材育成事業〈追加〉(まちづくり協働課)

フランス国バルビゾンへ中学生を派遣し、国際的に活躍できるグローバルな人材育成を図ります。

課題・方針	グローバル化が加速している世界情勢を踏まえ、優秀な語学能力やコミュニケーション能力を有する人材育成を図るための取組を推進します。
-------	--

②若人親善大使派遣事業〈追加〉(まちづくり協働課)

ニュージーランド・ワイロア地区へ青少年を派遣し、海外研修を通して国際的な感覚を養うとともに、市の国際化推進に積極的な人材を育成します。

課題・方針	相互の文化・風習等の理解を深めながら、親密な交流と友好的な活動を通じて、未来を担う青少年の国際意識の高揚を図ります。
-------	--

【基本施策V-2-(2)】結婚を希望する人への支援

①婚活支援事業〈追加〉(子育て支援課)

結婚を希望する方の支援を図るため、いばらき出会いサポートセンターに入会した際の会員登録料を一部助成します。(北茨城市いばらき出会いサポートセンター会員登録助成金)

課題・方針	結婚を希望する独身の方を対象とする会員登録制のセンターの登録料を一部助成し、男女の出会いと結婚を支援します。
-------	--

【基本施策V-2-(3)】悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

①【再掲】スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置(学校教育課)

小・中学校に県の事業を活用してスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒のカウンセリングを行います。また、小学校には、市の事業を活用したスクールカウンセラーを配置しています。スクールソーシャルワーカーの配置についても、県の事業及び市の事業を活用していきます。

課題・方針	いじめ、不登校等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育相談体制の充実を図ります。また、福祉的支援を継続します。
-------	--

②【再掲】こども家庭センター〈新規〉（子育て支援課、健康づくり支援課）

妊娠期から子育て期まで切れ目なく、健康の保持・増進に関する支援のほか、こどもや世帯の状況に応じたソーシャルワークを行う機関です。

課題・方針	子育て支援や家庭内の問題に関する相談への対応などを行う「子ども家庭総合支援拠点」と、妊娠期から子育て期までのさまざまな悩みや相談に対応する「子育て世代包括支援センター」を統合し、新たに「こども家庭センター」を設置します。地域の関係機関とつながりながら、サポートプランの作成等を通じて、子育て家庭を支援します。
-------	--



第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 市民や企業等との連携、参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。広報等を通じて、本計画や市の施策について市民に周知を図るとともに、ボランティア活動の活性化推進や市民参加型サービスの拡充など、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりへの市民及び企業等の参加・参画を推進します。

また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けて、企業や事業所と連携して、育児休業の利用促進や柔軟な勤務形態の普及啓発に努めます。

(2) 子ども・子育て会議等を通じた関係機関との連携

本計画の策定や、本計画に基づく施策を推進し、事業の実施状況について点検・評価するための「北茨城市子ども・子育て会議」を設置しています。

委員は、児童福祉分野の有識者、保育・児童教育関係者や市民代表などさまざまな分野から構成され、各年度において会議を開催し、計画の点検・評価や見直しの検討などを行っています。

また、児童相談所、保健所、教育機関、医療機関、警察などとの緊密な連携を図り、情報を共有し、関係機関等と一体となった計画推進を図ります。

(3) 庁内関係課の連携

本計画の推進にあたっては、子ども・子育てに係る当事者や関係者等の意見を反映させながら、市の関係各課が連携し、分野横断的な施策に取り組みます。

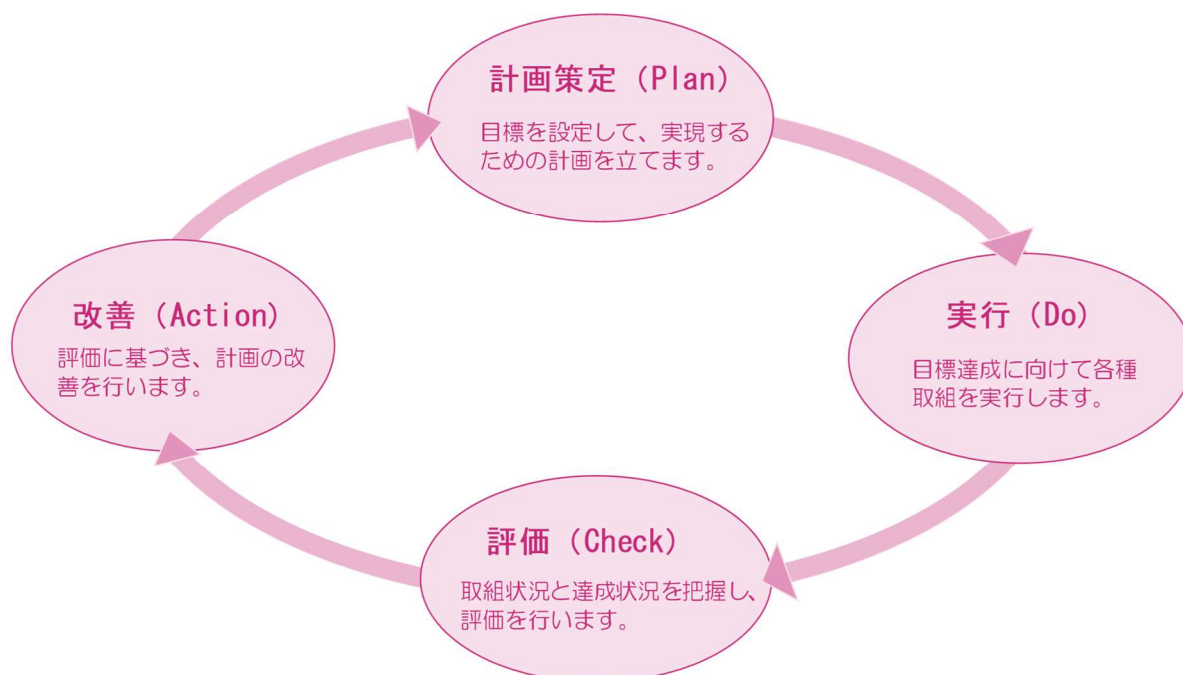
また、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、各事業への適切な反映や新たな課題に対して積極的に取り組み、事業の実施状況等について広く市民への周知に努めます。

2 点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、「北茨城市子ども・子育て会議」を通じて計画の点検・評価や見直しの検討などを行いながら、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。

● PDCAサイクル



資料編

資料1 北茨城市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日
北茨城市条例第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、北茨城市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

（北茨城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 北茨城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年北茨城市条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料2 北茨城市子ども・子育て会議委員名簿

【任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日】

(敬称略)

No.	区分	役職等	氏名
1	保護者（公募）	保護者	藤田 香織
2	事業主代表（幼稚園）	いそはら幼稚園理事長	大平 康裕
3	事業主代表（保育園）	中郷保育園長	渡邊 操
4	事業主代表（学童クラブ）	誠之会幼稚園教頭	渡邊 あけみ
5	労働者代表	連合北茨城地区協議会代表	岩田 泰輔
6	子育て支援事業従事者	北茨城市社会福祉協議会 事務局長	金澤 節
7	学識経験者	東北福祉大学教授	三浦 剛
8	学識経験者	元北茨城市教育委員会委員	山名 玲子
9	学校代表（学校長会）	石岡小学校長	高橋 裕子
10	市議会議員代表	文教厚生委員	滝 文裕
11	北茨城市	副市長	鵜沼 聡
12	北茨城市	教育部長	滝 浩 (令和6年3月31日まで 松本 幹夫)
13	北茨城市	市民福祉部長	鈴木 克彦

資料3 北茨城市こども計画策定の経緯

年度	開催日	内 容
令和5年度	12月19日(火)	第1回北茨城市子ども・子育て会議 ・第3期北茨城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(案)について
	1月30日(火) ～2月22日(木)	第3期北茨城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (就学前・就学児童の保護者、高校生へのアンケート調査)
令和6年度	7月25日(木)	第1回北茨城市子ども・子育て会議 ・第3期北茨城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告 ・第3期北茨城市子ども・子育て支援計画について
	10月28日(月)	第2回北茨城市子ども・子育て会議 ・北茨城市こども計画(骨子案)について 施策体系 教育・保育の見込み量と確保方策
	12月23日(月)	第3回北茨城市子ども・子育て会議 ・北茨城市こども計画(素案)について 施策展開
	1月20日(月) ～2月3日(月)	パブリックコメント
	2月28日(金)	第4回北茨城市子ども・子育て会議(書面開催) ・北茨城市こども計画(最終案)について パブリックコメントの実施結果 こども計画(案)の修正箇所 こども計画の概要版(案)

資料4 用語集

あ行

- ICT
Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、情報処理や通信技術の総称。
- 育児休業制度
育児・介護休業法に基づき、原則1歳未満のこどもを養育するための休業制度。
- いばらき出会いサポートセンター
結婚を希望する独身の方を対象に、会員登録制によるパートナー探しの支援を行う県の機関。
- インクルージョン
「包容」や「包摂」などの意味の言葉で、障害者の権利に関する条約第19条で、「この条約の締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」とされている。

か行

- 家庭児童相談室
18歳未満のこどもの養育や児童虐待等の相談に応じる窓口。
- 子育て支援センター
就学前のこどもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点。
- 子育て世代包括支援センター（令和6年4月以降は、こども家庭センター）
保健師等が妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する窓口。令和6年4月以降は、こども家庭センターがその機能を継承。
- こども
国のこども基本法では、こどもの定義を「心身の発達の過程にある者」としており、18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人が「こども」と定義。

- **こども家庭センター**
 児童福祉法及び母子保健法に基づき市町村が設置するもので、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、こどもや子育てに困難を抱える家庭に対して包括的に支援する窓口。
- **子ども家庭総合支援拠点（令和6年4月以降は、こども家庭センター）**
 児童福祉法に基づき、こどもや妊産婦の福祉に関して、必要な情報提供を行い、家庭等からの相談に応じ、関係機関との連絡調整など必要な支援を行う窓口。令和6年4月以降は、こども家庭センターがその機能を継承。
- **こども基本法**
 こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律。
- **子ども・子育て支援法に基づく基本指針**
 子ども・子育て支援法第60条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたもの。
- **こども政策の新たな推進体制に関する基本方針**
 令和3年12月21日に閣議決定され、こども政策の基本理念やこども家庭庁の設置とその機能等について定めたもの。
- **こども大綱**
 こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。
- **こどもまんなか実行計画2024**
 こども大綱に基づき、令和6年5月にこども政策推進会議が取りまとめた計画であり、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策に関する全体像を示したもの。
- **コミュニティ・スクール**
 学校運営協議会（保護者や地域住民と学校・教育委員会が、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組み）を設置している学校のこと。

さ行

- サポートプラン
心身の状況等に照らして、包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童や妊産婦に対して、こども家庭センターにおいて作成する、支援の種類、内容等の事項を記載した計画。
- 児童の権利に関する条約
こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。
- 児童発達支援センター
地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。
- 児童養護施設
児童福祉法第41条に規定される保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を養護し、その自立のための援助を行うことを目的とする施設。
- スクールカウンセラー
教育相談体制の充実を図るため、児童・保護者へのカウンセリングや教職員への助言等を行う者。
- スクールソーシャルワーカー
教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る者。
- ソーシャルワーク
社会福祉援助のことで、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活(QOL)を支援し、個人のウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良い状態にあること)の状態を高めることを目指していくこと。

た行

- DV
ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
- 特別支援学級
小学校、中学校等において障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

な行

- 認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。幼保連携型は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。幼稚園型は、認可幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。保育所型は、認可保育所が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

- ネグレクト

育児放棄や育児怠慢と言われる児童虐待の1つ。

は行

- パブリックコメント

市の計画、条例案等を策定する過程において、市民等の意見を求めたうえで、当該意見を考慮して意思決定を行い、その結果を公表する一連の手続きのこと。

- フードバンク

企業や個人から提供される食品を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のこと。

- 保育コンシェルジュ

就学前のこどもの預け先に関する保護者の相談に応じ、保育所のほか、一時預かり事業などの保育サービスなどについて情報を提供する役割の者。

- 放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、こどもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域のこどもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業。

ま行

- 民生委員・児童委員

地域福祉の身近な相談相手として「民生委員法」により市に置かれている制度的ボランティア。住民の生活状況の把握、援助を必要とする者への相談や助言等の援助、福祉サービス利用者のための情報提供、福祉事務所や社会福祉関係機関との連携・協力、住民の福祉増進のための活動などを行う。

や行

- ヤングケアラー
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。
- 幼児教育アドバイザー
幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者。
- 要保護児童生徒・準要保護児童生徒
要保護児童生徒は、生活保護を受給している世帯の児童生徒。準要保護児童生徒は、生活保護を受給していない世帯で、前年中の世帯全員の総所得金額等が基準以下の世帯、あるいは年度途中で生活保護が廃止又は停止になった世帯の児童生徒。
- 要保護児童対策地域協議会
福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携を図り、児童虐待対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する組織。

わ行

- 若者
国の子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の決定に伴い廃止）では、思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者と定義。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象。
- ワーク・ライフ・バランス
一人ひとりの希望どおり、仕事と生活のバランスが取れており、どちらも充実していること。

北茨城市こども計画

発 行 令和7年3月

発行者 茨城県北茨城市

編 集 北茨城市 市民福祉部子育て支援課

〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630

電 話：0293 (43) 1111

F A X：0293 (43) 6155

<https://www.city.kitaibaraki.lg.jp>